

改 正 後	現 行
第 1 編 共通編	第 1 編 共通編
第 1 章 総則	第 1 章 総則
第 1 節 総則	第 1 節 総則
1－1－1－1 (略)	1－1－1－1 (略)
1－1－1－2 用語の定義	1－1－1－2 用語の定義
標準仕様書における用語の定義は、次に定めるところによる。	標準仕様書における用語の定義は、次に定めるところによる。
(1)～(25) (略)	(1)～(25) (略)
(26)「連絡」とは、監督職員と受注者 <u>又は</u> 現場代理人の間で、監督職員が受注者に対し、 <u>又は</u> 受注者が監督職員に対し、契約書第 18 条に該当しない事項 <u>又は</u> 緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、Eメールなどの署名 <u>又は</u> 押印が不要な手段により互いに知らせることをいう。	(26)「連絡」とは、監督職員と受注者 <u>または</u> 現場代理人の間で、監督職員が受注者に対し、 <u>または</u> 受注者が監督職員に対し、契約書第 18 条に該当しない事項 <u>または</u> 緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、Eメールなどの署名 <u>または</u> 押印が不要な手段により互いに知らせることをいう。
(27)～(33) (略)	(27)～(33) (略)
(34)「契約関係書類」とは、契約書第 9 条第 5 項の定めにより監督職員を経由して受注者から発注者へ、 <u>又は</u> 受注者へ提出される書類をいう。	(34)「契約関係書類」とは、契約書第 9 条第 5 項の定めにより監督職員を経由して受注者から発注者へ、 <u>または</u> 受注者へ提出される書類をいう。
(35)～(46) (略)	(35)～(46) (略)
1－1－1－3 設計図書の照査等	1－1－1－3 設計図書の照査等
1 (略)	1 (略)
2. 設計図書の照査	2. 設計図書の照査
受注者は、施工前及び施工途中において、自らの負担により契約書第 18 条 第 1 項 第 1 号から第 5 号に係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督職員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。	受注者は、施工前及び施工途中において、自らの負担により契約書第 18 条 第 1 項 第 1 号から第 5 号に係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督職員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。
なお、確認できる資料とは、現地地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含むものとする。また、受注者は、監督職員から更に詳細な説明 <u>又は</u> 書面の追加の要求があった場合は従わなければならない。	なお、確認できる資料とは、現地地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含むものとする。また、受注者は、監督職員から更に詳細な説明 <u>または</u> 書面の追加の要求があった場合は従わなければならない。
3. 契約図書等の使用制限	3. 契約図書等の使用制限
受注者は、契約の目的のために必要とする以外は、契約図書、及びその他の図書を監督職員の承諾なくして第三者に使用させ、 <u>又は</u> 伝達してはならない。	受注者は、契約の目的のために必要とする以外は、契約図書、及びその他の図書を監督職員の承諾なくして第三者に使用させ、 <u>または</u> 伝達してはならない。
1－1－1－4 施工計画書	1－1－1－4 施工計画書
1・2 (略)	1・2 (略)
3. 詳細施工計画書	3. 詳細施工計画書
受注者は、施工計画書を提出した際、監督職員が指示した事項について、 <u>更に</u> 詳細な施工計画書を提出しなければならない。	受注者は、施工計画書を提出した際、監督職員が指示した事項について、 <u>さらに</u> 詳細な施工計画書を提出しなければならない。
1－1－1－5 工事実績情報の作成、登録	1－1－1－5 工事実績情報の作成、登録
1・2 (略)	1・2 (略)
3. 工事実績情報の登録申請は、原則として以下の期限内に行うものとする。	3. 工事実績情報の登録申請は、原則として以下の期限内に行うものとする。
(1)・(2) (略)	(1)・(2) (略)
(3)完成時の登録申請は、完成通知書を提出後、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、訂正時の登録は適宜行うものとする。	(3)完成時の登録申請は、完成通知書を提出後、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、訂正時の登録は適宜行うものとする。
ただし、変更時と完成時の間が 10 日間（土曜日、日曜日、祝日等を除く。）に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できるものとする。	ただし、変更時と完成時の間が 10 日間（土曜日、日曜日、祝日等を除く。）に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できるものとする。
また、本工事の完成後において訂正 <u>又は</u> 削除する場合においても同様に、速やかに発注者の確認を受けた上で、JACIC に登録申請しなければならない。	また、本工事の完成後において訂正 <u>または</u> 削除する場合においても同様に、速やかに発注者の確認を受けた上で、JACIC に登録申請しなければならない。
1－1－1－6 監督職員	1－1－1－6 監督職員
1 (略)	1 (略)
2. 監督職員の権限の行使	2. 監督職員の権限の行使

監督職員がその権限を行使する<u>とき</u>は、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は監督職員が、受注者に対し口頭による指示等を行えるものとする。口頭による指示等が行われた場合には、後日書面により監督職員と受注者の両者が指示内容等を確認するものとする。	
3	(略)
1-1-1-7	(略)
1-1-1-8	工事用地等の使用
1・2	(略)
3.	第三者からの調達用地
受注者は、工事の施工上必要な土地等を第三者から借用したときは、その土地等の所有者との間の契約を遵守し、その土地等の使用による苦情<u>又は</u>紛争が生じないように努めなければならない。	
4.	用地の返還
受注者は、第 1 項に規定した工事用地等の使用終了後は、設計図書の定め<u>又は</u>監督職員の指示に従い復旧の上、速やかに発注者に返還しなければならない。工事の完成前に発注者が返還を要求した場合も速やかに発注者に返還しなければならない。	
5・6	(略)
1-1-1-9	(略)
1-1-1-10	工事の下請負
受注者は、下請負に付する場合には、次の各号に掲げる要件を<u>全て</u>満たさなければならない。	
(1)～(4)	(略)
1-1-1-11	(略)
1-1-1-12	受注者相互の協力
受注者は、契約書第 2 条の規定に基づき隣接工事<u>又は</u>関連工事の請負業者と相互に協力し、施工しなければならない。	
また、<u>ほか</u>事業者が施工する関連工事が同時に施工される場合にも、これら関係者と相互に協力しなければならない。	
1-1-1-13	調査・試験に対する協力
1.	一般事項
受注者は、発注者が自ら<u>又は</u>発注者が指定する第三者が行う調査及び試験に対して、監督職員の指示によりこれに協力しなければならない。この場合、発注者は、具体的な内容等を事前に受注者に通知するものとする。	
2.	公共事業労務費調査
受注者は、当該工事が発注者の実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合には、以下の各号に掲げる協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。	
(1)・(2)	(略)
(3)	正確な調査票等の提出が行えるよう、労働基準法等に従い就業規則を作成すると <u>ともに</u> 賃金台帳を調製・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行なわなければならない。
(4)	(略)
3～6	(略)
1-1-1-14	工事の一時中止
1.	発注者は、契約書第 20 条の規定に基づき次の各号に該当する場合において、受注者に対してあらかじめ書面をもって中止内容を通知したうえで、必要とする期間、工事の全部又は一部の施工について一時中止を命じるものとする。
(1)・(2)	(略)
(3)	関連する <u>ほか</u> の工事の進捗が遅れたため工事の続行を不適当と認めた場合

監督職員がその権限を行使する<u>時</u>は、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は監督職員が、受注者に対し口頭による指示等を行えるものとする。口頭による指示等が行われた場合には、後日書面により監督職員と受注者の両者が指示内容等を確認するものとする。	
3	(略)
1-1-1-7	(略)
1-1-1-8	工事用地等の使用
1・2	(略)
3.	第三者からの調達用地
受注者は、工事の施工上必要な土地等を第三者から借用したときは、その土地等の所有者との間の契約を遵守し、その土地等の使用による苦情<u>または</u>紛争が生じないように努めなければならない。	
4.	用地の返還
受注者は、第 1 項に規定した工事用地等の使用終了後は、設計図書の定め<u>または</u>監督職員の指示に従い復旧の上、速やかに発注者に返還しなければならない。工事の完成前に発注者が返還を要求した場合も速やかに発注者に返還しなければならない。	
5・6	(略)
1-1-1-9	(略)
1-1-1-10	工事の下請負
受注者は、下請負に付する場合には、次の各号に掲げる要件を<u>すべて</u>満たさなければならない。	
(1)～(4)	(略)
1-1-1-11	(略)
1-1-1-12	受注者相互の協力
受注者は、契約書第 2 条の規定に基づき隣接工事<u>または</u>関連工事の請負業者と相互に協力し、施工しなければならない。	
また、<u>他</u>事業者が施工する関連工事が同時に施工される場合にも、これら関係者と相互に協力しなければならない。	
1-1-1-13	調査・試験に対する協力
1.	一般事項
受注者は、発注者が自ら<u>または</u>発注者が指定する第三者が行う調査及び試験に対して、監督職員の指示によりこれに協力しなければならない。この場合、発注者は、具体的な内容等を事前に受注者に通知するものとする。	
2.	公共事業労務費調査
受注者は、当該工事が発注者の実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合には、以下の各号に掲げる協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。	
(1)・(2)	(略)
(3)	正確な調査票等の提出が行えるよう、労働基準法等に従い就業規則を作成すると <u>共に</u> 賃金台帳を調製・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行なわなければならない。
(4)	(略)
3～6	(略)
1-1-1-14	工事の一時中止
1.	発注者は、契約書第 20 条の規定に基づき次の各号に該当する場合において、受注者に対してあらかじめ書面をもって中止内容を通知したうえで、必要とする期間、工事の全部又は一部の施工について一時中止を命じるものとする。
(1)・(2)	(略)
(3)	関連する <u>他</u> の工事の進捗が遅れたため工事の続行を不適当と認めた場合

(4)～(6) (略) 2・3 (略)	
1－1－1－15・1－1－1－16 (略) 1－1－1－17 支給材料及び貸与品 1～9 (略) 10. 受注者は、支給材料及び貸与物件を<u>ほか</u>の工事に流用してはならない。 11 (略)	
1－1－1－18 工事現場発生品 1. 受注者は、設計図書に定められた現場発生品について、設計図書<u>又は</u>監督職員の指示する場所で監督職員に引き渡すとともに、あわせて現場発生品調書を作成し、監督職員を通じて発注者に提出しなければならない。 2 (略)	
1－1－1－19 建設副産物 1. 受注者は、掘削により発生した石、砂利、砂その他の材料を工事に用いる場合、設計図書によるものとするが、設計図書に明示がない場合には、本体工事<u>又は</u>設計図書に指定された仮設工事にあつては、監督職員と協議するものとし、設計図書に明示がない任意の仮設工事にあつては、監督職員の承諾を得なければならない。 2. 受注者は、産業廃棄物が搬出される工事にあつては、産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）<u>又は</u>電子マニフェストにより、適正に処理されていることを確かめるとともに監督職員に提示しなければならない。 3 (略) 4. 受注者は、<u>コンクリート、コンクリート及び鉄からなる建設資材、木材、アスファルト混合物等</u>を工事現場に搬入する場合には、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に<u>その写しを添付して</u>監督職員に提出しなければならない。 <u>また、受注者は、工事現場において再生資源利用計画を公衆の見やすい場所に掲げなければならない。</u> 5. <u>受注者は、土砂を再生資源利用計画に記載した搬入元から搬入したときは、法令等に基づき、速やかに受領書を搬入元に交付しなければならない。</u> 6. 受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥<u>又は</u>建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書に<u>その写しを添付して</u>監督職員に提出しなければならない。 <u>また、受注者は、工事現場において再生資源利用促進計画を公衆の見やすい場所に掲げなければならない。</u> 7. <u>受注者は、再生資源利用促進計画の作成に当たり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土地の掘削その他の形質の変更に関して発注者等が行った土壌汚染対策法等の手続き状況や、搬出先が盛土規制法の許可地等であるなど適正であることについて、法令等に基づき確認しなければならない。</u> <u>また、確認結果は再生資源利用促進計画に添付するとともに、工事現場において公衆の見やすい場所に掲げなければならない。</u> 8. <u>受注者は、建設現場等から土砂搬出を他の者に委託しようとするときは、再生資源利用促進計画に記載した事項（搬出先の名称及び所在地、搬出量）及び第7項で行った確認結果を、委託した搬出者に対して、通知しなければならない。</u> 9. <u>受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督職員から請求があった場合は、受領書の写しを提出しなければならない。</u> 10 (略)	
1－1－1－20～1－1－1－24 (略) 1－1－1－25 工事完成検査	

(4)～(6) (略) 2・3 (略)	
1－1－1－15・1－1－1－16 (略) 1－1－1－17 支給材料及び貸与品 1～9 (略) 10. 受注者は、支給材料及び貸与物件を<u>他</u>の工事に流用してはならない。 11 (略)	
1－1－1－18 工事現場発生品 1. 受注者は、設計図書に定められた現場発生品について、設計図書<u>または</u>監督職員の指示する場所で監督職員に引き渡すとともに、あわせて現場発生品調書を作成し、監督職員を通じて発注者に提出しなければならない。 2 (略)	
1－1－1－19 建設副産物 1. 受注者は、掘削により発生した石、砂利、砂その他の材料を工事に用いる場合、設計図書によるものとするが、設計図書に明示がない場合には、本体工事<u>または</u>設計図書に指定された仮設工事にあつては、監督職員と協議するものとし、設計図書に明示がない任意の仮設工事にあつては、監督職員の承諾を得なければならない。 2. 受注者は、産業廃棄物が搬出される工事にあつては、産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）<u>または</u>電子マニフェストにより、適正に処理されていることを確かめるとともに監督職員に提示しなければならない。 3 (略) 4. 受注者は、<u>土砂、碎石または加熱アスファルト混合物</u>を工事現場に搬入する場合には、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に<u>含め</u>監督職員に提出しなければならない。	
(新設)	
5. 受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥<u>または</u>建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書に<u>含め</u>監督職員に提出しなければならない。	
(新設)	
(新設)	
6 (略)	
1－1－1－20～1－1－1－24 (略) 1－1－1－25 工事完成検査	

1	(略)
2	工事完成検査の要件 受注者は、工事完成通知書を監督職員に提出する際には、以下の各号に掲げる要件を<u>全て</u>満たさなくてはならない。 (1) 設計図書(追加、変更指示も含む。)に示される<u>全て</u>の工事が完成していること。 (2) (略) (3) 設計図書により義務付けられた工事記録写真、出来形管理資料、工事関係図等の資料の整備が<u>全て</u>完了し、監督職員に提出していること。 (4) (略)
1－1－1－26・1－1－1－27	(略)
1－1－1－28	施工管理 1・2 (略) 3. 受注者は、施工に先立ち工事現場<u>又は</u>その周辺の一般通行人等が見易い場所に、工事名、工期、発注者名及び受注者名を記載した標示板を設置し、工事完成後は速やかに標示板を撤去しなければならない。ただし、標示板の設置が困難な場合は、監督職員の承諾を得て省略することができる。 4 (略) 5. 受注者は、施工に際し施工現場周辺並びに<u>ほか</u>の構造物及び施設などへ影響を及ぼさないよう施工しなければならない。また、影響が生じるおそれがある場合、<u>又は</u>影響が生じた場合には直ちに監督職員へ連絡し、その対応方法等に関して監督職員と速やかに協議しなければならない。また、損傷が受注者の過失によるものと認められる場合、受注者自らの負担で原形に復元しなければならない。 6 (略) 7. 受注者は、工事中に物件を発見<u>又は</u>拾得した場合、直ちに関係機関へ通報するとともに、監督職員へ連絡しその対応について指示を受けるものとする。 8 (略)
1－1－1－29	(略)
1－1－1－30	工事関係者に対する措置請求 1 (略) 2. 技術者に対する措置 発注者<u>又は</u>監督職員は、主任技術者(監理技術者)、専門技術者(これらの者と現場代理人を兼務する者を除く。)が工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に関して、著しく不適当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
1－1－1－31	工事中の安全確保 1 (略) 2. 支障行為等の防止 受注者は、工事施工中、監督職員及び管理者の許可なくして、流水及び水陸交通の支障となるような行為、<u>又は</u>公衆に支障を及ぼすなどの施工をしてはならない。 3～6 (略) 7. 現場環境改善 受注者は、工事現場の現場環境改善を図るため、現場事務所、作業員宿舍、休憩所<u>又は</u>作業環境等の改善を行い、快適な職場を形成するとともに、地域との積極的なコミュニケーション及び現場周辺の美装化に努めるものとする。 8・9 (略) 10. 安全教育・訓練等の記録 受注者は、安全教育及び安全訓練等の実施状況について、ビデオ等<u>又は</u>工事報告等に記録した資料を整備及び保管し、監督職員の請求があった場合は直ちに提示するものとする。 11 (略) 12. 工事関係者の連絡会議

1	(略)
2	工事完成検査の要件 受注者は、工事完成通知書を監督職員に提出する際には、以下の各号に掲げる要件を<u>すべて</u>満たさなくてはならない。 (1) 設計図書(追加、変更指示も含む。)に示される<u>すべて</u>の工事が完成していること。 (2) (略) (3) 設計図書により義務付けられた工事記録写真、出来形管理資料、工事関係図等の資料の整備が<u>すべて</u>完了し、監督職員に提出していること。 (4) (略)
1－1－1－26・1－1－1－27	(略)
1－1－1－28	施工管理 1・2 (略) 3. 受注者は、施工に先立ち工事現場<u>または</u>その周辺の一般通行人等が見易い場所に、工事名、工期、発注者名及び受注者名を記載した標示板を設置し、工事完成後は速やかに標示板を撤去しなければならない。ただし、標示板の設置が困難な場合は、監督職員の承諾を得て省略することができる。 4 (略) 5. 受注者は、施工に際し施工現場周辺並びに<u>他</u>の構造物及び施設などへ影響を及ぼさないよう施工しなければならない。また、影響が生じるおそれがある場合、<u>または</u>影響が生じた場合には直ちに監督職員へ連絡し、その対応方法等に関して監督職員と速やかに協議しなければならない。また、損傷が受注者の過失によるものと認められる場合、受注者自らの負担で原形に復元しなければならない。 6 (略) 7. 受注者は、工事中に物件を発見<u>または</u>拾得した場合、直ちに関係機関へ通報するとともに、監督職員へ連絡しその対応について指示を受けるものとする。 8 (略)
1－1－1－29	(略)
1－1－1－30	工事関係者に対する措置請求 1 (略) 2. 技術者に対する措置 発注者または監督職員は、主任技術者(監理技術者)、専門技術者(これらの者と現場代理人を兼務する者を除く。)が工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に関して、著しく不適当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
1－1－1－31	工事中の安全確保 1 (略) 2. 支障行為等の防止 受注者は、工事施工中、監督職員及び管理者の許可なくして、流水及び水陸交通の支障となるような行為、<u>または</u>公衆に支障を及ぼすなどの施工をしてはならない。 3～6 (略) 7. 現場環境改善 受注者は、工事現場の現場環境改善を図るため、現場事務所、作業員宿舍、休憩所<u>または</u>作業環境等の改善を行い、快適な職場を形成するとともに、地域との積極的なコミュニケーション及び現場周辺の美装化に努めるものとする。 8・9 (略) 10. 安全教育・訓練等の記録 受注者は、安全教育及び安全訓練等の実施状況について、ビデオ等<u>または</u>工事報告等に記録した資料を整備及び保管し、監督職員の請求があった場合は直ちに提示するものとする。 11 (略) 12. 工事関係者の連絡会議

受注者は、工事現場が隣接し又は同一場所において別途工事がある場合は、請負業者間の安全施工に関する緊密な情報交換を行うとともに、非常時における臨機の措置を定める等の連絡調整を行うため、関係者による工事関係者連絡会議を組織するものとする。

- 13 (略)
- 14. 安全優先

受注者は、工事中における安全の確保を全てに優先させ、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかなければならない。

- 15 (略)
- 16. 災害発生時の応急処置

災害発生時においては、第三者及び作業員等の人命の安全確保を全てに優先させるものとし、応急処置を講じるとともに、直ちに関係機関に通報及び監督職員に連絡しなければならない。

- 17～19 (略)

- 1－1－1－32 (略)
- 1－1－1－33 後片付け

受注者は、工事の全部又は一部の完成に際して、一切の受注者の機器、余剰資材、残骸及び各種の仮設物を片付けかつ撤去し、現場及び工事にかかる部分を清掃し、かつ整然とした状態にするものとする。

ただし、設計図書において存置するとしたものを除く。また、工事検査に必要な足場、はしご等は、監督職員の指示に従って存置し、検査終了後撤去するものとする。

- 1－1－1－34 (略)
- 1－1－1－35 環境対策及び木材利用

- 1 (略)
- 2. 苦情対応

受注者は、環境への影響が予知され又は発生した場合は、直ちに応急措置を講じ監督職員に連絡しなければならない。また、第三者からの環境問題に関する苦情に対しては、誠意をもってその対応にあたり、その交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書で取り交わす等明確にしておくとともに、状況を随時監督職員に報告しなければならない。

- 3～5 (略)
- 6. 排出ガス対策型建設機械

受注者は、工事の施工にあたり表 1-1-1 に示す建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(平成 17 年法律第 51 号)」に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車又は「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成 3 年 10 月 8 日付建設省経機発第 249 号）」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程（平成 18 年 3 月 17 日付国土交通省告示第 348 号）」若しくは「第 3 次排出ガス対策型建設機械指定要領（平成 18 年 3 月 17 日付国総施第 215 号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械（以下「排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。

(中略)

受注者は、トンネル坑内作業において表 1-1-2 に示す建設機械を使用する場合は、2011 年以降の排出ガス基準に適合するものとして「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則」（令和元年 6 月改正経済産業省・国土交通省・環境省令第 1 号）16 条第 1 項 第 2 号若しくは第 20 条第 1 項第 2 号に定める表示が付された特定特殊自動車又は「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成 3 年 10 月 8 日付建設省経機発第 249 号）」若しくは「第 3 次排出ガス対策型建設機械指定要領（平成 28 年 8 月 30 日付国総環リ第 6 号）」に基づき指定されたトンネル工事用排出ガス対策型建設機械（以下「トンネル工事用排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。

(略)

- 7. 特定特殊自動車の燃料

受注者は、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたって、燃料を購入して使用するときは、当該特定特殊自動車の製作等に関する事業者又は団体が推奨する軽油（ガソリンスタン

受注者は、工事現場が隣接しまたは同一場所において別途工事がある場合は、請負業者間の安全施工に関する緊密な情報交換を行うとともに、非常時における臨機の措置を定める等の連絡調整を行うため、関係者による工事関係者連絡会議を組織するものとする。

- 13 (略)
- 14. 安全優先

受注者は、工事中における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかなければならない。

- 15 (略)
- 16. 災害発生時の応急処置

災害発生時においては、第三者及び作業員等の人命の安全確保をすべてに優先させるものとし、応急処置を講じるとともに、直ちに関係機関に通報及び監督職員に連絡しなければならない。

- 17～19 (略)

- 1－1－1－32 (略)
- 1－1－1－33 後片付け

受注者は、工事の全部または一部の完成に際して、一切の受注者の機器、余剰資材、残骸及び各種の仮設物を片付けかつ撤去し、現場及び工事にかかる部分を清掃し、かつ整然とした状態にするものとする。

ただし、設計図書において存置するとしたものを除く。また、工事検査に必要な足場、はしご等は、監督職員の指示に従って存置し、検査終了後撤去するものとする。

- 1－1－1－34 (略)
- 1－1－1－35 環境対策及び木材利用

- 1 (略)
- 2. 苦情対応

受注者は、環境への影響が予知されまたは発生した場合は、直ちに応急措置を講じ監督職員に連絡しなければならない。また、第三者からの環境問題に関する苦情に対しては、誠意をもってその対応にあたり、その交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書で取り交わす等明確にしておくとともに、状況を随時監督職員に報告しなければならない。

- 3～5 (略)
- 6. 排出ガス対策型建設機械

受注者は、工事の施工にあたり表 1-1-1 に示す建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(平成 17 年法律第 51 号)」に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車又は「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成 3 年 10 月 8 日付建設省経機発第 249 号）」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程（平成 18 年 3 月 17 日付国土交通省告示第 348 号）」もしくは「第 3 次排出ガス対策型建設機械指定要領（平成 18 年 3 月 17 日付国総施第 215 号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械（以下「排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。

(中略)

受注者は、トンネル坑内作業において表 1-1-2 に示す建設機械を使用する場合は、2011 年以降の排出ガス基準に適合するものとして「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則」（令和元年 6 月改正経済産業省・国土交通省・環境省令第 1 号）16 条第 1 項 第 2 号もしくは第 20 条第 1 項第 2 号に定める表示が付された特定特殊自動車又は「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成 3 年 10 月 8 日付建設省経機発第 249 号）」若しくは「第 3 次排出ガス対策型建設機械指定要領（平成 28 年 8 月 30 日付国総環リ第 6 号）」に基づき指定されたトンネル工事用排出ガス対策型建設機械（以下「トンネル工事用排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。

(略)

- 7. 特定特殊自動車の燃料

受注者は、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたって、燃料を購入して使用するときは、当該特定特殊自動車の製作等に関する事業者または団体が推奨する軽油（ガソリンスタ

ド等で販売されている軽油をいう。)を選択しなければならない。また、監督職員から特定特殊自動車に使用した燃料の購入伝票を求められた場合、提示しなければならない。

なお、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたっては、下請負者等に関係法令等を遵守させるものとする。

8. 低騒音型・低振動型建設機械

受注者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術参事官通達、昭和 62 年 3 月 30 日改正）によって低騒音型・低振動型建設機械を設計図書で使用を義務付けている場合には、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定（国土交通省告示、平成 13 年 4 月 9 日改正）に基づき指定された建設機械を使用しなければならない。ただし、施工時期・現場条件等により一部機種の調達が不可能な場合は、認定機種と同程度と認められる機種又は対策をもって協議することができる。

1－1－1－36 （略）

1－1－1－37 交通安全管理

1. 受注者は、工事用運搬路として、公衆に供する道路を使用するときは、積載物の落下等により、路面を損傷し、あるいは汚損することのないようにするとともに、特に第三者に工事公害による損害を与えないようにしなければならない。

なお、第三者に工事公害による損害を及ぼした場合は、契約書第 29 条によって処置するものとする。

2～5 （略）

6. 受注者は、特記仕様書にほかの受注者と工事用道路を共用する定めがある場合においては、その定めに従うとともに、関連する受注者と緊密に打合せ、相互の責任区分を明らかにして使用するものとする。

7. 公衆の交通が自由かつ安全に通行するのに支障となる場所に材料又は設備を保管してはならない。受注者は、毎日の作業終了時及び何らかの理由により建設作業を中断する時には、交通管理者協議で許可された常設作業帯内を除き一般の交通に使用される路面から全ての設備その他の障害物を撤去しなくてはならない。

8. 工事の性質上、受注者が、水上輸送によることを必要とする場合には本条の「道路」は、水門、又は水路に関するその他の構造物と読み替え「車両」は船舶と読み替えるものとする。

9. 受注者は、工事の施工にあたっては、作業区域の標示及び関係者への周知など、必要な安全対策を講じなければならない。また、作業船等が船舶の輻輳している区域を航行又はえい航する場合、見張りを強化する等、事故の防止に努めなければならない。

10. 受注者は、船舶の航行又は漁業の操業に支障をきたす恐おそれのある物体を水中に落とした場合、直ちに、その物体を取り除かなければならない。

なお、直ちにに取り除けない場合は、標識を設置して危険箇所を明示し、関係機関に通報及び監督職員に連絡しなければならない。

11 （略）

12. 受注者は、建設機械、資材等の運搬に当たり、車両制限令（平成 31 年 3 月改正政令第 41 号）第 3 条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第 47 条の 2 に基づく通行許可を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施行令（令和元年 9 月改正政令第 109 号）第 22 条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するとき、道路交通法（令和元年 6 月改正法律第 37 号）第 57 条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。

表 1-1-3 （略）

＊ここでいう車両とは、人が乗車し、又は貨物が積載されている場合にはその状態におけるものをいい、ほかの車両をけん引している場合にはこのけん引されている車両を含む。

1－1－1－38 施設管理

受注者は、工事現場における公物（各種公益企業施設を含む。）又は部分使用施設（契約書 第 34 条の適用部分）について、施工管理上、契約図書における規定の履行を以っても不都合が生ずるおそれがある場合には、その処置について監督職員と協議できる。

ンド等で販売されている軽油をいう。)を選択しなければならない。また、監督職員から特定特殊自動車に使用した燃料の購入伝票を求められた場合、提示しなければならない。

なお、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたっては、下請負者等に関係法令等を遵守させるものとする。

8. 低騒音型・低振動型建設機械

受注者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術参事官通達、昭和 62 年 3 月 30 日改正）によって低騒音型・低振動型建設機械を設計図書で使用を義務付けている場合には、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定（国土交通省告示、平成 13 年 4 月 9 日改正）に基づき指定された建設機械を使用しなければならない。ただし、施工時期・現場条件等により一部機種の調達が不可能な場合は、認定機種と同程度と認められる機種または対策をもって協議することができる。

1－1－1－36 （略）

1－1－1－37 交通安全管理

1. 受注者は、工事用運搬路として、公衆に供する道路を使用する時は、積載物の落下等により、路面を損傷し、あるいは汚損することのないようにするとともに、特に第三者に工事公害による損害を与えないようにしなければならない。

なお、第三者に工事公害による損害を及ぼした場合は、契約書第 29 条によって処置するものとする。

2～5 （略）

6. 受注者は、特記仕様書に他の受注者と工事用道路を共用する定めがある場合においては、その定めに従うとともに、関連する受注者と緊密に打合せ、相互の責任区分を明らかにして使用するものとする。

7. 公衆の交通が自由かつ安全に通行するのに支障となる場所に材料または設備を保管してはならない。受注者は、毎日の作業終了時及び何らかの理由により建設作業を中断する時には、交通管理者協議で許可された常設作業帯内を除き一般の交通に使用される路面からすべての設備その他の障害物を撤去しなくてはならない。

8. 工事の性質上、受注者が、水上輸送によることを必要とする場合には本条の「道路」は、水門、または水路に関するその他の構造物と読み替え「車両」は船舶と読み替えるものとする。

9. 受注者は、工事の施工にあたっては、作業区域の標示及び関係者への周知など、必要な安全対策を講じなければならない。また、作業船等が船舶の輻輳している区域を航行またはえい航する場合、見張りを強化する等、事故の防止に努めなければならない。

10. 受注者は、船舶の航行または漁業の操業に支障をきたす恐おそれのある物体を水中に落とした場合、直ちに、その物体を取り除かなければならない。

なお、直ちにに取り除けない場合は、標識を設置して危険箇所を明示し、関係機関に通報及び監督職員に連絡しなければならない。

11 （略）

12. 受注者は、建設機械、資材等の運搬に当たり、車両制限令（平成 31 年 3 月改正政令第 41 号）第 3 条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第 47 条の 2 に基づく通行許可を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施行令（令和元年 9 月改正政令第 109 号）第 22 条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するとき、道路交通法（令和元年 6 月改正法律第 37 号）第 57 条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。

表 1-1-3 （略）

＊ここでいう車両とは、人が乗車し、または貨物が積載されている場合にはその状態におけるものをいい、他の車両をけん引している場合にはこのけん引されている車両を含む。

1－1－1－38 施設管理

受注者は、工事現場における公物（各種公益企業施設を含む。）または部分使用施設（契約書 第 34 条の適用部分）について、施工管理上、契約図書における規定の履行を以っても不都合が生ずるおそれがある場合には、その処置について監督職員と協議できる。

なお、当該協議事項は、契約書 第 9 条の規定に基づき処理されるものとする。	
1－1－1－39	(略)
1－1－1－40	官公庁等への手続等
1	(略)
2.	受注者は、工事施工にあたり受注者の行うべき関係官公庁及びその他の関係機関への届出等を、法令、条例 <u>又は</u> 設計図書の定めにより実施しなければならない。
3～8	(略)
1－1－1－41	施工時期及び施工時間の変更
1	(略)
2.	受注者は、設計図書に施工時間が定められていない場合で、官公庁の休日 <u>又は</u> 夜間に、作業を行うにあたっては、事前にその理由を監督職員に連絡しなければならない。 ただし、現道上の工事については書面により提出しなければならない。
1－1－1－42	工事測量
1～3	(略)
4.	受注者は、工事の施工に当たり、損傷を受けるおそれのある杭 <u>又は</u> 障害となる杭の設置換え、移設及び復元を含めて、発注者の設置した既存杭の保全に対して責任を負わなければならない。
5	(略)
1－1－1－43・1－1－1－44	(略)
1－1－1－45	不可抗力による損害
1	(略)
2.	設計図書で定めた基準 契約書第 30 条第 1 項に規定する「設計図書で基準を定めたもの」とは、以下の各号に掲げるものをいう。 (1) 波浪、高潮に起因する場合 波浪、高潮が想定している設計条件以上 <u>又は</u> 周辺状況から判断してそれと同等以上と認められる場合 (2)・(3) (略) (4) 地震、津波、豪雪に起因する場合周囲の状況により判断し、相当の範囲にわたって <u>ほかの</u> 一般物件にも被害を及ぼしたと認められる場合
3	(略)
1－1－1－46	(略)
1	(略)
2.	受注者は、業務の遂行により発明 <u>又は</u> 考案したときは、監督職員に報告するとともに、これを保全するために必要な措置を講じ、出願及び権利の帰属等については、発注者と協議しなければならない。
3.	発注者が、引渡しを受けた契約の目的物が著作権法（平成 30 年 7 月改正 法律第 72 号）第 2 条 第 1 項 第 1 号に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。 なお、出願及び権利等が発注者に帰属する著作物については、発注者はこれを自由に加除 <u>又は</u> 編集して利用することができる。
1－1－1－47	保険の付保及び事故の補償
1. ～3.	(略)
4.	<u>受注者は、法定外の労災保険に付さなければならない。</u>
5.・6.	(略)
1－1－1－48	臨機の措置

なお、当該協議事項は、契約書 第 9 条の規定に基づき処理されるものとする。	
1－1－1－39	(略)
1－1－1－40	官公庁等への手続等
1	(略)
2.	受注者は、工事施工にあたり受注者の行うべき関係官公庁及びその他の関係機関への届出等を、法令、条例 <u>または</u> 設計図書の定めにより実施しなければならない。
3～8	(略)
1－1－1－41	施工時期及び施工時間の変更
1	(略)
2.	受注者は、設計図書に施工時間が定められていない場合で、官公庁の休日 <u>または</u> 夜間に、作業を行うにあたっては、事前にその理由を監督職員に連絡しなければならない。 ただし、現道上の工事については書面により提出しなければならない。
1－1－1－42	工事測量
1～3	(略)
4.	受注者は、工事の施工に当たり、損傷を受けるおそれのある杭 <u>または</u> 障害となる杭の設置換え、移設及び復元を含めて、発注者の設置した既存杭の保全に対して責任を負わなければならない。
5	(略)
1－1－1－43・1－1－1－44	(略)
1－1－1－45	不可抗力による損害
1	(略)
2.	設計図書で定めた基準 契約書第 30 条第 1 項に規定する「設計図書で基準を定めたもの」とは、以下の各号に掲げるものをいう。 (1) 波浪、高潮に起因する場合 波浪、高潮が想定している設計条件以上 <u>または</u> 周辺状況から判断してそれと同等以上と認められる場合 (2)・(3) (略) (4) 地震、津波、豪雪に起因する場合周囲の状況により判断し、相当の範囲にわたって <u>他の一</u> 般物件にも被害を及ぼしたと認められる場合
3	(略)
1－1－1－46	(略)
1	(略)
2.	受注者は、業務の遂行により発明 <u>または</u> 考案したときは、監督職員に報告するとともに、これを保全するために必要な措置を講じ、出願及び権利の帰属等については、発注者と協議しなければならない。
3.	発注者が、引渡しを受けた契約の目的物が著作権法（平成 30 年 7 月改正 法律第 72 号）第 2 条 第 1 項 第 1 号に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。 なお、出願及び権利等が発注者に帰属する著作物については、発注者はこれを自由に加除 <u>または</u> 編集して利用することができる。
1－1－1－47	保険の付保及び事故の補償
1. ～3.	(略)
(新設)	
4.・5.	(略)
1－1－1－48	臨機の措置

- 1 （略）
- 2 監督職員は、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的事象（以下「天災等」という。）に伴ない、工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に重大な影響があると認められるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

- 1 （略）
- 2 監督職員は、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的または人為的事象（以下「天災等」という。）に伴ない、工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に重大な影響があると認められるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

第2編 材料編	
第1章 一般事項	
第1節 適用	
2－1－1－1 適用	工事に使用する材料は、設計図書に品質規格を特に明示した場合を除き、本標準仕様書に示す規格に適合したもの、 <u>又は</u> これと同等以上の品質を有するものとする。ただし、監督職員が承諾した材料及び設計図書に明示されていない仮設材料については除くものとする。
第2節 工事材料の品質	
2－1－2－1 工事材料の品質	
1. 一般事項	受注者は、工事に使用した材料の品質を証明する、試験成績表、性能試験結果、ミルシート等の品質規格証明書を受注者の責任において整備、保管し、監督職員 <u>又は</u> 検査職員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。ただし、設計図書で提出を定められているものについては、監督職員へ提出しなければならない。
	なお、JIS規格品のうちJISマーク表示が認証されJISマーク表示がされている材料・製品等（以下、「JISマーク表示品」という）については、JISマーク表示状態を示す写真等確認資料の提示に替えることができる。
2. 中等の品質	契約書 第13条第1項に規定する「中等の品質」とは、JIS規格に適合したもの <u>又は</u> 、これと同等以上の品質を有するものをいう。
3. 試験を行う工事材料	受注者は、設計図書において試験を行うこととしている工事材料について、JIS <u>又は</u> 設計図書に定める方法により試験を実施し、その結果を監督職員に提出しなければならない。
	なお、JISマーク表示品については試験を省略できる。
4. 見本・品質証明資料	受注者は、設計図書において指定された工事材料について、見本 <u>又は</u> 品質を証明する資料を工事材料を使用するまでに監督職員に提出し、確認を受けなければならない。
	なお、JISマーク表示品については、JISマーク表示状態の確認とし見本 <u>又は</u> 品質を証明する資料の提出は省略できる。
5・6	（略）
第2章 工事材料	
第1節	（略）
第2節 石	
2－2－2－1～2－2－2－3	（略）
2－2－2－4 雑石（粗石）	雑石は、天然石 <u>又は</u> 破碎石とし、うすっぺらなもの及び細長いものであってはならない。
2－2－2－5	（略）
2－2－2－6 ぐり石	ぐり石は、玉石 <u>又は</u> 割ぐり石で20 cm以下の小さいものとし、主に基礎・裏込ぐり石に用いるものであり、うすっぺらなもの及び細長いものであってはならない。
2－2－2－7	（略）
第3節 骨材	
2－2－3－1 一般事項	
1. 適合規格	

第2編 材料編	
第1章 一般事項	
第1節 適用	
2－1－1－1 適用	工事に使用する材料は、設計図書に品質規格を特に明示した場合を除き、本標準仕様書に示す規格に適合したもの、 <u>または</u> これと同等以上の品質を有するものとする。ただし、監督職員が承諾した材料及び設計図書に明示されていない仮設材料については除くものとする。
第2節 工事材料の品質	
2－1－2－1 工事材料の品質	
1. 一般事項	受注者は、工事に使用した材料の品質を証明する、試験成績表、性能試験結果、ミルシート等の品質規格証明書を受注者の責任において整備、保管し、監督職員 <u>または</u> 検査職員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。ただし、設計図書で提出を定められているものについては、監督職員へ提出しなければならない。
	なお、JIS規格品のうちJISマーク表示が認証されJISマーク表示がされている材料・製品等（以下、「JISマーク表示品」という）については、JISマーク表示状態を示す写真等確認資料の提示に替えることができる。
2. 中等の品質	契約書 第13条第1項に規定する「中等の品質」とは、JIS規格に適合したもの <u>または</u> 、これと同等以上の品質を有するものをいう。
3. 試験を行う工事材料	受注者は、設計図書において試験を行うこととしている工事材料について、JIS <u>または</u> 設計図書に定める方法により試験を実施し、その結果を監督職員に提出しなければならない。
	なお、JISマーク表示品については試験を省略できる。
4. 見本・品質証明資料	受注者は、設計図書において指定された工事材料について、見本 <u>または</u> 品質を証明する資料を工事材料を使用するまでに監督職員に提出し、確認を受けなければならない。
	なお、JISマーク表示品については、JISマーク表示状態の確認とし見本 <u>または</u> 品質を証明する資料の提出は省略できる。
5・6	（略）
第2章 工事材料	
第1節	（略）
第2節 石	
2－2－2－1～2－2－2－3	（略）
2－2－2－4 雑石（粗石）	雑石は、天然石 <u>または</u> 破碎石とし、うすっぺらなもの及び細長いものであってはならない。
2－2－2－5	（略）
2－2－2－6 ぐり石	ぐり石は、玉石 <u>または</u> 割ぐり石で20 cm以下の小さいものとし、主に基礎・裏込ぐり石に用いるものであり、うすっぺらなもの及び細長いものであってはならない。
2－2－2－7	（略）
第3節 骨材	
2－2－3－1 一般事項	
1. 適合規格	

道路用碎石及びコンクリート用骨材等は、以下の規格に適合するものとする。		道路用碎石及びコンクリート用骨材等は、以下の規格に適合するものとする。	
JIS A 5001（道路用碎石）		JIS A 5001（道路用碎石）	
JIS A 5308（レディーミクストコンクリート）附属書JA（レディーミクストコンクリート用骨材）		JIS A 5308（レディーミクストコンクリート）附属書A（レディーミクストコンクリート用骨材）	
JIS A 5005（コンクリート用碎石及び砕砂）		JIS A 5005（コンクリート用碎石及び砕砂）	
JIS A 5011-1（コンクリート用スラグ骨材－第1部：高炉スラグ骨材）		JIS A 5011-1（コンクリート用スラグ骨材－第1部：高炉スラグ骨材）	
JIS A 5011-2（コンクリート用スラグ骨材－第2部：フェロニッケルスラグ骨材）		JIS A 5011-2（コンクリート用スラグ骨材－第2部：フェロニッケルスラグ骨材）	
JIS A 5011-3（コンクリート用スラグ骨材－第3部：銅スラグ骨材）		JIS A 5011-3（コンクリート用スラグ骨材－第3部：銅スラグ骨材）	
JIS A 5011-4（コンクリート用スラグ骨材－第4部：電気炉酸化スラグ骨材）		JIS A 5011-4（コンクリート用スラグ骨材－第4部：電気炉酸化スラグ骨材）	
JIS A 5015（道路用鉄鋼スラグ）		JIS A 5015（道路用鉄鋼スラグ）	
JIS A 5021（コンクリート用再生骨材H）		JIS A 5021（コンクリート用再生骨材H）	
2～4（略）		2～4（略）	
5．水硬性粒度調整鉄鋼スラグ等の貯蔵 受注者は、水硬性粒度調整鉄鋼スラグ、細骨材、又は細粒分を多く含む骨材を貯蔵する場合に、防水シートなどで覆い、雨水がかからないようにしなければならない。		5．水硬性粒度調整鉄鋼スラグ等の貯蔵 受注者は、水硬性粒度調整鉄鋼スラグ、細骨材、または細粒分を多く含む骨材を貯蔵の場合に、防水シートなどで覆い、雨水がかからないようにしなければならない。	
6．石粉、石灰等の貯蔵 受注者は、石粉、石灰、セメント、回収ダスト、フライアッシュを貯蔵する場合に、防湿的な構造を有するサイロ又は倉庫等を使用しなければならない。		6．石粉、石灰等の貯蔵 受注者は、石粉、石灰、セメント、回収ダスト、フライアッシュを貯蔵する場合に、防湿的な構造を有するサイロまたは倉庫等を使用しなければならない。	
7・8（略）		7・8（略）	
2－2－3－2（略）		2－2－3－2（略）	
2－2－3－3 アスファルト舗装用骨材		2－2－3－3 アスファルト舗装用骨材	
1．碎石・再生碎石及び鉄鋼スラグの粒度 （略） 表2－2－3 碎石の粒度		1．碎石・再生碎石及び鉄鋼スラグの粒度 （略） 表2－2－3 碎石の粒度	
表（略）		表（略）	
〔注1〕呼び名別粒度の規定に適合しない粒度の碎石であっても、ほかの碎石、砂、石粉等と合成したときの粒度が、所要の混合物の骨材粒度に適合すれば使用することができる。		〔注1〕呼び名別粒度の規定に適合しない粒度の碎石であっても、他の碎石、砂、石粉等と合成したときの粒度が、所要の混合物の骨材粒度に適合すれば使用することができる。	
〔注2〕（略）		〔注2〕（略）	
2～4（略）		2～4（略）	
5．鉄鋼スラグの規格（路盤材用） 路盤材に用いる鉄鋼スラグは、表 2-2-9 の規格に適合するものとする。		5．鉄鋼スラグの規格（路盤材用） 路盤材に用いる鉄鋼スラグは、表 2-2-9 の規格に適合するものとする。	
表2－2－9 鉄鋼スラグの規格		表2－2－9 鉄鋼スラグの規格	
表（略）		表（略）	
〔注1〕・〔注2〕（略）		〔注1〕・〔注2〕（略）	
〔注3〕エージングとは高炉徐冷スラグの黄濁水発生防止や製鋼スラグの膨張性安定化を目的とし、冷却固化した高炉徐冷スラグ及び製鋼スラグを破碎後、空気及び水と反応させる処理をいう。エージング方法には、空気及び水による通常エージングと温水又は蒸気による促進エージングがある。		〔注3〕エージングとは高炉徐冷スラグの黄濁水発生防止や製鋼スラグの膨張性安定化を目的とし、冷却固化した高炉徐冷スラグ及び製鋼スラグを破碎後、空気及び水と反応させる処理をいう。エージング方法には、空気及び水による通常エージングと温水または蒸気による促進エージングがある。	
〔注4〕（略）		〔注4〕（略）	
6～8（略）		6～8（略）	
2－2－3－4 アスファルト用再生骨材		2－2－3－4 アスファルト用再生骨材	
再生加熱アスファルト混合物に用いるアスファルトコンクリート再生骨材の品質は、表 2-2-12 の規格に適合するものとする。		再生加熱アスファルト混合物に用いるアスファルトコンクリート再生骨材の品質は、表 2-2-12 の規格に適合するものとする。	
表2－2－9 鉄鋼スラグの規格		表2－2－9 鉄鋼スラグの規格	

表（略）	
[注1]～[注5]（略） [注6] アスファルト混合物層の切削材は、その品質が本表に適合するものであれば再生加熱アスファルト混合物に利用できる。ただし、切削材は粒度がばらつきやすいので<u>ほか</u>のアスファルトコンクリート発生材を調整して使用することが望ましい。 [注7] 旧アスファルトの性状は、針入度<u>又は</u>、圧列係数のどちらかが基準を満足すればよい。	
2-2-3-5	（略）
2-2-3-6	安定材
1・2	（略）
3.	石灰安定処理に使用する石灰
石灰安定処理に使用する石灰は、JIS R 9001（工業用石灰）に規定にされる生石灰（特号及び1号）、消石灰（特号及び1号）、 <u>又は</u> それらを主成分とする石灰系安定材に適合するものとする。	
第4節（略）	
第5節	
2-2-5-1～2-2-5-16	（略）
2-2-5-17	ガードケーブル（路側用）
ガードケーブル（路側用）は、以下の規格に適合するものとする。	
(1) ケーブル	JIS G 3525（ワイヤロープ）
ケーブルの径は 18 mm、構造は 3×7G/o とする。	
なお、ケーブル一本 <u>当たり</u> の破断強度は 160 kN 以上の強さを持つものとする。	
(2)・(3)	（略）
(4) 索端金具	ソケットはケーブルと調整ねじを取付けた状態において、ケーブルの一本 <u>当たり</u> の破断強度以上の強さを持つものとする。
(5)・(6)	（略）
2-2-5-18	（略）
第6節 セメント及び混和材料	
2-2-6-1	一般事項
1. 工事用セメント	工事に使用するセメントは、普通ポルトランドセメントを使用するものとし、 <u>ほか</u> のセメント及び混和材料を使用する場合は、設計図書によらなければならない。
2. セメントの貯蔵	受注者は、セメントを防湿構造を有するサイロ <u>又は</u> 倉庫に、品種別に区分して貯蔵しなければならない。
3～7	（略）
8. 混和材の使用順序	受注者は、混和材を防湿的なサイロ <u>又は</u> 、倉庫等に品種別に区分して貯蔵し、入荷の順にこれを用いなければならない。
9	（略）
2-2-6-2	（略）

表（略）	
[注1]～[注5]（略） [注6] アスファルト混合物層の切削材は、その品質が本表に適合するものであれば再生加熱アスファルト混合物に利用できる。ただし、切削材は粒度がばらつきやすいので<u>他</u>のアスファルトコンクリート発生材を調整して使用することが望ましい。 [注7] 旧アスファルトの性状は、針入度<u>または</u>、圧列係数のどちらかが基準を満足すればよい。	
2-2-3-5	（略）
2-2-3-6	安定材
1・2	（略）
3.	石灰安定処理に使用する石灰
石灰安定処理に使用する石灰は、JIS R 9001（工業用石灰）に規定にされる生石灰（特号及び1号）、消石灰（特号及び1号）、 <u>または</u> それらを主成分とする石灰系安定材に適合するものとする。	
第4節（略）	
第5節	
2-2-5-1～2-2-5-16	（略）
2-2-5-17	ガードケーブル（路側用）
ガードケーブル（路側用）は、以下の規格に適合するものとする。	
(1) ケーブル	JIS G 3525（ワイヤロープ）
ケーブルの径は 18 mm、構造は 3×7G/o とする。	
なお、ケーブル一本 <u>当り</u> の破断強度は 160 kN 以上の強さを持つものとする。	
(2)・(3)	（略）
(4) 索端金具	ソケットはケーブルと調整ねじを取付けた状態において、ケーブルの一本 <u>当り</u> の破断強度以上の強さを持つものとする。
(5)・(6)	（略）
2-2-5-18	（略）
第6節 セメント及び混和材料	
2-2-6-1	一般事項
1. 工事用セメント	工事に使用するセメントは、普通ポルトランドセメントを使用するものとし、 <u>他</u> のセメント及び混和材料を使用する場合は、設計図書によらなければならない。
2. セメントの貯蔵	受注者は、セメントを防湿 <u>的</u> な構造を有するサイロ <u>または</u> 倉庫に、品種別に区分して貯蔵しなければならない。
3～7	（略）
8. 混和材の使用順序	受注者は、混和材を防湿的なサイロ <u>または</u> 、倉庫等に品種別に区分して貯蔵し、入荷の順にこれを用いなければならない。
9	（略）
2-2-6-2	（略）

2－2－6－3	混和材料
1～4	（略）
5．急結剤	
急結剤は、「コンクリート標準示方書（標準編） JSCE-D 102- <u>2023</u> 吹付けコンクリート（モルタル）用急結剤品質規格（案）」（土木学会、 <u>2023 年 9 月</u> ）の規格に適合するものとする。	
2－2－6－4	コンクリート用水
1．練混ぜ水	
コンクリートの練混ぜに用いる水は、上水道 <u>又は</u> JIS A 5308（レディーミクストコンクリート）附属書 <u>JC</u> （レディーミクストコンクリートの練混ぜに用いる水）の規格に適合するものとする。また、養生水は、油、酸、塩類等コンクリートの表面を侵す物質を有害量含んではない。	
2	（略）
第7節～第11節 （略）	
第12節 道路標識及び区画線	
2－2－12－1	道路標識
標示板、支柱、補強材、取付金具、反射シートの品質は、以下の規格に適合するものとする。	
（1）～（3） （略）	
（4）反射シート	
標示板に使用する反射シートは、ガラスビーズをプラスチックの中に封入したレンズ型反射シート <u>又は</u> 、空気層の中にガラスビーズをプラスチックで覆ったカプセルレンズ型反射シートとし、その性能は表 2-2-27、表 2-2-28 に示す規格以上のものとする。	
また、反射シートは、屋外にさらされても、著しい色の変化、ひびわれ、剥れが生じないものとする。	
なお、受注者は、表 2-2-27、表 2-2-28 に示した品質以外の反射シートを用いる場合には、監督職員の確認を受けなければならない。	
表 2－2－27・表 2－2－28 （略）	
2－2－12－2	（略）
第13節 （略）	

2－2－6－3	混和材料
1～4	（略）
5．急結剤	
急結剤は、「コンクリート標準示方書（標準編） JSCE-D 102- <u>2018</u> 吹付けコンクリート（モルタル）用急結剤品質規格（案）」（土木学会、 <u>平成 30 年 10 月</u> ）の規格に適合するものとする。	
2－2－6－4	コンクリート用水
1．練混ぜ水	
コンクリートの練混ぜに用いる水は、上水道 <u>または</u> JIS A 5308 （レディーミクストコンクリート）附属書 <u>C</u> （レディーミクストコンクリートの練混ぜに用いる水）の規格に適合するものとする。また、養生水は、油、酸、塩類等コンクリートの表面を侵す物質を有害量含んではない。	
2	（略）
第7節～第11節 （略）	
第12節 道路標識及び区画線	
2－2－12－1	道路標識
標示板、支柱、補強材、取付金具、反射シートの品質は、以下の規格に適合するものとする。	
（1）～（3） （略）	
（4）反射シート	
標示板に使用する反射シートは、ガラスビーズをプラスチックの中に封入したレンズ型反射シート <u>または</u> 、空気層の中にガラスビーズをプラスチックで覆ったカプセルレンズ型反射シートとし、その性能は表 2-2-27 、表 2-2-28 に示す規格以上のものとする。	
また、反射シートは、屋外にさらされても、著しい色の変化、ひびわれ、剥れが生じないものとする。	
なお、受注者は、表 2-2-27 、表 2-2-28 に示した品質以外の反射シートを用いる場合には、監督職員の確認を受けなければならない。	
表 2－2－27・表 2－2－28 （略）	
2－2－12－2	（略）
第13節 （略）	

第3編 材料編

第1章 総則

第1節 総則

3-1-1-1～3-1-1-4 (略)

3-1-1-5 監督職員による確認及び立会等

1 (略)

2. 監督職員の立会

監督職員は、必要に応じ、工事現場又は製作工場において立会し、又は資料の提出を請求できるものとし、受注者はこれに協力しなければならない。

3・4 (略)

5. 遵守義務

受注者は、契約書第9条第2項第3号、第13条第2項又は第14条第1項もしくは同条第2項の規定に基づき、監督職員の立会を受け、材料の確認を受けた場合にあっても、契約書第17条及び第32条に規定する義務を免れないものとする。

6・7 (略)

表 3-1-1 段階確認一覧表

種 別	細 別	確認時期
指定仮設工～埋設工 (略)	(略)	(略)
暗渠工		埋戻しの前 施工完了後
護岸工～鋼板巻立て工 (略)	(略)	(略)

3-1-1-6～3-1-1-8 (略)

3-1-1-9 工事中の安全確保

1～3 (略)

4. 架空線等事故防止対策

受注者は、架空線等上空施設の位置及び占用者を把握するため、工事現場、土取り場、建設発生土受入地、資材等置き場等、工事に係わる全ての架空線等上空施設の現地調査（場所、種類、高さ等）を行い、その調査結果について、支障物件の有無にかかわらず、監督職員へ報告しなければならない。

3-1-1-10～3-1-1-12 (略)

3-1-1-13 創意工夫

受注者は、自ら立案実施した創意工夫や地域社会への貢献として評価できる項目について、工事完成時までに所定の様式により、監督職員に提出することができる。

第2章 土工

第1節 適用

3-2-1-1・3-2-1-2 (略)

3-2-1-3 一般事項一般事項

1～3 (略)

4. 発生土受入れ地等

受注者は、建設発生土受入れ地及び建設廃棄物処理地の位置、及び建設発生土の内容等については、設計図書及び監督職員の指示に従わなければならない。

なお、受注者は、施工上やむを得ず指定された場所以外に建設発生土又は、建設廃棄物を処分する場合には、事前に設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。

5～8 (略)

第3編 材料編

第1章 総則

第1節 総則

3-1-1-1～3-1-1-4 (略)

3-1-1-5 監督職員による確認及び立会等

1 (略)

2. 監督職員の立会

監督職員は、必要に応じ、工事現場または製作工場において立会し、または資料の提出を請求できるものとし、受注者はこれに協力しなければならない。

3・4 (略)

5. 遵守義務

受注者は、契約書第9条第2項第3号、第13条第2項または第14条第1項もしくは同条第2項の規定に基づき、監督職員の立会を受け、材料の確認を受けた場合にあっても、契約書第17条及び第32条に規定する義務を免れないものとする。

6・7 (略)

表 3-1-1 段階確認一覧表

種 別	細 別	確認時期
指定仮設工～埋設工 (略)	(略)	(略)
暗きょ工		埋戻しの前 施工完了後
護岸工～鋼板巻立て工 (略)	(略)	(略)

3-1-1-6～3-1-1-8 (略)

3-1-1-9 工事中の安全確保

1～3 (略)

4. 架空線等事故防止対策

受注者は、架空線等上空施設の位置及び占用者を把握するため、工事現場、土取り場、建設発生土受入地、資材等置き場等、工事に係わる全ての架空線等上空施設の現地調査（場所、種類、高さ等）を行い、その調査結果について、支障物件の有無に関わらず、監督職員へ報告しなければならない。

3-1-1-10～3-1-1-12 (略)

3-1-1-13 創意工夫

受注者は、自ら立案実施した創意工夫や地域社会への貢献として評価できる項目について、工事完成時までに所定の様式により、監督職員に提出する事ができる。

第2章 土工

第1節 適用

3-2-1-1～3-2-1-3 (略)

3-2-1-3 一般事項一般事項

1～3 (略)

4. 発生土受入れ地等

受注者は、建設発生土受入れ地及び建設廃棄物処理地の位置、及び建設発生土の内容等については、設計図書及び監督職員の指示に従わなければならない。

なお、受注者は、施工上やむを得ず指定された場所以外に建設発生土または、建設廃棄物を処分する場合には、事前に設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。

5～8 (略)

3-2-1-4 伐開・除根等

1. 受注者は、伐開に当たり、設計図書に示された伐開区域内にある立木を根元から切り取り、笹、雑草、倒木その他有害な物件を取り除き、伐開区域内から除去しなければならない。

ただし、盛土又は残土処理場の法面箇所付近の生立木で、盛土の安定又は立木の生育に支障を生ずるおそれのない場合は、監督職員の承諾を得て法面付近で伐除することができる。

2. 受注者は、伐開の範囲は、設計図書に基づいて現地に設定し、伐開作業前に監督職員の確認を受けなければならない。

なお、伐開をする範囲が示されていない場合は、切土の法頭、盛土の法尻、構造物等の外側 1 m程度を標準とする。

3～8 (略)

3-2-1-6 掘削工

1. 受注者は、切土については、原則として上部から行うものとし、切土の安定を著しく損なう土質、切土法面勾配の変更を要する土質又は湧水若しくは埋設物等を発見した場合は、工事を中止し、監督職員と協議しなければならない。ただし、緊急を要する場合には応急措置をとった後、直ちにその措置内容を監督職員に通知しなければならない。

2. 受注者は、法面については、指定の法面勾配でなじみよく仕上げるものとし、法面の安定を損なう凹凸、湾曲等があってはならない。

3. 受注者は、法面は切り過ぎないように十分注意し、もし切り過ぎたときは、所定法面勾配と同等又はそれ以上に仕上げるなどの処理をしなければならない。

4・5 (略)

6. 受注者は、土質の種類等により法面勾配の変移する箇所の取付けは、なじみよくすり付けなければならない。

7. 受注者は、岩石掘削における法面の仕上り面近くでは過度な爆破等を避け、ていねいに仕上げるものとする。

万一誤って仕上げ面を超えて爆破等を行った場合には、受注者は監督職員の承諾を得た工法で修復しなければならない。

8 (略)

9. 受注者は、特に指定されたものを除き水の流れに対して影響を与える場合には、掘削順序、方向又は高さ等についてあらかじめ設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。水中掘削を行う場合も同様とするものとする。

10～13 (略)

3-2-1-7 盛土工

1～5 (略)

6. 作業終了時等の排水処理

受注者は、盛土工の作業終了時又は作業を中断する場合は、表面に4％程度の横断勾配を設けるとともに、平坦に締固め、排水が良好に行われるようにしなければならない。

7～15 (略)

16. 異常時の処置

受注者は、軟弱地盤上の盛土工の施工中、予期できなかった沈下又は滑動等が生ずるおそれがあると予測された場合には、工事を中止し、監督職員と協議しなければならない。

ただし、緊急を要する場合には、応急処置をとった後、直ちにその措置内容を監督職員に通知しなければならない。

3-2-1-8～3-2-1-10 (略)

3-2-1-11 残土処理工

1 (略)

2. 残土処理場の基礎地盤及び法面は、原則として盛土に準じ、残土の崩壊、流出等のおそれがあるときは監督職員の指示を求めなければならない。

3・4 (略)

3-2-1-4 伐開・除根等

1. 受注者は、伐開に当たり、設計図書に示された伐開区域内にある立木を根元から切り取り、笹、雑草、倒木その他有害な物件を取り除き、伐開区域内から除去しなければならない。

ただし、盛土又は残土処理場の法面箇所付近の生立木で、盛土の安定又は立木の生育に支障を生ずるおそれのない場合は、監督職員の承諾を得てのり面付近で伐除することができる。

2. 受注者は、伐開の範囲は、設計図書に基づいて現地に設定し、伐開作業前に監督職員の確認を受けなければならない。

なお、伐開をする範囲が示されていない場合は、切土ののり頭、盛土ののり尻、構造物等の外側 1 m程度を標準とする。

3～8 (略)

3-2-1-6 掘削工

1. 受注者は、切土については、原則として上部から行うものとし、切土の安定を著しく損なう土質、切土のり面勾配の変更を要する土質又は湧水若しくは埋設物等を発見した場合は、工事を中止し、監督職員と協議しなければならない。ただし、緊急を要する場合には応急措置をとった後、直ちにその措置内容を監督職員に通知しなければならない。

2. 受注者は、のり面については、指定ののり面勾配でなじみよく仕上げるものとし、のり面の安定を損なう凹凸、湾曲等があってはならない。

3. 受注者は、のり面は切り過ぎないように十分注意し、もし切り過ぎたときは、所定のり面勾配と同等又はそれ以上に仕上げるなどの処理をしなければならない。

4・5 (略)

6. 受注者は、土質の種類等によりのり面勾配の変移する箇所の取付けは、なじみよくすり付けなければならない。

7. 受注者は、岩石掘削におけるのり面の仕上り面近くでは過度な爆破等を避け、ていねいに仕上げるものとする。

万一誤って仕上げ面を超えて爆破等を行った場合には、受注者は監督職員の承諾を得た工法で修復しなければならない。

8 (略)

9. 受注者は、特に指定されたものを除き水の流れに対して影響を与える場合には、掘削順序、方向または高さ等についてあらかじめ設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。水中掘削を行う場合も同様とするものとする。

10～13 (略)

3-2-1-7 盛土工

1～5 (略)

6. 作業終了時等の排水処理

受注者は、盛土工の作業終了時または作業を中断する場合は、表面に4％程度の横断勾配を設けるとともに、平坦に締固め、排水が良好に行われるようにしなければならない。

7～15 (略)

16. 異常時の処置

受注者は、軟弱地盤上の盛土工の施工中、予期できなかった沈下または滑動等が生ずるおそれがあると予測された場合には、工事を中止し、監督職員と協議しなければならない。

ただし、緊急を要する場合には、応急処置をとった後、直ちにその措置内容を監督職員に通知しなければならない。

3-2-1-8～3-2-1-10 (略)

3-2-1-11 残土処理工

1 (略)

2. 残土処理場の基礎地盤及びのり面は、原則として盛土に準じ、残土の崩壊、流出等のおそれがあるときは監督職員の指示を求めなければならない。

3・4 (略)

3－2－1－12 路体盛土工 1～5 （略） 6．受注者は、路体盛土工の作業終了時又は作業を中断する場合には、表面に４％程度の横断勾配を設けるとともに、平坦に締固め、排水が良好に行われるようにしなければならない。 3－2－1－13 路床盛土工 1～4 （略） 5．受注者は、路床盛土工の作業終了時又は作業を中断する場合には、表面に４％程度の横断勾配を設けるとともに、平坦に締固め、排水が良好に行われるようにしなければならない。 6～16 （略） 3－2－1－13 作業土工（床掘り・埋戻し） 1・2 （略） 3．異常時の処置 受注者は、床掘りにより崩壊又は破損のおそれがある構造物等を発見した場合には、応急措置を講ずるとともに直ちに設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。 4～14 （略）	3－2－1－12 路体盛土工 1～5 （略） 6．受注者は、路体盛土工の作業終了時または作業を中断する場合には、表面に４％程度の横断勾配を設けるとともに、平坦に締固め、排水が良好に行われるようにしなければならない。 3－2－1－13 路床盛土工 1～4 （略） 5．受注者は、路床盛土工の作業終了時または作業を中断する場合には、表面に４％程度の横断勾配を設けるとともに、平坦に締固め、排水が良好に行われるようにしなければならない。 6～16 （略） 3－2－1－13 作業土工（床掘り・埋戻し） 1・2 （略） 3．異常時の処置 受注者は、床掘りにより崩壊または破損のおそれがある構造物等を発見した場合には、応急措置を講ずるとともに直ちに設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。 4～14 （略）
第３章 無筋・鉄筋コンクリート 第１節 適用 3－3－1－1・3－3－1－2 （略） 3－3－1－3 適用規定（２） 受注者は、コンクリートの施工にあたり、設計図書に定めのない事項については、「コンクリート標準示方書（施工編）」（土木学会、<u>2023年9月</u>）のコンクリートの品質の規定による。これ以外による場合は、施工前に、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	第３章 無筋・鉄筋コンクリート 第１節 適用 3－3－1－1・3－3－1－2 （略） 3－3－1－3 適用規定（２） 受注者は、コンクリートの施工にあたり、設計図書に定めのない事項については、「コンクリート標準示方書（施工編）」（土木学会、<u>平成30年3月</u>）のコンクリートの品質の規定による。これ以外による場合は、施工前に、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。
第２節 適用すべき諸基準 3－3－2－1 適用規定 （略） （１）基準 林野庁 治山技術基準 林野庁 林道技術基準 （２）参考資料 土木学会 コンクリート標準示方書（施工編） <u>（2023年9月）</u> 土木学会 コンクリート標準示方書（設計編） <u>（2023年9月）</u> 土木学会 コンクリートのポンプ施工指針 （平成24年6月） 国土交通省 アルカリ骨材反応抑制対策について （平成14年7月31日） 国土交通省 「アルカリ骨材反応抑制対策について」の運用について （平成14年7月31日） 土木学会 鉄筋定着・継手指針 <u>（令和2年3月）</u> 以下、（略） 3－3－2－2 （略） 3－3－2－3 塩分の浸透防止 受注者は、海水又は潮風の影響を著しく受ける海岸付近及び外部から浸透する塩化物の影響を受ける箇所において、アルカリシリカ反応による損傷が構造物の品質・性能に重大な影響を及ぼ	第２節 適用すべき諸基準 3－3－2－1 適用規定 （略） （１）基準 林野庁 治山技術基準 林野庁 林道技術基準 （２）参考資料 土木学会 コンクリート標準示方書（施工編） <u>（平成30年3月）</u> 土木学会 コンクリート標準示方書（設計編） <u>（平成30年3月）</u> 土木学会 コンクリートのポンプ施工指針 （平成24年6月） 国土交通省 アルカリ骨材反応抑制対策について （平成14年7月31日） 国土交通省 「アルカリ骨材反応抑制対策について」の運用について （平成14年7月31日） 土木学会 鉄筋定着・継手指針 <u>（平成19年8月）</u> 以下、（略） 3－3－2－2 （略） 3－3－2－3 塩分の浸透防止 受注者は、海水または潮風の影響を著しく受ける海岸付近及び外部から浸透する塩化物の影響を受ける箇所において、アルカリシリカ反応による損傷が構造物の品質・性能に重大な影響を及

すと考えられる場合には、塩分の浸透を防止するための塗装等の措置方法について、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	
第3節	レディーミクストコンクリート
3-3-3-1	(略)
3-3-3-2	工場選定
1	(略)
2.	JISのレディーミクストコンクリート 受注者は、第3編 3-3-3-2 第1項(1)により選定した工場が製造したJISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを用いる場合は、工場が発行するレディーミクストコンクリート配合計画書及びレディーミクストコンクリート納入書を整備及び保管し、監督職員<u>又は</u>検査職員からの請求があった場合は速やかに提示しなければならない。 なお、第3編 3-3-3-2 第1項(1)により選定した工場が製造するJISマーク表示のされないレディーミクストコンクリートを用いる場合は、受注者は配合試験に臨場し品質を確認するとともにレディーミクストコンクリート配合計画書及び基礎資料、レディーミクストコンクリート納入書<u>又は</u>バッチごとの計量記録を整備及び保管し、監督職員<u>又は</u>検査職員からの請求があった場合は速やかに提示しなければならない。 3. JIS以外のレディーミクストコンクリート 受注者は、第3編 3-3-3-2 第1項(2)に該当する工場が製造するレディーミクストコンクリートを用いる場合は、設計図書及び第3編 3-3-4-4 材料の計量及び練混ぜの規定によるものとし、配合試験に臨場するとともにレディーミクストコンクリート配合計画書及び基礎資料を確認のうえ、使用するまでに監督職員へ提出しなければならない。 また、バッチごとの計量記録やレディーミクストコンクリート納入書などの品質を確認、証明できる資料を整備及び保管し、監督職員<u>又は</u>検査職員からの請求があった場合は速やかに提示しなければならない。
4	(略)
3-3-3-3	(略)
第4節	現場練コンクリート
3-3-4-1	(略)
3-3-4-2	材料の貯蔵
1	(略)
2.	混和材料の貯蔵 受注者は、ごみ、その他不純物が混入しない構造の容器<u>又は</u>防湿性のあるサイロ等に、混和材料を分離、変質しないように貯蔵しなければならない。また、貯蔵中に分離、変質した混和材料を使用してはならない。
3	(略)
3-3-4-3	(略)
3-3-4-4	材料の計量及び練混ぜ
1.	計量装置
(1)	(略)
(2)	受注者は、材料の計量設備の計量精度の定期的な点検を行わなければならない。 なお、点検結果の資料を整備及び保管し、監督職員<u>又は</u>検査職員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。
2.	材料の計量
(1)	受注者は、計量については現場配合によって行わなければならない。また、骨材の表面水率の試験は、JIS A 1111(細骨材の表面水率試験方法)若しくはJIS A 1125(骨材の含水率試験方法及び含水率に基づく表面水率の試験方法)、JIS A 1802「コンクリート生産工程管理用試験方法―遠心力による細骨材の表面水率の試験方法」、JIS A 1803「コンクリート生産工程管理用試験方法―粗骨材の表面水率試験方法」 <u>又は</u> 連続測定が可能な簡易試験方法 <u>又は</u> 監督職員の承諾を得た方法によらなければならない。

ばすと考えられる場合には、塩分の浸透を防止するための塗装等の措置方法について、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	
第3節	レディーミクストコンクリート
3-3-3-1	(略)
3-3-3-2	工場選定
1	(略)
2.	JISのレディーミクストコンクリート 受注者は、第3編 3-3-3-2 第1項(1)により選定した工場が製造したJISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを用いる場合は、工場が発行するレディーミクストコンクリート配合計画書及びレディーミクストコンクリート納入書を整備及び保管し、監督職員<u>または</u>検査職員からの請求があった場合は速やかに提示しなければならない。 なお、第3編 3-3-3-2 第1項(1)により選定した工場が製造するJISマーク表示のされないレディーミクストコンクリートを用いる場合は、受注者は配合試験に臨場し品質を確認するとともにレディーミクストコンクリート配合計画書及び基礎資料、レディーミクストコンクリート納入書<u>または</u>バッチごとの計量記録を整備及び保管し、監督職員<u>または</u>検査職員からの請求があった場合は速やかに提示しなければならない。 3. JIS以外のレディーミクストコンクリート 受注者は、第3編 3-3-3-2 第1項(2)に該当する工場が製造するレディーミクストコンクリートを用いる場合は、設計図書及び第3編 3-3-4-4 材料の計量及び練混ぜの規定によるものとし、配合試験に臨場するとともにレディーミクストコンクリート配合計画書及び基礎資料を確認のうえ、使用するまでに監督職員へ提出しなければならない。 また、バッチごとの計量記録やレディーミクストコンクリート納入書などの品質を確認、証明できる資料を整備及び保管し、監督職員<u>または</u>検査職員からの請求があった場合は速やかに提示しなければならない。
4	(略)
3-3-3-3	(略)
第4節	現場練コンクリート
3-3-4-1	(略)
3-3-4-2	材料の貯蔵
1	(略)
2.	混和材料の貯蔵 受注者は、ごみ、その他不純物が混入しない構造の容器<u>または</u>防湿性のあるサイロ等に、混和材料を分離、変質しないように貯蔵しなければならない。また、貯蔵中に分離、変質した混和材料を使用してはならない。
3	(略)
3-3-4-3	(略)
3-3-4-4	材料の計量及び練混ぜ
1.	計量装置
(1)	(略)
(2)	受注者は、材料の計量設備の計量精度の定期的な点検を行わなければならない。 なお、点検結果の資料を整備及び保管し、監督職員<u>または</u>検査職員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。
2.	材料の計量
(1)	受注者は、計量については現場配合によって行わなければならない。また、骨材の表面水率の試験は、JIS A 1111(細骨材の表面水率試験方法)若しくはJIS A 1125(骨材の含水率試験方法及び含水率に基づく表面水率の試験方法)、JIS A 1802「コンクリート生産工程管理用試験方法―遠心力による細骨材の表面水率の試験方法」、JIS A 1803「コンクリート生産工程管理用試験方法―粗骨材の表面水率試験方法」 <u>または</u> 連続測定が可能な簡易試験方法 <u>または</u> 監督職員の承諾を得た方法によらなければならない。

なお、骨材が乾燥している場合の有効吸水率の値は、骨材を適切な時間吸水させて求めなければならない。
(2) ～ (5) (略)

表 3-3-2 計量値の許容差

材料の種類	計量値の許容差 (%)
水	1
セメント	1
骨材	3
混和材	2※
混和剤	3

※高炉スラグ微粉末の計量値の許容差の最大値は、
1 (%) とする。

(6) 受注者は、各材料を、一練り分ずつ重量で計量しなければならない。ただし、水及び混和剤溶液については、表 3-3-2に示した許容差内である場合には体積で計量してもよいものとする。

なお、一練りの量は、工事の種類、コンクリートの打込み量、練りまぜ設備、運搬方法等を考慮して定めなければならない。

(7) 受注者は、混和剤を溶かすのに用いた水又は混和剤をうすめるのに用いた水は、練り混ぜ水の一部としなければならない。

3. 練混ぜ

(1) 受注者は、コンクリートの練混ぜに際し、可傾式、強制練りバッチミキサ又は連続ミキサを使用するものとする。

(2) (略)

(3) 受注者は、JIS A 8603-1（コンクリートミキサー第1部：用語及び仕様項目）、JIS A 8603-2（コンクリートミキサー第2部：練混ぜ性能試験方法）に適合するか、又は同等以上の性能を有するミキサを使用しなければならない。ただし、機械練りが不可能でかつ簡易な構造物の場合で、手練りで行う場合には、受注者は、設計図書に関して監督職員に協議しなければならない。

(4) ～ (11) (略)

第5節 運搬・打設

3-3-5-1～3-3-5-3 (略)

3-3-5-4 打設

1～17 (略)

18. 壁又は柱の連続打設時の注意

受注者は、壁又は柱のような幅に比べて高さが大きいコンクリートを連続して打込む場合には、打込み及び締固めの際、ブリージングの悪影響を少なくするように、コンクリートの1回の打込み高さや打上り速度を調整しなければならない。

19～21 (略)

3-3-5-5 (略)

3-3-5-6 沈下ひび割れに対する処置

1. 沈下ひび割れ対策

受注者は、スラブ又は梁のコンクリートが壁又は柱のコンクリートと連続している構造の場合、沈下ひび割れを防止するため、壁又は柱のコンクリートの沈下がほぼ終了してからスラブ又は梁のコンクリートを打設しなければならない。また、張出し部分を持つ構造物の場合も、

なお、骨材が乾燥している場合の有効吸水率の値は、骨材を適切な時間吸水させて求めなければならない。
(2) ～ (5) (略)

表 3-3-2 計量値の許容差

材料の種類	最大値 (%)
水	1
セメント	1
骨材	3
混和材	2※
混和剤	3

※高炉スラグ微粉末の場合は、1 (%) 以内

(6) 受注者は、各材料を、一練り分ずつ重量で計量しなければならない。ただし、水及び混和剤溶液は容積で計量してもよいものとする。

なお、一練りの量は、工事の種類、コンクリートの打込み量、練りまぜ設備、運搬方法等を考慮して定めなければならない。

(7) 受注者は、混和剤を溶かすのに用いた水または混和剤をうすめるのに用いた水は、練り混ぜ水の一部としなければならない。

3. 練混ぜ

(1) 受注者は、コンクリートの練混ぜに際し、可傾式、強制練りバッチミキサまたは連続ミキサを使用するものとする。

(2) (略)

(3) 受注者は、JIS A 8603-1（コンクリートミキサー第1部：用語及び仕様項目）、JIS A 8603-2（コンクリートミキサー第2部：練混ぜ性能試験方法）に適合するか、または同等以上の性能を有するミキサを使用しなければならない。ただし、機械練りが不可能でかつ簡易な構造物の場合で、手練りで行う場合には、受注者は、設計図書に関して監督職員に協議しなければならない。

(4) ～ (11) (略)

第5節 運搬・打設

3-3-5-1～3-3-5-3 (略)

3-3-5-4 打設

1～17 (略)

18. 壁又は柱の連続打設時の注意

受注者は、壁または柱のような幅に比べて高さが大きいコンクリートを連続して打込む場合には、打込み及び締固めの際、ブリージングの悪影響を少なくするように、コンクリートの1回の打込み高さや打上り速度を調整しなければならない。

19～21 (略)

3-3-5-5 (略)

3-3-5-6 沈下ひび割れに対する処置

1. 沈下ひび割れ対策

受注者は、スラブまたは梁のコンクリートが壁または柱のコンクリートと連続している構造の場合、沈下ひび割れを防止するため、壁または柱のコンクリートの沈下がほぼ終了してからスラブまたは梁のコンクリートを打設しなければならない。また、張出し部分を持つ構造物の

前記と同様にして施工しなければならない。

2 (略)

3-3-5-7 打継目

1・2 (略)

3. 打継目を設ける場合の注意

受注者は、やむを得ずせん断力の大きい位置に打継目を設ける場合には、打継目に、ほぞ、又は溝の凹凸によるせん断キーで抵抗する方法や、差し筋等の鉄筋によって打継目を補強する方法等の対策を講ずることとする。また、これらの対策は、所要の性能を満足することを照査した上で実施する。

4 (略)

5. 床と一体になった柱又は壁の打継目

受注者は、床組みと一体になった柱又は壁の打継目を設ける場合には、床組みとの境の付近に設けなければならない。スラブと一体となるハンチは、床組みと連続してコンクリートを打つものとする。張出し部分を持つ構造物の場合も、同様にして施工するものとする。

6. 床組みの打継目

受注者は、床組みにおける打継目を設ける場合には、スラブ又は、はりのスパンの中央付近に設けなければならない。ただし、受注者は、はりがそのスパンの中央で小ばりと交わる場合には、小ばりの幅の約 2 倍の距離を隔てて、はりの打継目を設け、打継目を通る斜めの引張鉄筋を配置して、せん断力に対して補強しなければならない。

7～9 (略)

3-3-5-8 表面仕上げ

1 (略)

2. せき板に接しない面の仕上げ

受注者は、せき板に接しない面の仕上げにあたっては、締固めを終り、ならしたコンクリートの上面に、しみ出た水がなくなるか又は上面の水を処理した後でなければ仕上げ作業にかかってはならない。

3. 不完全な部分の仕上げ

受注者は、コンクリート表面にできた突起、すじ等はこれらを除いて平らにし、豆板、欠けた箇所等は、その不完全な部分を取り除いて水で濡らした後、本体コンクリートと同等の品質を有するコンクリート、又はモルタルのパッチングを施し平らな表面が得られるように仕上げなければならない。

3-3-5-9 養生

1 (略)

2. 湿潤状態の保持

受注者は、打ち込み後のコンクリートをその部位に応じた適切な養生方法により、一定期間は十分な湿潤状態に保たなければならない。養生期間、使用するセメントの種類や養生期間中の環境温度等に応じて、施工実績、信頼できるデータ、あるいは試験等により定めるものとする。通常のコンクリート工事におけるコンクリートの湿潤養生期間は、表 3-3-3 を且安とする。

場合も、前記と同様にして施工しなければならない。

2 (略)

3-3-5-7 打継目

1・2 (略)

3. 打継目を設ける場合の注意

受注者は、やむを得ずせん断力の大きい位置に打継目を設ける場合には、打継目に、ほぞ、または溝の凹凸によるせん断キーで抵抗する方法や、差し筋等の鉄筋によって打継目を補強する方法等の対策を講ずることとする。また、これらの対策は、所要の性能を満足することを照査した上で実施する。

4 (略)

5. 床と一体になった柱又は壁の打継目

受注者は、床組みと一体になった柱または壁の打継目を設ける場合には、床組みとの境の付近に設けなければならない。スラブと一体となるハンチは、床組みと連続してコンクリートを打つものとする。張出し部分を持つ構造物の場合も、同様にして施工するものとする。

6. 床組みの打継目

受注者は、床組みにおける打継目を設ける場合には、スラブまたは、はりのスパンの中央付近に設けなければならない。ただし、受注者は、はりがそのスパンの中央で小ばりと交わる場合には、小ばりの幅の約 2 倍の距離を隔てて、はりの打継目を設け、打継目を通る斜めの引張鉄筋を配置して、せん断力に対して補強しなければならない。

7～9 (略)

3-3-5-8 表面仕上げ

1 (略)

2. せき板に接しない面の仕上げ

受注者は、せき板に接しない面の仕上げにあたっては、締固めを終り、ならしたコンクリートの上面に、しみ出た水がなくなるかまたは上面の水を処理した後でなければ仕上げ作業にかかってはならない。

3. 不完全な部分の仕上げ

受注者は、コンクリート表面にできた突起、すじ等はこれらを除いて平らにし、豆板、欠けた箇所等は、その不完全な部分を取り除いて水で濡らした後、本体コンクリートと同等の品質を有するコンクリート、またはモルタルのパッチングを施し平らな表面が得られるように仕上げなければならない。

3-3-5-9 養生

1 (略)

2. 湿潤状態の保持

受注者は、打ち込み後のコンクリートをその部位に応じた適切な養生方法により、一定期間は十分な湿潤状態に保たなければならない。養生期間、使用するセメントの種類や養生期間中の環境温度等に応じて適切に定めなければならない。通常のコンクリート工事におけるコンクリートの湿潤養生期間は、表 3-3-3 を標準とする。

なお、中庸熱ポルトランドセメントや低熱ポルトランドセメント等の表3-3-3 に示されていないセメントを使用する場合には、湿潤養生期間に関して監督職員と協議しなければならない。

表3-3-3 コンクリートの <u>湿潤養生期間の目安</u>					
日平均 気温	普通ポルトラ ンドセメント	混合セメン トB種	早強ポルトラ ンドセメント	<u>中庸熱ポルトラ ンドセメント</u>	<u>低熱ポルトラ ンドセメント</u>
15℃	5日	7日	3日	<u>8日</u>	<u>10日</u>
10℃	7日	9日	4日	<u>9日</u>	<u>※</u>
5℃	9日	12日	5日	<u>12日</u>	<u>※</u>
※15℃より低い場合での使用は、試験により定める。					
〔注〕寒中コンクリートの場合は、第3編 第3章 第9節 寒中コンクリートの規定による。 養生期間とは、湿潤状態を保つ期間のことである。					
第6節 鉄筋工					
3-3-6-1 一般事項					
1 (略)					
2. 照査					
受注者は、施工前に、設計図書に示された形状および寸法で、鉄筋の組立が可能か、また打込みおよび締固め作業を行うために必要な空間が確保 <u>できている</u> ことを確認しなければならない。不備を発見したときは監督職員に協議しなければならない。					
3～5 (略)					
3-3-6-2 (略)					
3-3-6-3 加工					
1 (略)					
2. 鉄筋加工時の温度					
受注者は、鉄筋を常温で加工しなければならない。ただし、鉄筋をやむを得ず熱して加工する時には、既往の実績を調査し、現地において試験施工を行い、悪影響を及ぼさないことを確かめた上で施工方法を定め、施工しなければならない。					
なお、調査・試験及び確認資料を整備及び保管し、監督職員 <u>又は</u> 検査職員から請求があった場合は速やかに提示しなければならない。					
3. 鉄筋の曲げ半径					
受注者は、鉄筋の曲げ形状の施工にあたり、設計図書に鉄筋の曲げ半径が示されていない場合は、「コンクリート標準示方書（設計編） 本編 第13章鉄筋コンクリートの前提、標準7編 第2章 鉄筋コンクリートの前提」（土木学会、 <u>2023 年</u> 3 月）の規定による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。					
4・5 (略)					
3-3-6-4 組立て					
1 (略)					
2. 配筋・組立て					
受注者は、配筋・組立てにおいてにしなければならない。					
(1) (略)					
(2) 受注者は、鉄筋の交点の要所を、直径0.8 mm以上の焼きなまし鉄線、 <u>又は</u> クリップで緊結し、鉄筋が移動しないようにしなければならない。					
(3) (略)					
3～5 (略)					
3-3-6-5 継手					
1～3 (略)					
4. 継手構造の選定					

表3-3-3 コンクリートの <u>標準養生期間</u>			
日平均気 温	普通ポルトランドセメン ト	混合セメントB種	早強ポルトランドセメン ト
15℃以	5日	7日	3日
10℃以	7日	9日	4日
5℃以	9日	12日	5日
〔注〕寒中コンクリートの場合は、第3編 第3章 第9節 寒中コンクリートの規定による。 養生期間とは、湿潤状態を保つ期間のことである。			
第6節 鉄筋工			
3-3-6-1 一般事項			
1 (略)			
2. 照査			
受注者は、施工前に、設計図書に示された形状および寸法で、鉄筋の組立が可能か、また打込みおよび締固め作業を行うために必要な空間が確保 <u>出来ている</u> ことを確認しなければならない。不備を発見したときは監督職員に協議しなければならない。			
3～5 (略)			
3-3-6-2 (略)			
3-3-6-3 加工			
1 (略)			
2. 鉄筋加工時の温度			
受注者は、鉄筋を常温で加工しなければならない。ただし、鉄筋をやむを得ず熱して加工する時には、既往の実績を調査し、現地において試験施工を行い、悪影響を及ぼさないことを確かめた上で施工方法を定め、施工しなければならない。			
なお、調査・試験及び確認資料を整備及び保管し、監督職員 <u>または</u> 検査職員から請求があった場合は速やかに提示しなければならない。			
3. 鉄筋の曲げ半径			
受注者は、鉄筋の曲げ形状の施工にあたり、設計図書に鉄筋の曲げ半径が示されていない場合は、「コンクリート標準示方書（設計編） 本編 第13章 鉄筋コンクリートの前提、標準7編 第2章 鉄筋コンクリートの前提」（土木学会、 <u>平成 30 年</u> 3 月）の規定による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。			
4・5 (略)			
3-3-6-4 組立て			
1 (略)			
2. 配筋・組立て			
受注者は、配筋・組立てにおいてにしなければならない。			
(1) (略)			
(2) 受注者は、鉄筋の交点の要所を、直径0.8 mm以上の焼きなまし鉄線、 <u>または</u> クリップで緊結し、鉄筋が移動しないようにしなければならない。			
(3) (略)			
3～5 (略)			
3-3-6-5 継手			
1～3 (略)			
4. 継手構造の選定			

	受注者は、鉄筋の継手に圧接継手、溶接継手<u>又は</u>機械式継手を用いる場合には、鉄筋の種類、直径及び施工箇所に応じた施工方法を選び、その品質を証明する資料を整備及び保管し、監督職員<u>又は</u>検査職員から請求があった場合は速やかに提示しなければならない。 5・6 （略） 7．鉄筋間の寸法 受注者は、継手部と隣接する鉄筋とのあき、<u>又は</u>継手部相互のあきを粗骨材の最大寸法以上としなければならない。
3－3－6－6	ガス圧接
1．	圧接工の資格
	圧接工は、JIS Z 3881（鉄筋のガス圧接技術検定における試験方法及び判定基準）に定められた試験の種類のうち、その作業に該当する試験の技量を有する技術者でなければならない。 また、自動ガス圧接装置を取り扱う者は、JIS G 3112（鉄筋コンクリート用棒鋼）に規定する棒鋼を酸素・アセチレン炎により圧接する技量を有する技術者でなければならない。 なお、受注者は、ガス圧接の施工方法を熱間押し抜き法とする場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。 また、圧接工の技量の確認に関して、監督職員<u>又は</u>検査職員から請求があった場合は、資格証明書等を速やかに提示しなければならない。
2	（略）
3．	圧接の禁止
	受注者は、規格<u>又は</u>形状の著しく異なる場合及び径の差が7mmを超える場合は手動ガス圧接してはならない。ただし、D41 と D51 の場合はこの限りではない。
4・5	（略）
6．	悪天候時の作業禁止
	受注者は、降雪雨<u>又は</u>強風等の時は作業をしてはならない。ただし、作業が可能なように、防風対策を施して適切な作業ができることが確認された場合は作業を行うことができる。
第7節	型枠・支保
3－3－7－1	（略）
3－3－7－2	構造
1・2	（略）
3．	型枠の構造
	受注者は、型枠を容易に組立て及び取りはずすことができ、せき板<u>又は</u>パネルの継目はなるべく部材軸に直角<u>又は</u>平行とし、モルタルのもれない構造にしなければならない。
4・5	（略）
3－3－7－3	組立て
1．	一般事項
	受注者は、型枠を締付けるにあたって、ボルト<u>又は</u>棒鋼を用いなければならない。 また、外周をバンド等で締め付ける場合、その構造、施工手順等を施工計画書に記載しなければならない。 なお、型枠取り外し後はコンクリート表面にこれらの締付け材を残しておいてはならない。
2・3	（略）
3－3－7－4	（略）
第8節	暑中コンクリート
3－3－8－1	（略）
3－3－8－2	施工
1	（略）
2．	打設前の注意
	受注者は、コンクリートの打設前に、地盤、型枠等のコンクリートから吸水する<u>おそれ</u>のあ

	受注者は、鉄筋の継手に圧接継手、溶接継手<u>または</u>機械式継手を用いる場合には、鉄筋の種類、直径及び施工箇所に応じた施工方法を選び、その品質を証明する資料を整備及び保管し、監督職員<u>または</u>検査職員から請求があった場合は速やかに提示しなければならない。 5・6 （略） 7．鉄筋間の寸法 受注者は、継手部と隣接する鉄筋とのあき、<u>または</u>継手部相互のあきを粗骨材の最大寸法以上としなければならない。
3－3－6－6	ガス圧接
1．	圧接工の資格
	圧接工は、JIS Z 3881（鉄筋のガス圧接技術検定における試験方法及び判定基準）に定められた試験の種類のうち、その作業に該当する試験の技量を有する技術者でなければならない。 また、自動ガス圧接装置を取り扱う者は、JIS G 3112（鉄筋コンクリート用棒鋼）に規定する棒鋼を酸素・アセチレン炎により圧接する技量を有する技術者でなければならない。 なお、受注者は、ガス圧接の施工方法を熱間押し抜き法とする場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。 また、圧接工の技量の確認に関して、監督職員<u>または</u>検査職員から請求があった場合は、資格証明書等を速やかに提示しなければならない。
2	（略）
3．	圧接の禁止
	受注者は、規格<u>または</u>形状の著しく異なる場合及び径の差が7mmを超える場合は手動ガス圧接してはならない。ただし、D41 と D51 の場合はこの限りではない。
4・5	（略）
6．	悪天候時の作業禁止
	受注者は、降雪雨<u>または</u>、強風等の時は作業をしてはならない。ただし、作業が可能なように、防風対策を施して適切な作業ができることが確認された場合は作業を行うことができる。
第7節	型枠・支保
3－3－7－1	（略）
3－3－7－2	構造
1・2	（略）
3．	型枠の構造
	受注者は、型枠を容易に組立て及び取りはずすことができ、せき板<u>または</u>パネルの継目はなるべく部材軸に直角<u>または</u>平行とし、モルタルのもれない構造にしなければならない。
4・5	（略）
3－3－7－3	組立て
1．	一般事項
	受注者は、型枠を締付けるにあたって、ボルト<u>または</u>棒鋼を用いなければならない。 また、外周をバンド等で締め付ける場合、その構造、施工手順等を施工計画書に記載しなければならない。 なお、型枠取り外し後はコンクリート表面にこれらの締付け材を残しておいてはならない。
2・3	（略）
3－3－7－4	（略）
第8節	暑中コンクリート
3－3－8－1	（略）
3－3－8－2	施工
1	（略）
2．	打設前の注意
	受注者は、コンクリートの打設前に、地盤、型枠等のコンクリートから吸水する<u>恐れ</u>のある

る部分は十分吸水させなければならない。
また、型枠及び鉄筋等が直射日光を受けて高温になるおそれのある場合は、散水及び覆い等の適切な処置を講じなければならない。
3. 打設時のコンクリート温度
打設時のコンクリート温度の上限は、所定の品質を確保できる場合は38℃とし、それ以外の場合は35℃とする。

4～6 (略)
3－3－8－3 (略)

第9節 寒中コンクリート
3－3－9－1 一般事項
3－3－9－1 (略)
3－3－9－2 施工

1. 一般事項
受注者は、寒中コンクリートにおいて以下によらなければならない。
(1) 受注者は、凍結しているか、又は氷雪の混入している骨材を用いてはならない。

(2) 受注者は、材料を加熱する場合、水又は骨材を加熱することとし、セメントはどんな場合でも直接これを熱してはならない。骨材の加熱は、温度が均等で、かつ過度に乾燥しない方法によるものとする。
(3) (略)
2～6 (略)

3－3－9－3 養生
1～3 (略)
4. コンクリートに給熱

受注者は、コンクリートに給熱する場合、コンクリートが局部的に乾燥又は熱せられることのないようにしなければならない。また、保温養生終了後、コンクリート温度を急速に低下させてはならない。
5 (略)

表 3-3-4 寒中コンクリートの温度制御養生期間

5℃以上の温度制御養生 <u>と所定の湿潤養生を行った後に想定される気象条件</u>	養生温度	セメントの種類		
		普通 ポルトランド セメント	早強 ポルトランド セメント	混合 セメント B種
(1) <u>厳しい気象条件</u>	5℃	9 日	5 日	12 日
	10℃	7 日	4 日	9 日
(2) まれに凍結融解 <u>する程度の気象条件</u>	5℃	4 日	3 日	5 日
	10℃	3 日	2 日	4 日

注：水セメント比が55%の場合の標準的な養生期間を示した。

部分は十分吸水させなければならない。
また、型枠及び鉄筋等が直射日光を受けて高温になるおそれのある場合は、散水及び覆い等の適切な処置を講じなければならない。
3. 打設時のコンクリート温度
打設時のコンクリート温度は、35℃ 以下を標準とする。コンクリート温度がこの上限値を超える場合には、コンクリートが所要の品質を確保できることを確かめなければならない。

4～6 (略)
3－3－8－3 (略)

第9節 寒中コンクリート
3－3－9－1 一般事項
3－3－9－1 (略)
3－3－9－2 施工

1. 一般事項
受注者は、寒中コンクリートにおいて以下によらなければならない。
(1) 受注者は、凍結しているか、または氷雪の混入している骨材をそのまま用いてはならない。

(2) 受注者は、材料を加熱する場合、水または骨材を加熱することとし、セメントはどんな場合でも直接これを熱してはならない。骨材の加熱は、温度が均等で、かつ過度に乾燥しない方法によるものとする。
(3) (略)
2～6 (略)

3－3－9－3 養生
1～3 (略)
4. コンクリートに給熱

受注者は、コンクリートに給熱する場合、コンクリートが局部的に乾燥または熱せられることのないようにしなければならない。また、保温養生終了後、コンクリート温度を急速に低下させてはならない。
5 (略)

表 3-3-4 寒中コンクリートの温度制御養生期間

5℃以上の温度制御養生を <u>行った後の次の春までに想定される凍結融解の頻度</u>	養生温度	セメントの種類		
		普通 ポルトランド セメント	早強 ポルトランド セメント	混合 セメント B種
(1) <u>しばしば凍結融解を受ける場合</u>	5℃	9 日	5 日	12 日
	10℃	7 日	4 日	9 日
(2) まれに凍結融解 <u>を受ける場合</u>	5℃	4 日	3 日	5 日
	10℃	3 日	2 日	4 日

注：水セメント比が55%の場合の標準的な養生期間を示した。

水セメント比がこれと異なる場合は適宜増減する。			水セメント比がこれと異なる場合は適宜増減する。		
第10節（略）			第10節（略）		
第11節 水中コンクリート			第11節 水中コンクリート		
3-3-11-1（略）			3-3-11-1（略）		
3-3-11-2 施工			3-3-11-2 施工		
1～6（略）			1～6（略）		
7. 水中コンクリートの打設方法			7. 水中コンクリートの打設方法		
受注者は、ケーシング（コンクリートポンプとケーシングの併用方式）、トレミー、コンクリートポンプ又は底開き箱や底開き袋を使用してコンクリートを打設するものとする。これにより難しい場合は、代替工法について監督職員と協議しなければならない。			受注者は、ケーシング（コンクリートポンプとケーシングの併用方式）、トレミーまたはコンクリートポンプを使用してコンクリートを打設しなければならない。これにより難しい場合は、代替工法について監督職員と協議しなければならない。		
8. ケーシング打設（コンクリートポンプとケーシングの併用方式）			8. ケーシング打設（コンクリートポンプとケーシングの併用方式）		
(1)～(6)（略）			(1)～(6)（略）		
(7) 受注者は、打込みが終り、ほぼ所定の高さに均したコンクリートの上面が、しみ出た水がなくなるか、又は上面の水を処理した後でなければ、これを仕上げてはならない。			(7) 受注者は、打込みが終り、ほぼ所定の高さに均したコンクリートの上面が、しみ出た水がなくなるか、または上面の水を処理した後でなければ、これを仕上げてはならない。		
9. トレミー打設			9. トレミー打設		
(1) 受注者は、トレミーを水密でコンクリートが自由に移動できる大きさとし、打設中は、先端を既に打ち込まれたコンクリート中に挿入しておき、水平移動してはならない。			(1) 受注者は、トレミーを水密でコンクリートが自由に落下できる大きさとし、打設中は常にコンクリートで満たさなければならない。また、打設中にトレミーを水平移動してはならない。		
(2)～(4)（略）			(2)～(4)（略）		
10（略）			10（略）		
11. 底開き箱及び底開き袋による打設			11. 底開き箱及び底開き袋による打設		
受注者は、底開き箱及び底開き袋を使用してコンクリートを打設する場合、底開き箱及び底開き袋の底が打設面上に達した際、容易にコンクリートを吐き出しできる構造のものをを用いるものとする。また、打設にあたっては、底開き箱及び底開き袋を静かに水中に降ろし、コンクリートを吐き出した後は、コンクリートから相当離れるまで徐々に引き上げるものとする。ただし、底開き箱又は底開き袋を使用する場合は、事前に監督職員の承諾を得なければならない。			受注者は、底開き箱及び底開き袋を使用してコンクリートを打設する場合、底開き箱及び底開き袋の底が打設面上に達した際、容易にコンクリートを吐き出しできる構造のものをを用いるものとする。また、打設にあたっては、底開き箱及び底開き袋を静かに水中に降ろし、コンクリートを吐き出した後は、コンクリートから相当離れるまで徐々に引き上げるものとする。ただし、底開き箱または底開き袋を使用する場合は、事前に監督職員の承諾を得なければならない。		
第12節・第13節（略）			第12節・第13節（略）		
第4章 一般施工			第4章 一般施工		
第1節（略）			第1節（略）		
第2節 適用すべき諸基準			第2節 適用すべき諸基準		
3-4-2-1 適用すべき諸基準			3-4-2-1 適用すべき諸基準		
(略)			(略)		
(1)（略）			(1)（略）		
(2) 参考資料			(2) 参考資料		
日本道路協会	道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編 Ⅱ鋼橋編）	（平成29年11月）	日本道路協会	道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編 Ⅱ鋼橋編）	（平成24年3月）
日本道路協会	道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編 Ⅳ下部構造編）	（平成29年11月）	日本道路協会	道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編 Ⅳ下部構造編）	（平成24年3月）
日本道路協会	鋼道路橋施工便覧	（令和2年9月）	日本道路協会	鋼道路橋施工便覧	（昭和60年2月）
日本道路協会	鋼道路橋防食便覧	（平成26年3月）	日本道路協会	鋼道路橋覧	（平成26年3月）
日本道路協会	舗装調査・試験法便覧	（平成31年3月）	日本道路協会	舗装調査・試験法便覧	（平成19年6月）
日本道路協会	アスファルト舗装工事共通仕様書解説	（平成4年12月）	日本道路協会	アスファルト舗装工事共通仕様書解説	（平成4年12月）
日本道路協会	転圧コンクリート舗装技術指針（案）	（平成2年11月）	日本道路協会	転圧コンクリート舗装技術指針（案）	（平成2年11月）
建設省	薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針	（昭和49年7月）	建設省	薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針	（昭和49年7月）
建設省	薬液注入工事に係る施工管理等について	（平成2年9月）	建設省	薬液注入工事に係る施工管理等について	（平成2年9月）
日本グライウト協会	薬液注入工法の設計・施工指針	（平成元年6月）	日本薬液注入協会	薬液注入工法の設計・施工指針	（平成元年6月）

国土交通省	仮締切堤設置基準（案）	（平成26年12月一部改正）
環境省	水質汚濁に係る環境基準	（ 令和5年3月 ）
日本道路協会	防護柵の設置基準・同解説	（ 令和3年3月 ）
日本道路協会	杭基礎施工便覧	（ 令和2年9月 ）
全国特定法面保護協会	のり枠工の設計施工指針	（平成25年10月）
地盤工学会	グラウンドアンカー設計・施工基準・同解説	（平成24年5月）
日本道路協会	道路土工―軟弱地盤対策工指針	（平成24年8月）
日本道路協会	道路土工要綱	（平成21年6月）
日本道路協会	道路土工―盛土工指針	（平成22年4月）
日本道路協会	道路土工―切土工・斜面安定工指針	（平成21年6月）
日本道路協会	道路土工―擁壁工指針	（平成24年7月）
日本道路協会	道路土工―カルバート工指針	（平成22年3月）
日本道路協会	道路土工―仮設構造物工指針	（平成11年3月）
日本道路協会	斜面上の深礎基礎設計施工便覧	（ 令和3年10月 ）
日本道路協会	舗装再生便覧	（平成22年11月）
日本道路協会	舗装施工便覧	（平成18年2月）
日本道路協会	鋼管矢板基礎設計施工便覧	（ 令和5年2月 ）
建設省	トンネル工事における可燃性ガス対策について	（昭和53年7月）
建設業労働災害防止協会	ずい道等建設工事における換気技術指針 （換気技術の設計及び粉じん等の測定）	（ 令和3年4月 ）
建設省	道路付属物の基礎について	（昭和50年7月）
日本道路協会	道路標識設置基準・同解説	（ 令和2年6月 ）
日本道路協会	視線誘導標設置基準・同解説	（昭和59年10月）
建設省	土木構造物設計マニュアル（案）〔土工構造物・橋梁編〕	（平成11年11月）
建設省	土木構造物設計マニュアル（案）に係わる設計・施工の手引き（案） 〔ボックスカルバート・擁壁編〕	（平成11年11月）
国土交通省	建設副産物適正処理推進要綱	（平成14年5月）
厚生労働省	ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン	（ 令和2年7月 ）
国土交通省	土木構造物設計マニュアル（案）〔樋門編〕	（平成13年12月）
国土交通省	土木構造物設計マニュアル（案）に係わる設計・施工の手引き（案） （樋門編）	（平成13年12月）
労働省	騒音障害防止のためのガイドライン	（ 令和5年4月 ）
厚生労働省	手すり先行工法等に関するガイドライン	（平成21年4月）
土木学会	コンクリート標準示方書（規準編）	（ 2023年9月 ）
第3節 共通的工種		
3－4－3－1 （略）		
3－4－3－2 材料		
1・2 （略）		
3. 反射シート		
小型標識工に使用する反射シートは、JIS Z 9117（再帰性反射材） 又は 、カプセルレンズ型反射シートを用いるものとする。		

国土交通省	仮締切堤設置基準（案）	（平成26年12月一部改正）
環境省	水質汚濁に係る環境基準について	（平成26年11月）
日本道路協会	防護柵の設置基準・同解説	（平成20年1月）
日本道路協会	杭基礎施工便覧	（平成19年1月）
全国特定法面保護協会	のり枠工の設計施工指針	（平成25年10月）
地盤工学会	グラウンドアンカー設計・施工基準・同解説	（平成24年5月）
日本道路協会	道路土工―軟弱地盤対策工指針	（平成24年8月）
日本道路協会	道路土工要綱	（平成21年6月）
日本道路協会	道路土工―盛土工指針	（平成22年4月）
日本道路協会	道路土工―切土工・斜面安定工指針	（平成21年6月）
日本道路協会	道路土工―擁壁工指針	（平成24年7月）
日本道路協会	道路土工―カルバート工指針	（平成22年3月）
日本道路協会	道路土工―仮設構造物工指針	（平成11年3月）
日本道路協会	斜面上の深礎基礎設計施工便覧	（平成24年4月）
日本道路協会	舗装再生便覧	（平成22年11月）
日本道路協会	舗装施工便覧	（平成18年2月）
日本道路協会	鋼管矢板基礎設計施工便覧	（ 平成9年12月 ）
建設省	トンネル工事における可燃性ガス対策について	（昭和53年7月）
建設業労働災害防止協会	ずい道等建設工事における換気技術指針 （換気技術の設計及び粉じん等の測定）	（平成24年3月）
建設省	道路付属物の基礎について	（昭和50年7月）
日本道路協会	道路標識設置基準・同解説	（昭和62年1月）
日本道路協会	視線誘導標設置基準・同解説	（昭和59年10月）
建設省	土木構造物設計マニュアル（案）〔土工構造物・橋梁編〕	（平成11年11月）
建設省	土木構造物設計マニュアル（案）に係わる設計・施工の手引き（案） 〔ボックスカルバート・擁壁編〕	（平成11年11月）
国土交通省	建設副産物適正処理推進要綱	（平成14年5月）
厚生労働省	ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン	（平成29年6月）
国土交通省	土木構造物設計マニュアル（案）〔樋門編〕	（平成13年12月）
国土交通省	土木構造物設計マニュアル（案）に係わる設計・施工の手引き（案） （樋門編）	（平成13年12月）
労働省	騒音障害防止のためのガイドライン	（平成4年10月）
厚生労働省	手すり先行工法等に関するガイドライン	（平成21年4月）
土木学会	コンクリート標準示方書（規準編）	（平成30年10月）
第3節 共通的工種		
3－4－3－1 （略）		
3－4－3－2 材料		
1・2 （略）		
3. 反射シート		
小型標識工に使用する反射シートは、JIS Z 9117（再帰性反射材） または 、カプセルレンズ型反射シートを用いるものとする。		

4・5 （略）

6．視線誘導標の形状及び性能

受注者は、視線誘導標を使用する場合、設計図書に明示した場合を除き、以下の形状及び性能を有するものを使用しなければならない。

（１） 反射体

① （略）

②受注者は、色が白色又は橙色で以下に示す色度範囲にある反射体を用いなければならない。

白色 $0.31 + 0.25x \geq y \geq 0.28 + 0.25x$

$0.50 \geq x \geq 0.41$

橙色 $0.44 \geq y \geq 0.39$

$y \geq 0.99 - x$

ただし、 x 、 y は JIS Z 8781-3（測色－第 3 部：CIE 三刺激値）の色度座標である。

③ （略）

（２）支柱

① （略）

②受注者は、白色又はこれに類する色の支柱を用いなければならない。

③～⑤ （略）

3－4－3－3・3－4－3－4 （略）

3－4－3－5 縁石工

1・2 （略）

3．アスカーブの施工

アスカーブの施工にあたり、アスファルト混合物の舗設は、既設舗層面等が清浄で乾燥している場合のみ施工するものとする。気温が 5℃以下のとき、又は雨天時には施工してはならない。

3－4－3－6 小型標識工

1～4 （略）

5．反射シートの貼付け方式

受注者は、重ね貼り方式又は、スクリーン印刷方式により、反射シートの貼付けを行わなければならない。印刷乾燥後は色むら・にじみ・ピンホールなどが無いことを確認しなければならない。また、必要がある場合はインク保護などを目的とした、クリアーやラミネート加工を行うものとする。

6～15 （略）

16. 防錆処理

受注者は、防錆処理にあたり、その素材前処理、めっき及び後処理作業を JIS H8641（溶融亜鉛めっき）の規定により行わなければならない。

なお、ネジ部はめっき後ネジさらい、又は遠心分離をしなければならない。

17 （略）

18. ジンクリッチ塗装用塗料

ジンクリッチ塗装用塗料は、亜鉛粉末の無機質塗料として塗装は 2 回塗りで 400 ～ 500 g/m²、又は塗装厚は 2 回塗りで、40～50 μm としなければならない。

19 （略）

3－4－3－7 路側防護柵工

1・2 （略）

3．支柱位置支障等の処置

受注者は、支柱の施工にあたって橋梁、擁壁、函渠などのコンクリートの中に防護柵を設置する場合、設計図書に定められた位置に支障があるとき又は、位置が明示されていない場合、設計図書に関して監督職員と協議して定めなければならない。

4～6 （略）

4・5 （略）

6．視線誘導標の形状及び性能

受注者は、視線誘導標を使用する場合、設計図書に明示した場合を除き、以下の形状及び性能を有するものを使用しなければならない。

（１） 反射体

① （略）

②受注者は、色が白色または橙色で以下に示す色度範囲にある反射体を用いなければならない。

白色 $0.31 + 0.25x \geq y \geq 0.28 + 0.25x$

$0.50 \geq x \geq 0.41$

橙色 $0.44 \geq y \geq 0.39$

$y \geq 0.99 - x$

ただし、 x 、 y は JIS Z 8781-3（測色－第 3 部：CIE 三刺激値）の色度座標である。

③ （略）

（２）支柱

① （略）

②受注者は、白色またはこれに類する色の支柱を用いなければならない。

③～⑤ （略）

3－4－3－3・3－4－3－4 （略）

3－4－3－5 縁石工

1・2 （略）

3．アスカーブの施工

アスカーブの施工にあたり、アスファルト混合物の舗設は、既設舗層面等が清浄で乾燥している場合のみ施工するものとする。気温が 5℃以下のとき、または雨天時には施工してはならない。

3－4－3－6 小型標識工

1～4 （略）

5．反射シートの貼付け方式

受注者は、重ね貼り方式または、スクリーン印刷方式により、反射シートの貼付けを行わなければならない。印刷乾燥後は色むら・にじみ・ピンホールなどが無いことを確認しなければならない。また、必要がある場合はインク保護などを目的とした、クリアーやラミネート加工を行うものとする。

6～15 （略）

16. 防錆処理

受注者は、防錆処理にあたり、その素材前処理、めっき及び後処理作業を JIS H8641（溶融亜鉛めっき）の規定により行わなければならない。

なお、ネジ部はめっき後ネジさらい、または遠心分離をしなければならない。

17 （略）

18. ジンクリッチ塗装用塗料

ジンクリッチ塗装用塗料は、亜鉛粉末の無機質塗料として塗装は 2 回塗りで 400 ～ 500 g/m²、または塗装厚は 2 回塗りで、40～50 μm としなければならない。

19 （略）

3－4－3－7 路側防護柵工

1・2 （略）

3．支柱位置支障等の処置

受注者は、支柱の施工にあたって橋梁、擁壁、函渠などのコンクリートの中に防護柵を設置する場合、設計図書に定められた位置に支障があるときまたは、位置が明示されていない場合、設計図書に関して監督職員と協議して定めなければならない。

4～6 （略）

3-4-3-8・3-4-3-9 (略)

3-4-3-10 プレテンション桁製作工 (購入工)

1・2 (略)

3. 表示する事項

型枠を取り外したプレテンション方式の桁に速やかに以下の事項を表示しなければならない。

① 工事名 又は 記号

②・③ (略)

3-4-3-11 ポストテンション桁製作工

1 (略)

2. PC ケーブルの施工

PC ケーブルの施工については、以下の規定によるものとする。

(1)～(3) (略)

(4) PC 鋼材 又は シースが設計図書で示す位置に確実に配置できるよう支持間隔を定めなければならない。

(5) PC 鋼材 又は シースがコンクリート打設時の振動、締固めによって、その位置及び方向が移動しないように組立てなければならない。

(6) (略)

3. PC 緊張の施工

PC 緊張の施工については、以下の規定によるものとする。

(1)～(7) (略)

(8) プレストレッシングの施工は、「道路橋示方書・同解説 (Ⅲコンクリート橋編) 20.8 PC 鋼材工及び緊張工」(日本道路協会、平成 24 年 3 月)に基づき管理するものとし、順序、緊張力、PC 鋼材の拔出し量、緊張の日時、コンクリートの強度等の記録を整備及び保管し、監督職員 又は 検査職員から請求があった場合は速やかに提示しなければならない。

(9)～(11) (略)

4～6 (略)

7. プレグラウトされた PC 鋼材

(1) プレグラウトされた PC 鋼材を使用する場合は、以下の規定によるものとする。

PC 鋼材は、JIS G 3536 (PC 鋼線及び PC 鋼より線) に適合するもの 又は これと同等以上の特性や品質を有するものとする。

(2) 使用する樹脂 又は グラウトは、所定の緊張可能期間を有し、PC 鋼材を防食するとともに、コンクリート部材と PC 鋼材とを付着により一体化しなければならない。

(3)・(4) (略)

3-4-3-12 プレキャストセグメント主桁組立工

1 (略)

2. ブロック組立て施工

ブロック組立ての施工については、以下の規定によるものとする。

(1) プレキャストブロックの接合に用いる接着剤の使用にあたり材質がエポキシ樹脂系接着剤で強度、耐久性及び水密性がブロック同等以上のものを使用するものとする。エポキシ樹脂系接着剤を使用する場合は、室内で密封して保管し、原則として製造後 6 ヶ月以上経過したものは使用してはならない。また、水分を含むと品質が劣化するので、雨天の時の作業は中止しなければならない。これ以外の場合は、設計図書によるものとする。

未硬化の接着剤の外観、粘度、可使時間、だれ最小厚さ、硬化した接着剤の比重、引張強さ、圧縮強さ、引張せん断接着強さ、接着強さ、硬さ、特殊な条件下で使用する場合は、高温時の引張強さ、水中硬化時の引張強さ、衝撃強さ、圧縮ヤング係数、熱膨張係数、硬化収縮率、吸水率等について、必要に応じて試験を行い性能を確認しなければならない。

3-4-3-8・3-4-3-9 (略)

3-4-3-10 プレテンション桁製作工 (購入工)

1・2 (略)

3. 表示する事項

型枠を取り外したプレテンション方式の桁に速やかに以下の事項を表示しなければならない。

① 工事名 または 記号

②・③ (略)

3-4-3-11 ポストテンション桁製作工

1 (略)

2. PC ケーブルの施工

PC ケーブルの施工については、以下の規定によるものとする。

(1)～(3) (略)

(4) PC 鋼材 または シースが設計図書で示す位置に確実に配置できるよう支持間隔を定めなければならない。

(5) PC 鋼材 または シースがコンクリート打設時の振動、締固めによって、その位置及び方向が移動しないように組立てなければならない。

(6) (略)

3. PC 緊張の施工

PC 緊張の施工については、以下の規定によるものとする。

(1)～(7) (略)

(8) プレストレッシングの施工は、「道路橋示方書・同解説 (Ⅲコンクリート橋編) 20.8 PC 鋼材工及び緊張工」(日本道路協会、平成 24 年 3 月)に基づき管理するものとし、順序、緊張力、PC 鋼材の拔出し量、緊張の日時、コンクリートの強度等の記録を整備及び保管し、監督職員 または 検査職員から請求があった場合は速やかに提示しなければならない。

(9)～(11) (略)

4～6 (略)

7. プレグラウトされた PC 鋼材

(1) プレグラウトされた PC 鋼材を使用する場合は、以下の規定によるものとする。

PC 鋼材は、JIS G 3536 (PC 鋼線及び PC 鋼より線) に適合するもの または これと同等以上の特性や品質を有するものとする。

(2) 使用する樹脂 または グラウトは、所定の緊張可能期間を有し、PC 鋼材を防食するとともに、コンクリート部材と PC 鋼材とを付着により一体化しなければならない。

(3)・(4) (略)

3-4-3-12 プレキャストセグメント主桁組立工

1 (略)

2. ブロック組立て施工

ブロック組立ての施工については、以下の規定によるものとする。

(1) プレキャストブロックの接合に用いる接着剤の使用にあたり材質がエポキシ樹脂系接着剤で強度、耐久性及び水密性がブロック同等以上のものを使用するものとする。エポキシ樹脂系接着剤を使用する場合は、室内で密封して保管し、原則として製造後 6 ヶ月以上経過したものは使用してはならない。また、水分を含むと品質が劣化するので、雨天の時の作業は中止しなければならない。これ以外の場合は、設計図書によるものとする。

未硬化の接着剤の外観、粘度、可使時間、だれ最小厚さ、硬化した接着剤の比重、引張強さ、圧縮強さ、引張せん断接着強さ、接着強さ、硬さ、特殊な条件下で使用する場合は、高温時の引張強さ、水中硬化時の引張強さ、衝撃強さ、圧縮ヤング係数、熱膨張係数、硬化収縮率、吸水率等について、必要に応じて試験を行い性能を確認しなければならない。

なお、接着剤の試験方法は「 <u>コンクリート標準示方書・(規準編)</u> 」(土木学会、2023年 9 月)における、 <u>JSCE-H101-2013 プレキャストコンクリート用樹脂系接着剤(橋げた用)品質規格(案)による。</u> これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	
(2)～(4) (略)	
3・4 (略)	
3-4-3-13～3-4-3-15 (略)	
3-4-3-16 沈床工	
1. 一般事項	
受注者は、粗朶沈床の施工については、連柴は梢を一方に向け径 15cm を標準とし、緊結は長さおよそ 60 cm ごとに連柴締金を用いて締付け、亜鉛引鉄線 <u>又は</u> 、しゅろ縄等にて結束し、この間 2ヶ所を二子縄等をもって結束するものとし、連柴の長さは格子を結んだときに端にそれぞれ約 15 cmを残すようにしなければならない。	
2～13 (略)	
3-4-3-17 捨石工	
1. ～3. (略)	
4. 捨石基礎の施工 (1)	
受注者は、捨石基礎の施工にあたっては、極度の凹凸や粗密が発生しないように潜水土 <u>又は</u> 測深器具をもって捨石の施工状況を確認しながら施工しなければならない。	
5・6 (略)	
3-4-3-18・3-4-3-19 (略)	
3-4-3-20 現場継手工	
1・2 (略)	
3. ボルトの締付け	
ボルトの締付けについては、以下の規定によるものとする。	
(1)～(3) (略)	
(4) ボルトの締付けを回転法によって行う場合、接触面の肌すきがなくなる程度にトルクレンチで締めた状態、 <u>又は</u> 組立て用スパナで力いっぱい締めた状態から、以下に示す回転角を与えなければならない。ただし、回転法は F8T、B8T のみに用いるものとする。	
①・② (略)	
(5)・(6) (略)	
4～6 (略)	
7. 締付け確認	
締付け確認については、以下の規定によるものとする。	
(1) 締付け確認をボルト締付け後速やかに行い、その記録を整備及び保管し、監督職員 <u>又は</u> 検査職員から請求があった場合は速やかに提示しなければならない。	
(2)・(3) (略)	
8 (略)	
9. 現場溶接	
(1)～(4) (略)	
(5) 受注者は、溶接現場の気象条件が以下に該当する時は、溶接欠陥の発生を防止するため、防風設備及び予熱等により溶接作業条件を整えられる場合を除き溶接作業を行ってはならない。	
①雨天 <u>又は</u> 作業中に雨天となるおそれのある場合	
②～⑤ (略)	
(6) (略)	
3-4-3-21 伸縮装置工	
1. 一般事項	
受注者は、伸縮装置の据付けについては、施工時の気温を考慮し、設計時の標準温度で、橋	

なお、接着剤の試験方法は <u>JSCE-H101-2013 プレキャストコンクリート用樹脂系接着剤(橋げた用)品質規格(案)</u> 「コンクリート標準示方書・(規準編)」(土木学会、平成 30 年 10 月)による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	
(2)～(4) (略)	
3・4 (略)	
3-4-3-13～3-4-3-15 (略)	
3-4-3-16 沈床工	
1. 一般事項	
受注者は、粗朶沈床の施工については、連柴は梢を一方に向け径 15cm を標準とし、緊結は長さおよそ 60 cm ごとに連柴締金を用いて締付け、亜鉛引鉄線または、しゅろ縄等にて結束し、この間 2ヶ所を二子縄等をもって結束するものとし、連柴の長さは格子を結んだときに端にそれぞれ約 15 cmを残すようにしなければならない。	
2～13 (略)	
3-4-3-17 捨石工	
1～3 (略)	
4. 捨石基礎の施工 (1)	
受注者は、捨石基礎の施工にあたっては、極度の凹凸や粗密が発生しないように潜水土 <u>または</u> 測深器具をもって捨石の施工状況を確認しながら施工しなければならない。	
5・6 (略)	
3-4-3-18・3-4-3-19 (略)	
3-4-3-20 現場継手工	
1・2 (略)	
3. ボルトの締付け	
ボルトの締付けについては、以下の規定によるものとする。	
(1)～(3) (略)	
(4) ボルトの締付けを回転法によって行う場合、接触面の肌すきがなくなる程度にトルクレンチで締めた状態、 <u>または</u> 組立て用スパナで力いっぱい締めた状態から、以下に示す回転角を与えなければならない。ただし、回転法は F8T、B8T のみに用いるものとする。	
①・② (略)	
(5)・(6) (略)	
4～6 (略)	
7. 締付け確認	
締付け確認については、以下の規定によるものとする。	
(1) 締付け確認をボルト締付け後速やかに行い、その記録を整備及び保管し、監督職員 <u>または</u> 検査職員から請求があった場合は速やかに提示しなければならない。	
(2)・(3) (略)	
8 (略)	
9. 現場溶接	
(1)～(4) (略)	
(5) 受注者は、溶接現場の気象条件が以下に該当する時は、溶接欠陥の発生を防止するため、防風設備及び予熱等により溶接作業条件を整えられる場合を除き溶接作業を行ってはならない。	
①雨天 <u>または</u> 作業中に雨天となるおそれのある場合	
②～⑤ (略)	
(6) (略)	
3-4-3-21 伸縮装置工	
1. 一般事項	
受注者は、伸縮装置の据付けについては、施工時の気温を考慮し、設計時の標準温度で、橋	

	と支承の相対位置が標準位置となるよう温度補正を行って据付け位置を決定しなければならない。また、監督職員 <u>又は</u> 検査職員から請求があった場合は速やかに提示しなければならない。
2	(略)
3-4-3-22	(略)
3-4-3-23	環境配慮型護岸工
1~4	(略)
5.	柳枝の施工 受注者は、柳枝の施工については、 <u>法拵え</u> 後、ます形に、杭を垂直に打込むとともに、杭頭を打ちそろえなければならない。
6・7	(略)
3-4-3-24	羽口工
1.	一般事項 受注者は、じゃかごの中詰用ぐり石については、15 ～ 25 cm のもので、じゃかごの網目より大きな天然石 <u>又は</u> 割ぐり石を使用しなければならない。
2~5	(略)
6.	ふとんかご中詰用ぐり石 受注者は、ふとんかごの中詰用ぐり石については、ふとんかごの厚さが 30 cm の場合は5 ～ 15 cm、ふとんかごの厚さが 50 cm の場合は 15～20 cm の大きさとし、ふとんかごの網目より大きな天然石 <u>又は</u> 割ぐり石を使用しなければならない。
7・8	(略)
3-4-3-25	プレキャストカルバート工
1	(略)
2.	施工順序 受注者は、プレキャストカルバート工の施工については、基礎との密着をはかり、接合面が食い違わぬように注意して、カルバートの下流側 <u>又は</u> 低い側から設置しなければならない。
3	(略)
4.	プレキャストパイプの施工 受注者は、プレキャストパイプの施工については、ソケットのあるパイプの場合はソケットをカルバートの上流側 <u>又は</u> 高い側に向けて設置しなければならない。ソケットのないパイプの接合は、カラー接合 <u>又は</u> 印ろう接合とし、接合部はモルタルでコーキングし、漏水が起こらないように施工しなければならない。
5	(略)
3-4-3-26	側溝工
1~5	(略)
6.	フィルター材料 受注者は、フィルター材料を使用する場合は、排水性のよい砂 <u>又は</u> 、クラッシュラン等を使用しなければならない。
7.	ソケット付管の布設 受注者は、ソケット付の管を布設する時は、上流側 <u>又は</u> 高い側にソケットを向けなければならない。
8.	管の据付 受注者は、基礎工の上に通りよく管を据付けるとともに、管の下面及びカラーの周囲にはコンクリート <u>又は</u> 固練りモルタルを充填し、空隙や漏水が生じないように施工なければならない。
9	(略)
10.	異常時の処置 受注者は、コルゲートパイプの布設については、砂質土 <u>又は</u> 軟弱地盤が出現した場合は、施

	と支承の相対位置が標準位置となるよう温度補正を行って据付け位置を決定しなければならない。また、監督職員 <u>または</u> 検査職員から請求があった場合は速やかに提示しなければならない。
2	(略)
3-4-3-22	(略)
3-4-3-23	環境配慮型護岸工
1~4	(略)
5.	柳枝の施工 受注者は、柳枝の施工については、 <u>のりごしらえ</u> 後、ます形に、杭を垂直に打込むとともに、杭頭を打ちそろえなければならない。
6・7	(略)
3-4-3-24	羽口工
1.	一般事項 受注者は、じゃかごの中詰用ぐり石については、15 ～ 25 cm のもので、じゃかごの網目より大きな天然石 <u>または</u> 割ぐり石を使用しなければならない。
2~5	(略)
6.	ふとんかご中詰用ぐり石 受注者は、ふとんかごの中詰用ぐり石については、ふとんかごの厚さが 30 cm の場合は5 ～ 15 cm、ふとんかごの厚さが 50 cm の場合は 15～20 cm の大きさとし、ふとんかごの網目より大きな天然石 <u>または</u> 割ぐり石を使用しなければならない。
7・8	(略)
3-4-3-25	プレキャストカルバート工
1	(略)
2.	施工順序 受注者は、プレキャストカルバート工の施工については、基礎との密着をはかり、接合面が食い違わぬように注意して、カルバートの下流側 <u>または</u> 低い側から設置しなければならない。
3	(略)
4.	プレキャストパイプの施工 受注者は、プレキャストパイプの施工については、ソケットのあるパイプの場合はソケットをカルバートの上流側 <u>または</u> 高い側に向けて設置しなければならない。ソケットのないパイプの接合は、カラー接合 <u>または</u> 印ろう接合とし、接合部はモルタルでコーキングし、漏水が起こらないように施工しなければならない。
5	(略)
3-4-3-26	側溝工
1~5	(略)
6.	フィルター材料 受注者は、フィルター材料を使用する場合は、排水性のよい砂 <u>または</u> 、クラッシュラン等を使用しなければならない。
7.	ソケット付管の布設 受注者は、ソケット付の管を布設する時は、上流側 <u>または</u> 高い側にソケットを向けなければならない。
8.	管の据付 受注者は、基礎工の上に通りよく管を据付けるとともに、管の下面及びカラーの周囲にはコンクリート <u>または</u> 固練りモルタルを充填し、空隙や漏水が生じないように施工なければならない。
9	(略)
10.	異常時の処置 受注者は、コルゲートパイプの布設については、砂質土 <u>または</u> 軟弱地盤が出現した場合は、

工する前に設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。 11. コルゲートパイプの組立て 受注者は、コルゲートパイプの組立てについては、上流側<u>又は</u>高い側のセクションを下流側<u>又は</u>低い側のセクションの内側に重ね合うようにし、重ね合わせ部分の接合は、パイプ断面の両側で行うものとし、底部及び頂部で行ってはならない。 また、埋戻し後も可能な限りボルトの緊結状態を点検し、ゆるんでいるものがあれば締直しを行わなければならない。 12 （略）		
3－4－3－27	（略）	
3－4－3－28	現場塗装工	
1～3	（略）	
4.	塗装塗布方法	
受注者は、塗装作業にエアレススプレー、ハケ<u>又は</u>ローラーブラシを用いなければならない。また、塗布作業に際しては各塗布方法の特徴を理解して行わなければならない。 5～7 （略） 8. 付着塩分の水洗い 受注者は、海岸地域に架設<u>又は</u>保管されていた場合、海上輸送を行った場合、その他臨海地域を長距離輸送した場合など部材に塩分の付着が懸念された場合には、塩分付着量の測定を行い NaCl が 50 mg/m2 以上の時は水洗いしなければならない。 9～12 （略）		
13.	下塗	
(1)・(2)	（略）	
(3)	受注者は、ボルト締め後 <u>又は</u> 溶接施工のため塗装が困難となる部分で設計図書に示されている場合 <u>又は</u> 、監督職員の指示がある場合にはあらかじめ塗装を完了させなければならない。	
(4)・(5)	（略）	
14・15	（略）	
16.	検査	
(1) 受注者は、現場塗装終了後、塗膜厚検査を行い、塗膜厚測定記録を作成及び保管し、監督職員<u>又は</u>検査職員から請求があった場合は速やかに提示するとともに、工事完成時に監督職員へ提出しなければならない。 (2)・(3) （略） (4) 受注者は、塗膜厚の測定を、塗装系別、塗装方法別、部材の種類別<u>又は</u>作業姿勢別に測定位置を定め平均して測定するよう配慮しなければならない。 (5)～(7) （略）		
17.	記録	
(1)	（略）	
(2)	受注者は、最終塗装の完了後、橋体起点側（左） <u>又は</u> 終点側（右）の外桁腹板に、ペイント <u>又は</u> 耐候性に優れたフィルム状の粘着シートにより図 3-4-2 のとおり記録しなければならない。	
図 3－4－2		（略）
第4節 基礎工		
3－4－4－1～3－4－4－3		（略）
3－4－4－4	既製杭工	
1	（略）	
2.	既製杭工の工法	
既製杭工の工法は、打込み杭工法、中掘り杭工法、プレボーリング杭工法、鋼管ソイルセメント杭工法<u>又は</u>回転杭工法とし、取扱いは本条及び設計図書によらなければならない。 3～8 （略）		

施工する前に設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。 11. コルゲートパイプの組立て 受注者は、コルゲートパイプの組立てについては、上流側または高い側のセクションを下流側<u>または</u>低い側のセクションの内側に重ね合うようにし、重ね合わせ部分の接合は、パイプ断面の両側で行うものとし、底部及び頂部で行ってはならない。 また、埋戻し後も可能な限りボルトの緊結状態を点検し、ゆるんでいるものがあれば締直しを行わなければならない。 12 （略）		
3－4－3－27	（略）	
3－4－3－28	現場塗装工	
1～3	（略）	
4.	塗装塗布方法	
受注者は、塗装作業にエアレススプレー、ハケ<u>または</u>ローラーブラシを用いなければならない。また、塗布作業に際しては各塗布方法の特徴を理解して行わなければならない。 5～7 （略） 8. 付着塩分の水洗い 受注者は、海岸地域に架設<u>または</u>保管されていた場合、海上輸送を行った場合、その他臨海地域を長距離輸送した場合など部材に塩分の付着が懸念された場合には、塩分付着量の測定を行い NaCl が 50 mg/m2 以上の時は水洗いしなければならない。 9～12 （略）		
13.	下塗	
(1)・(2)	（略）	
(3)	受注者は、ボルト締め後 <u>または</u> 溶接施工のため塗装が困難となる部分で設計図書に示されている場合 <u>または</u> 、監督職員の指示がある場合にはあらかじめ塗装を完了させなければならない。	
(4)・(5)	（略）	
14・15	（略）	
16.	検査	
(1) 受注者は、現場塗装終了後、塗膜厚検査を行い、塗膜厚測定記録を作成及び保管し、監督職員<u>または</u>検査職員から請求があった場合は速やかに提示するとともに、工事完成時に監督職員へ提出しなければならない。 (2)・(3) （略） (4) 受注者は、塗膜厚の測定を、塗装系別、塗装方法別、部材の種類別<u>または</u>作業姿勢別に測定位置を定め平均して測定するよう配慮しなければならない。 (5)～(7) （略）		
17.	記録	
(1)	（略）	
(2)	受注者は、最終塗装の完了後、橋体起点側（左） <u>または</u> 終点側（右）の外桁腹板に、ペイント <u>または</u> 耐候性に優れたフィルム状の粘着シートにより図 3-4-2 のとおり記録しなければならない。	
図 3－4－2		（略）
第4節 基礎工		
3－4－4－1～3－4－4－3		（略）
3－4－4－4	既製杭工	
1	（略）	
2.	既製杭工の工法	
既製杭工の工法は、打込み杭工法、中掘り杭工法、プレボーリング杭工法、鋼管ソイルセメント杭工法<u>または</u>回転杭工法とし、取扱いは本条及び設計図書によらなければならない。 3～8 （略）		

9. 杭頭損傷の修補	受注者は、既製杭工の施工にあたり、杭頭打込みの打撃等により損傷した場合は、杭の機能を損なわないように、修補 <u>又は</u> 取り替えなければならない。
10～24 （略）	
3－4－4－6 深礎工	
1～10 （略）	
11. ライナープレートの組立て	受注者は、ライナープレートの組立にあたっては、偏心と歪みを <u>できる</u> だけ小さくするようにしなければならない。
12・13 （略）	
14. 杭支持層の確認・記録	受注者は、杭の施工を行うにあたり、JIS A 7201（遠心力コンクリートくいの施工標準）⑧施工 8.3 くい施工で、8.3.2 埋込み工法を用いる施工の先端処理方法が、セメントミルク噴出攪拌方式 <u>又は</u> 、コンクリート打設方式の場合は、杭先端が設計図書に示された支持層付近に達した時点で支持層の確認をするとともに、確認のための資料を整備及び保管し、監督職員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに、工事完成時に監督職員へ提出しなければならない。セメントミルクの噴出攪拌方式の場合は、受注者は、過度の掘削や長時間の攪拌などによって杭先端周辺の地盤を乱さないようにしなければならない。
	また、コンクリート打設方式の場合においては、受注者は、根固めを造成する生コンクリートを打込むにあたり、孔底沈殿物（スライム）を除去した後、トレミー管などを用いて杭先端部を根固めしなければならない。
15. 既製コンクリート杭又は鋼管杭の先端処理	受注者は、既製コンクリート杭 <u>又は</u> 鋼管杭の先端処理をセメントミルク噴出攪拌方式による場合は、杭基礎施工便覧に示されている工法技術 <u>又は</u> これと同等の工法技術によるものとし、受注者は施工に先立ち、当該工法技術について、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。
	ただし、最終打撃方式及びコンクリート打設方式はこれらの規定には該当しない。
16～20 （略）	
21. 鋼管杭・H鋼杭の現場継手	既製杭工における鋼管杭及びH鋼杭の現場継手については、以下の各号の規定によるものとする。
（1） （略）	
（2）	受注者は、鋼管杭及びH鋼杭の溶接は、JIS Z 3801（手溶接技術検定における試験方法及び判定基準）に定められた試験のうち、その作業に該当する試験（ <u>又は</u> 同等以上の検定試験）に合格した者でかつ現場溶接の施工経験が6ヶ月以上の者に行わさせなければならない。ただし半自動溶接を行う場合は、JIS Z 3841（半自動溶接技術検定における試験方法及び判定基準）に定められた試験の種類のうち、その作業に該当する試験（ <u>又は</u> これと同等以上の検定試験）に合格した者でなければならない。
（3） （略）	
（4）	受注者は、鋼管杭及びH鋼杭の溶接には直流 <u>又は</u> 交流アーク溶接機を用いるものとし、二次側に電流計、電圧計を備えておき、溶接作業場にて電流調節が可能でなければならない。
（5）～（7） （略）	
（8）	受注者は、鋼管杭及びH鋼杭の溶接完了後、溶接箇所について、欠陥の有無の確認を行わなければならない。
	なお、確認の結果、発見された欠陥のうち手直しを要するものについては、グラインダ <u>又は</u> ガウジングなどで完全にはつとり、再溶接して補修しなければならない。
（9）～（11） （略）	
22～24 （略）	
3－4－4－5・3－4－4－6 （略）	
3－4－4－7 オープンケーソン基礎工	

9. 杭頭損傷の修補	受注者は、既製杭工の施工にあたり、杭頭打込みの打撃等により損傷した場合は、杭の機能を損なわないように、修補 <u>または</u> 取り替えなければならない。
10～24 （略）	
3－4－4－6 深礎工	
1～10 （略）	
11. ライナープレートの組立て	受注者は、ライナープレートの組立にあたっては、偏心と歪みを <u>出来る</u> だけ小さくするようにしなければならない。
12・13 （略）	
14. 杭支持層の確認・記録	受注者は、杭の施工を行うにあたり、JIS A 7201（遠心力コンクリートくいの施工標準）⑧施工 8.3 くい施工で、8.3.2 埋込み工法を用いる施工の先端処理方法が、セメントミルク噴出攪拌方式 <u>または</u> 、コンクリート打設方式の場合は、杭先端が設計図書に示された支持層付近に達した時点で支持層の確認をするとともに、確認のための資料を整備及び保管し、監督職員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに、工事完成時に監督職員へ提出しなければならない。セメントミルクの噴出攪拌方式の場合は、受注者は、過度の掘削や長時間の攪拌などによって杭先端周辺の地盤を乱さないようにしなければならない。
	また、コンクリート打設方式の場合においては、受注者は、根固めを造成する生コンクリートを打込むにあたり、孔底沈殿物（スライム）を除去した後、トレミー管などを用いて杭先端部を根固めしなければならない。
15. 既製コンクリート杭又は鋼管杭の先端処理	受注者は、既製コンクリート杭 <u>または</u> 鋼管杭の先端処理をセメントミルク噴出攪拌方式による場合は、杭基礎施工便覧に示されている工法技術 <u>または</u> これと同等の工法技術によるものとし、受注者は施工に先立ち、当該工法技術について、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。
	ただし、最終打撃方式及びコンクリート打設方式はこれらの規定には該当しない。
16～20 （略）	
21. 鋼管杭・H鋼杭の現場継手	既製杭工における鋼管杭及びH鋼杭の現場継手については、以下の各号の規定によるものとする。
（1） （略）	
（2）	受注者は、鋼管杭及びH鋼杭の溶接は、JIS Z 3801（手溶接技術検定における試験方法及び判定基準）に定められた試験のうち、その作業に該当する試験（ <u>または</u> 同等以上の検定試験）に合格した者でかつ現場溶接の施工経験が6ヶ月以上の者に行わさせなければならない。ただし半自動溶接を行う場合は、JIS Z 3841（半自動溶接技術検定における試験方法及び判定基準）に定められた試験の種類のうち、その作業に該当する試験（ <u>または</u> これと同等以上の検定試験）に合格した者でなければならない。
（3） （略）	
（4）	受注者は、鋼管杭及びH鋼杭の溶接には直流 <u>または</u> 交流アーク溶接機を用いるものとし、二次側に電流計、電圧計を備えておき、溶接作業場にて電流調節が可能でなければならない。
（5）～（7） （略）	
（8）	受注者は、鋼管杭及びH鋼杭の溶接完了後、溶接箇所について、欠陥の有無の確認を行わなければならない。
	なお、確認の結果、発見された欠陥のうち手直しを要するものについては、グラインダ <u>または</u> ガウジングなどで完全にはつとり、再溶接して補修しなければならない。
（9）～（11） （略）	
22～24 （略）	
3－4－4－5・3－4－4－6 （略）	
3－4－4－7 オープンケーソン基礎工	

1～9	(略)
10.	底版コンクリート打設準備 受注者は、底版コンクリートを打込む前に刃口より上にある土砂を掘削しなければならない。さらに刃先下部の掘越した部分はコンクリートで埋戻さなければならない。 また陸掘りの場合を除き、水中コンクリートは、オープンケーソン内の水位の変動がないことを確認したうえ、トレミー管 <u>又は</u> コンクリートポンプ等を用いて打込むものとする。この場合、管の先端は常に打込まれたコンクリート中に貫入された状態にしておかなければならない。
11・12	(略)
13.	中詰 <u>充填</u> の施工 受注者は、中詰充填を施工するにあたり、オープンケーソン内の水位を保った状態で密実に行わなければならない。
14・15	(略)
3－4－4－8	(略)
3－4－4－9	鋼管矢板基礎工
1～3	(略)
4.	杭頭損傷の修補 受注者は、鋼管矢板基礎工の施工にあたり、杭頭打込みの打撃等により損傷した場合は、杭の機能を損なわないように、修補 <u>又は</u> 取り替えなければならない。
5～10	(略)
11.	鋼管矢板の溶接 鋼管矢板基礎工において鋼管矢板の溶接を行う場合については、以下の各号の規定によるものとする。
(1)	(略)
(2)	受注者は、鋼管矢板の溶接については、JIS Z 3801（手溶接技術検定における試験方法及び判定基準）に定められた試験のうち、その作業に該当する試験（ <u>又は</u> 同等以上の検定試験）に合格した者で、かつ現場溶接の施工経験が6ヶ月以上の者に行わさせなければならない。ただし半自動溶接を行う場合は、JIS Z 3841（半自動溶接技術検定における試験方法及び判定基準）に定められた試験の種類のうち、その作業に該当する試験（ <u>又は</u> これと同等以上の検定試験）に合格した者でなければならぬ。
(3)	(略)
(4)	受注者は、鋼管矢板の溶接には直流 <u>又は</u> 交流アーク溶接機を用いるものとし、二次側に電流計、電圧計を備えておき、溶接作業場にて電流調節が可能でなければならない。
(5)～(7)	(略)
(8)	受注者は、鋼管矢板の溶接完了後、設計図書に示された方法、個数につき、指定された箇所について欠陥の有無を確認しなければならない。 なお、確認の結果、発見された欠陥のうち手直しを要するものについては、その箇所をグラインダ <u>又は</u> ガウジングなどで完全にはつとり再溶接して補修しなければならない。
(9)	(略)
12～25	(略)
第5節	石・ブロック積（張）工
3－4－5－1	一般事項
1～8	(略)
9.	石・ブロック積（張）工の基礎 受注者は、石・ブロック積（張）工の基礎の施工にあたっては、沈下、壁面の変形などの石・ブロック積（張）工の安定に影響が生じないようにしなければならない。 受注者は、基礎コンクリートを施工する場合は、適度な長さを一工程として十分養生を行うものとする。ブロックに接する面は、ブロック擁壁 <u>法面</u> に対し所定の角度をもつ一様な平面に入念に仕上げなければならない。

1～9	(略)
10.	底版コンクリート打設準備 受注者は、底版コンクリートを打込む前に刃口より上にある土砂を掘削しなければならない。さらに刃先下部の掘越した部分はコンクリートで埋戻さなければならない。 また陸掘りの場合を除き、水中コンクリートは、オープンケーソン内の水位の変動がないことを確認したうえ、トレミー管 <u>または</u> コンクリートポンプ等を用いて打込むものとする。この場合、管の先端は常に打込まれたコンクリート中に貫入された状態にしておかなければならない。
11・12	(略)
13.	中詰 <u>充てん</u> の施工 受注者は、中詰充填を施工するにあたり、オープンケーソン内の水位を保った状態で密実に行わなければならない。
14・15	(略)
3－4－4－8	(略)
3－4－4－9	鋼管矢板基礎工
1～3	(略)
4.	杭頭損傷の修補 受注者は、鋼管矢板基礎工の施工にあたり、杭頭打込みの打撃等により損傷した場合は、杭の機能を損なわないように、修補 <u>または</u> 取り替えなければならない。
5～10	(略)
11.	鋼管矢板の溶接 鋼管矢板基礎工において鋼管矢板の溶接を行う場合については、以下の各号の規定によるものとする。
(1)	(略)
(2)	受注者は、鋼管矢板の溶接については、JIS Z 3801（手溶接技術検定における試験方法及び判定基準）に定められた試験のうち、その作業に該当する試験（ <u>または</u> 同等以上の検定試験）に合格した者で、かつ現場溶接の施工経験が6ヶ月以上の者に行わさせなければならない。ただし半自動溶接を行う場合は、JIS Z 3841（半自動溶接技術検定における試験方法及び判定基準）に定められた試験の種類のうち、その作業に該当する試験（ <u>または</u> これと同等以上の検定試験）に合格した者でなければならぬ。
(3)	(略)
(4)	受注者は、鋼管矢板の溶接には直流 <u>または</u> 交流アーク溶接機を用いるものとし、二次側に電流計、電圧計を備えておき、溶接作業場にて電流調節が可能でなければならない。
(5)～(7)	(略)
(8)	受注者は、鋼管矢板の溶接完了後、設計図書に示された方法、個数につき、指定された箇所について欠陥の有無を確認しなければならない。 なお、確認の結果、発見された欠陥のうち手直しを要するものについては、その箇所をグラインダ <u>または</u> ガウジングなどで完全にはつとり再溶接して補修しなければならない。
(9)	(略)
12～25	(略)
第5節	石・ブロック積（張）工
3－4－5－1	一般事項
1～8	(略)
9.	石・ブロック積（張）工の基礎 受注者は、石・ブロック積（張）工の基礎の施工にあたっては、沈下、壁面の変形などの石・ブロック積（張）工の安定に影響が生じないようにしなければならない。 受注者は、基礎コンクリートを施工する場合は、適度な長さを一工程として十分養生を行うものとする。ブロックに接する面は、ブロック擁壁 <u>のり面</u> に対し所定の角度をもつ一様な平面に入念に仕上げなければならない。

3－4－5－2 （略） 3－4－5－3 コンクリートブロック工 1・2 （略） 3. コンクリートブロック張りの基礎 受注者は、コンクリートブロック張りの施工に先立って、碎石、割ぐり石<u>又は</u>クラッシュランを敷均し、締固めを行わなければならない。また、ブロックは凹凸なく張込まなければならない。 4 （略） 5. コンクリートブロック工の練積又は練張の施工 受注者は、コンクリートブロック工の練積<u>又は</u>練張の施工にあたり、合端を合わせ尻かいを用いて固定し、胴込めコンクリートを充填した後に締固め、合端付近に空隙が生じないようにしなければならない。 6 （略） 7. 伸縮目地、水抜き孔の施工 受注者は、コンクリートブロック工の練積<u>又は</u>練張における伸縮目地、水抜き孔などの施工にあたり、施工位置については設計図書に従って施工しなければならない。 なお、これにより難しい場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。 8. 合端の施工 受注者は、コンクリートブロック工の練積<u>又は</u>練張における合端の施工にあたり、モルタル目地を塗る場合は、あらかじめ、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。 図3－4－4 （略） 9～11 （略）	3－4－5－2 （略） 3－4－5－3 コンクリートブロック工 1・2 （略） 3. コンクリートブロック張りの基礎 受注者は、コンクリートブロック張りの施工に先立って、碎石、割ぐり石<u>または</u>クラッシュランを敷均し、締固めを行わなければならない。また、ブロックは凹凸なく張込まなければならない。 4 （略） 5. コンクリートブロック工の練積又は練張の施工 受注者は、コンクリートブロック工の練積<u>または</u>練張の施工にあたり、合端を合わせ尻かいを用いて固定し、胴込めコンクリートを充填した後に締固め、合端付近に空隙が生じないようにしなければならない。 6 （略） 7. 伸縮目地、水抜き孔の施工 受注者は、コンクリートブロック工の練積<u>または</u>練張における伸縮目地、水抜き孔などの施工にあたり、施工位置については設計図書に従って施工しなければならない。 なお、これにより難しい場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。 8. 合端の施工 受注者は、コンクリートブロック工の練積<u>または</u>練張における合端の施工にあたり、モルタル目地を塗る場合は、あらかじめ、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。 図3－4－4 （略） 9～11 （略）
3－4－5－4 （略） 3－4－5－5 石積（張）工 1 （略） 2. 石積（張）工の基礎 受注者は、石積（張）工の施工に先立って、碎石、割ぐり石<u>又は</u>クラッシュランを敷均し、締固めを行わなければならない。 3 （略）	3－4－5－4 （略） 3－4－5－5 石積（張）工 1 （略） 2. 石積（張）工の基礎 受注者は、石積（張）工の施工に先立って、碎石、割ぐり石<u>または</u>クラッシュランを敷均し、締固めを行わなければならない。 3 （略）
第6節 一般舗装工 3－4－6－1 一般事項 1～3 （略） 4. 有害物の除去 受注者は、路盤の施工に先立って、路床面<u>又は</u>下層路盤面の浮石、その他の有害物を除去しなければならない。 5. 異常時の処置 受注者は、路床面<u>又は</u>下層路盤面に異常を発見したときは、直ちに監督職員に連絡し、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。 3－4－6－2 （略） 3－4－6－3 アスファルト舗装の材料 1・2 （略） 3. 試験結果の提出 受注者は、以下の材料の試験結果を、工事に使用する前に監督職員に提出しなければならない。ただし、これまでに使用実績があるものを用いる場合には、その試験成績表を監督職員が承諾した場合には、受注者は、試験結果の提出を省略する<u>こと</u>ができる。 （1）～（3） （略） 4～6 （略） 7. 小規模工事の骨材試験	第6節 一般舗装工 3－4－6－1 一般事項 1～3 （略） 4. 有害物の除去 受注者は、路盤の施工に先立って、路床面<u>または</u>下層路盤面の浮石、その他の有害物を除去しなければならない。 5. 異常時の処置 受注者は、路床面<u>または</u>下層路盤面に異常を発見したときは、直ちに監督職員に連絡し、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。 3－4－6－2 （略） 3－4－6－3 アスファルト舗装の材料 1・2 （略） 3. 試験結果の提出 受注者は、以下の材料の試験結果を、工事に使用する前に監督職員に提出しなければならない。ただし、これまでに使用実績があるものを用いる場合には、その試験成績表を監督職員が承諾した場合には、受注者は、試験結果の提出を省略する<u>事</u>ができる。 （1）～（3） （略） 4～6 （略） 7. 小規模工事の骨材試験

受注者は、ごく小規模な工事（総使用量 500t 未満あるいは施工面積 2,000 m²未満）においては、これまでの実績（過去 1 年以内にプラントから生産され使用した）又は定期試験結果の提出により、以下の骨材の骨材試験を省略することができる。

- (1)・(2) (略)
- 8 (略)
- 9. 上層路盤の材料規格

上層路盤に使用する粒度調整路盤材は以下の規格に適合するものとする。

- (1) 粒度調整路盤材は、粒度調整碎石、再生粒度調整碎石、粒度調整鉄鋼スラグ、水 硬性 粒度調整鉄鋼スラグ、又は碎石、クラッシャラン、鉄鋼スラグ、砂、スクリーニングス等を本項 (2) に示す粒度範囲に入るように混合したものとする。これらの 粒度調整路盤材は、細長いあるいは扁平な石片、粘土塊、有機物ごみ、その他を有害量含まず、表 3-4-13、表 3-4-14、表 3-4-15 の規格に適合するものとする。
- 表 (略)

- (2) (略)
- 10 (略)
- 11. アスファルト安定処理の材料規格 (略)

表 3-4-17 (略)

表 3-4-18 アスファルトコンクリート再生骨材の品質 (略)

[注 1] ～ [注 6] (略)

[注 7] 旧アスファルトの性状は、針入度又は、圧列係数のどちらかが基準を満足すればよい。

- 12・13 (略)
- 14. 適用規定（再生アスファルト(1)）

受注者は、アスファルト舗装の基層及び表層に再生アスファルトを使用する場合、以下の各規定に従わなければならない。

- (1) (略)
- (2) 再生加熱アスファルト混合物の再生用添加剤は、アスファルト系又は、石油潤滑油系とする。

- 15～17 (略)
- 18. 基層及び表層に使用する細骨材

アスファルト舗装の基層及び表層に使用する細骨材は、天然砂、スクリーニングス、高炉水砕スラグ、クリンカーアッシュ、又はそれらを混合したものとする。

- 19 (略)
- 20. 適用規定（加熱アスファルト）

アスファルト舗装の基層及び表層に使用する加熱アスファルト混合物は、以下の各規定に従わなければならない。

- (1) (略)
- (2) 密粒度アスファルト混合物の骨材の最大粒径は車道部 20mm、歩道部及び車道部のすりつけ舗装は 20 mm 又は 13 mm とする。
- (3) (略)

- 21. マーシャル安定度試験 (略)

表 3-4-19 マーシャル安定度試験基準値

表 (略)

[注 1] (略)

[注 2] 積雪寒冷地域の場合や、 $1,000 \leq T < 3,000$ であっても流動によるわだち掘れのおそれが少ないところでは突き固め回数を 50 回とする。

[注 3] (略)

[注 4] 水の影響を受けやすいと思われる混合物又はそのような箇所に舗設される混合物は、次式で求めた残留安定度 75 %以上が望ましい。

[注 5] (略)

受注者は、ごく小規模な工事（総使用量 500t 未満あるいは施工面積 2,000 m²未満）においては、これまでの実績（過去 1 年以内にプラントから生産され使用した）または定期試験結果の提出により、以下の骨材の骨材試験を省略することができる。

- (1)・(2) (略)
- 8 (略)
- 9. 上層路盤の材料規格

上層路盤に使用する粒度調整路盤材は以下の規格に適合するものとする。

- (1) 粒度調整路盤材は、粒度調整碎石、再生粒度調整碎石、粒度調整鉄鋼スラグ、水 硬性 粒度調整鉄鋼スラグ、または、碎石、クラッシャラン、鉄鋼スラグ、砂、スクリーニングス等を本項 (2) に示す粒度範囲に入るように混合したものとする。これらの 粒度調整路盤材は、細長いあるいは扁平な石片、粘土塊、有機物ごみ、その他を有害量含まず、表 3-4-13、表 3-4-14、表 3-4-15 の規格に適合するものとする。
- 表 (略)

- (2) (略)
- 10 (略)
- 11. アスファルト安定処理の材料規格 (略)

表 3-4-17 (略)

表 3-4-18 アスファルトコンクリート再生骨材の品質 (略)

[注 1] ～ [注 6] (略)

[注 7] 旧アスファルトの性状は、針入度または、圧列係数のどちらかが基準を満足すればよい。

- 12・13 (略)
- 14. 適用規定（再生アスファルト(1)）

受注者は、アスファルト舗装の基層及び表層に再生アスファルトを使用する場合、以下の各規定に従わなければならない。

- (1) (略)
- (2) 再生加熱アスファルト混合物の再生用添加剤は、アスファルト系または、石油潤滑油系とする。

- 15～17 (略)
- 18. 基層及び表層に使用する細骨材

アスファルト舗装の基層及び表層に使用する細骨材は、天然砂、スクリーニングス、高炉水砕スラグ、クリンカーアッシュ、またはそれらを混合したものとする。

- 19 (略)
- 20. 適用規定（加熱アスファルト）

アスファルト舗装の基層及び表層に使用する加熱アスファルト混合物は、以下の各規定に従わなければならない。

- (1) (略)
- (2) 密粒度アスファルト混合物の骨材の最大粒径は車道部 20mm、歩道部及び車道部のすりつけ舗装は 20 mm または 13 mm とする。
- (3) (略)

- 21. マーシャル安定度試験 (略)

表 3-4-19 マーシャル安定度試験基準値

表 (略)

[注 1] (略)

[注 2] 積雪寒冷地域の場合や、 $1,000 \leq T < 3,000$ であっても流動によるわだち掘れの恐れが少ないところでは突き固め回数を 50 回とする。

[注 3] (略)

[注 4] 水の影響を受けやすいと思われる混合物またはそのような箇所に舗設される混合物は、次式で求めた残留安定度 75 %以上が望ましい。

[注 5] (略)

表 3-4-20 (略)
22・23 (略)
3－4－6－4 (略)
3－4－6－5 舗装準備校
1 (略)
2. 異常時の処置
受注者は、アスファルト舗装工、コンクリート舗装工の表層あるいは基層の施工に先立って 基層面 <u>又は</u> 上層路盤面の異常を発見したときは、直ちに監督職員に連絡し、設計図書に関して 監督職員と協議しなければならない。
3 (略)
3－4－6－6 (略)
3－4－6－7 アスファルト舗装工
1・2 (略)
3. セメント及び石灰安定処理の規定
(略)
(1)～(5) (略)
(6) 受注者は、下層路盤の安定処理を施工する場合に、路床の整正を行った後、安定処理を しようとする材料を均一な層状に整形し、その上に本項(2)～(5)により 決定した 配合量のセメント <u>又は</u> 石灰を均一に散布し、混合機械で1～2回空練りした後、最適含水 比付近の含水比になるよう水を加えながら混合しなければならない。
(7)～(15) (略)
(16) 受注者は、加熱アスファルト安定処理層、基層 <u>又は</u> 表層と、セメント及び石灰安定処理 層の縦継目の位置を15 cm以上、横継目の位置を1 m 以上ずらさなければならない。
(17)・(18) (略)
4. 加熱アスファルト安定処理の規定
受注者は、路盤において加熱アスファルト安定処理を行う場合に、以下の各規定による。
(1) (略)
(2) 受注者は、加熱アスファルト安定処理路盤材の粒度及びアスファルト量の決定にあたっ ては、配合設計を行い、監督職員の承諾を得なければならない。ただし、これまでに実績 (過去1年以内にプラントから生産され使用した)がある加熱アスファルト安定処理路盤 材を用いる場合には、これまでの実績(過去1年以内にプラントから生産され使用した) <u>又は</u> 、定期試験による配合設計書を監督職員が承諾した場合に限り、配合設計を省略する ことができる。
(3) 受注者は、ごく小規模な工事(総使用量500t 未満あるいは施工面積2,000 m ² 未満)に おいては、これまでの実績(過去1年以内にプラントから生産され使用した) <u>又は</u> 定期試 験による試験結果の提出によって、配合設計を省略することができる。
(4)・(5) (略)
(6) 受注者は、加熱アスファルト安定処理混合物を貯蔵する場合、一時貯蔵ビン <u>又は</u> 加熱貯 蔵サイロに貯蔵しなければならない。
(7) (略)
(8) 受注者は、加熱アスファルト安定処理混合物を運搬する場合、清浄で平滑な荷台を有 するダンプトラックを使用し、ダンプトラックの荷台内面には、混合物の付着を防止する 油、 <u>又は</u> 溶液を薄く塗布しなければならない。
(9)～(20)
5. 基層及び表層の規定
受注者は、基層及び表層の施工を行う場合に、以下の各規定に従わなければならない。
(1) 受注者は、加熱アスファルト混合物の粒度及びアスファルト量の決定にあたっては、設 計配合を行い監督職員の承諾を得なければならない。 ただし、これまでに実績(過去1年以内にプラントから生産され使用した)がある配 合設計の場合には、これまでの実績 <u>又は</u> 定期試験による配合設計書を監督職員が承諾した

表 3-4-20 (略)
22・23 (略)
3－4－6－4 (略)
3－4－6－5 舗装準備校
1 (略)
2. 異常時の処置
受注者は、アスファルト舗装工、コンクリート舗装工の表層あるいは基層の施工に先立って 基層面 <u>または</u> 上層路盤面の異常を発見したときは、直ちに監督職員に連絡し、設計図書に関し て監督職員と協議しなければならない。
3 (略)
3－4－6－6 (略)
3－4－6－7 アスファルト舗装工
1・2 (略)
3. セメント及び石灰安定処理の規定
(略)
(1)～(5) (略)
(6) 受注者は、下層路盤の安定処理を施工する場合に、路床の整正を行った後、安定処理を しようとする材料を均一な層状に整形し、その上に本項(2)～(5)により 決定した 配合量のセメント <u>または</u> 石灰を均一に散布し、混合機械で1～2回空練りした後、最適含 水比付近の含水比になるよう水を加えながら混合しなければならない。
(7)～(15) (略)
(16) 受注者は、加熱アスファルト安定処理層、基層 <u>または</u> 表層と、セメント及び石灰安定処 理層の縦継目の位置を15 cm以上、横継目の位置を1 m 以上ずらさなければならない。
(17)・(18) (略)
4. 加熱アスファルト安定処理の規定
受注者は、路盤において加熱アスファルト安定処理を行う場合に、以下の各規定による。
(1) (略)
(2) 受注者は、加熱アスファルト安定処理路盤材の粒度及びアスファルト量の決定にあたっ ては、配合設計を行い、監督職員の承諾を得なければならない。ただし、これまでに実績 (過去1年以内にプラントから生産され使用した)がある加熱アスファルト安定処理路盤 材を用いる場合には、これまでの実績(過去1年以内にプラントから生産され使用した) <u>または</u> 、定期試験による配合設計書を監督職員が承諾した場合に限り、配合設計を省略す ることができる。
(3) 受注者は、ごく小規模な工事(総使用量500t 未満あるいは施工面積2,000 m ² 未満)に おいては、これまでの実績(過去1年以内にプラントから生産され使用した) <u>または</u> 定期 試験による試験結果の提出によって、配合設計を省略することができる。
(4)・(5) (略)
(6) 受注者は、加熱アスファルト安定処理混合物を貯蔵する場合、一時貯蔵ビン <u>または</u> 加熱 貯蔵サイロに貯蔵しなければならない。
(7) (略)
(8) 受注者は、加熱アスファルト安定処理混合物を運搬する場合、清浄で平滑な荷台を有 するダンプトラックを使用し、ダンプトラックの荷台内面には、混合物の付着を防止する 油、 <u>または</u> 溶液を薄く塗布しなければならない。
(9)～(20)
5. 基層及び表層の規定
受注者は、基層及び表層の施工を行う場合に、以下の各規定に従わなければならない。
(1) 受注者は、加熱アスファルト混合物の粒度及びアスファルト量の決定にあたっては、設 計配合を行い監督職員の承諾を得なければならない。 ただし、これまでに実績(過去1年以内にプラントから生産され使用した)がある配 合設計の場合には、これまでの実績 <u>または</u> 定期試験による配合設計書を監督職員が承諾し

場合に限り、配合設計を省略することができる。

- (2) 受注者は、ごく小規模な工事（総使用量 500 t 未満あるいは施工面積 2,000 m² 未満）においては、これまでの実績（過去 1 年以内にプラントから生産され使用した）又は定期試験による配合設計書の提出によって配合設計を省略することができる。
- (3) 受注者は、舗設に先立って、(1) 号で決定した場合の混合物について混合所で試験練りを行わなければならない。試験練りの結果が表 3-4-19 に示す基礎値と照合して基準値を満足しない場合には、骨材粒度又はアスファルト量の修正を行わなければならない。ただし、これまでに製造実績のある混合物の場合には、これまでの実績（過去 1 年以内にプラントから生産され使用した）又は定期試験による試験練り結果報告書を監督職員が承諾した場合に限り、試験練りを省略することができる。
- (4) 受注者は、ごく小規模な工事（総使用量 500 t 未満あるいは施工面積 2,000m² 未満）においては、これまでの実績（過去 1 年以内にプラントから生産され使用した）又は定期試験による試験練り結果報告書の提出によって試験練りを省略することが できる。
- (5) ～ (12) (略)
- (13) 受注者は、プライムコート及びタックコートの散布にあたって、縁石等の構造物を汚さないようにしながら、アスファルトディストリビュータ又はエンジンスプレーヤで均一に散布しなければならない。
- (14) ～ (19)
- 6 (略)

3-6-4-8 コンクリート舗装工

- 1・2 (略)
3. セメント及び石灰安定処理の規定
(略)
- (1) ～ (5) (略)
- (6) 受注者は、下層路盤の安定処理を施工する場合に、路床の整正を行った後、安定処理をしようとする材料を均一な層状に整形し、その上に本項 (2) ～ (5) により決定した配合量のセメント又は石灰を均一に散布し、混合機械で 1～2 回空練りしたのち、最適含水比付近の含水比になるよう水を加えながら混合しなければならない。
- (7) ～ (15) (略)
- (16) 受注者は、加熱アスファルト安定処理層、基層又は表層と、セメント及び石灰安定処理層の縦継目の位置を 15cm 以上、横継目の位置を 1m 以上ずらさなければならない。
- (17)・(18) (略)
4. 加熱アスファルト安定処理の規定
(略)
- (1) (略)
- (2) 受注者は、加熱アスファルト安定処理路盤材の粒度及びアスファルト量の決定にあたっては、配合設計を行い、監督職員の承諾を得なければならない。ただし、これまでに実績（過去 1 年以内にプラントから生産され使用した）がある加熱アスファルト安定処理路盤材を用いる場合には、これまでの実績（過去 1 年以内にプラントから生産され使用した）又は、定期試験による配合設計書を監督職員が承諾した場合に限り、配合設計を省略することができる。
- (3) 受注者は、ごく小規模な工事（総使用量 500t 未満あるいは施工面積 2,000m² 未満）においては、これまでの実績（過去 1 年以内にプラントから生産され使用した）又は定期試験による試験結果の提出によって、配合設計を省略することができる。
- (4) ～ (9) (略)
- (10) 受注者は、加熱アスファルト安定処理混合物を貯蔵する場合、一時貯蔵ビン又は加熱貯蔵サイロに貯蔵しなければならない。
- (11) (略)
- (12) 受注者は、加熱アスファルト安定処理混合物を運搬する場合、清浄で平滑な荷台を有するダンプトラックを使用し、ダンプトラックの荷台内面には、混合物の付着を防止する油、又は溶液を薄く塗布しなければならない。
- (13) ～ (24) (略)

た場合に限り、配合設計を省略することができる。

- (2) 受注者は、ごく小規模な工事（総使用量 500 t 未満あるいは施工面積 2,000 m² 未満）においては、これまでの実績（過去 1 年以内にプラントから生産され使用した）または定期試験による配合設計書の提出によって配合設計を省略することができる。
- (3) 受注者は、舗設に先立って、(1) 号で決定した場合の混合物について混合所で試験練りを行わなければならない。試験練りの結果が表 3-4-19 に示す基礎値と照合して基準値を満足しない場合には、骨材粒度またはアスファルト量の修正を行わなければならない。ただし、これまでに製造実績のある混合物の場合には、これまでの実績（過去 1 年以内にプラントから生産され使用した）または定期試験による試験練り結果報告書を監督職員が承諾した場合に限り、試験練りを省略することができる。
- (4) 受注者は、ごく小規模な工事（総使用量 500 t 未満あるいは施工面積 2,000m² 未満）においては、これまでの実績（過去 1 年以内にプラントから生産され使用した）または定期試験による試験練り結果報告書の提出によって試験練りを省略することが できる。
- (5) ～ (12) (略)
- (13) 受注者は、プライムコート及びタックコートの散布にあたって、縁石等の構造物を汚さないようにしながら、アスファルトディストリビュータまたはエンジンスプレーヤで均一に散布しなければならない。
- (14) ～ (19)
- 6 (略)

3-6-4-8 コンクリート舗装工

- 1・2 (略)
3. セメント及び石灰安定処理の規定
(略)
- (1) ～ (5) (略)
- (6) 受注者は、下層路盤の安定処理を施工する場合に、路床の整正を行った後、安定処理をしようとする材料を均一な層状に整形し、その上に本項 (2) ～ (5) により決定した配合量のセメントまたは石灰を均一に散布し、混合機械で 1～2 回空練りしたのち、最適含水比付近の含水比になるよう水を加えながら混合しなければならない。
- (7) ～ (15) (略)
- (16) 受注者は、加熱アスファルト安定処理層、基層または表層と、セメント及び石灰安定処理層の縦継目の位置を 15cm 以上、横継目の位置を 1m 以上ずらさなければならない。
- (17)・(18) (略)
4. 加熱アスファルト安定処理の規定
(略)
- (1) (略)
- (2) 受注者は、加熱アスファルト安定処理路盤材の粒度及びアスファルト量の決定にあたっては、配合設計を行い、監督職員の承諾を得なければならない。ただし、これまでに実績（過去 1 年以内にプラントから生産され使用した）がある加熱アスファルト安定処理路盤材を用いる場合には、これまでの実績（過去 1 年以内にプラントから生産され使用した）または、定期試験による配合設計書を監督職員が承諾した場合に限り、配合設計を省略することができる。
- (3) 受注者は、ごく小規模な工事（総使用量 500t 未満あるいは施工面積 2,000m² 未満）においては、これまでの実績（過去 1 年以内にプラントから生産され使用した）または定期試験による試験結果の提出によって、配合設計を省略することができる。
- (4) ～ (9) (略)
- (10) 受注者は、加熱アスファルト安定処理混合物を貯蔵する場合、一時貯蔵ビンまたは加熱貯蔵サイロに貯蔵しなければならない。
- (11) (略)
- (12) 受注者は、加熱アスファルト安定処理混合物を運搬する場合、清浄で平滑な荷台を有するダンプトラックを使用し、ダンプトラックの荷台内面には、混合物の付着を防止する油、または溶液を薄く塗布しなければならない。
- (13) ～ (24) (略)

5. アスファルト中間層の規定

(略)

(1) ～ (5) (略)

(6) 受注者は、プライムコート及びタックコートの散布にあたって、縁石等の構造物を汚さないようにしながら、アスファルトディストリビュータ又はエンジンスプレーヤで均一に散布しなければならない。

(7) ～ (10) (略)

6. コンクリートの配合基準

(略)

表 3-4-26 コンクリートの配合基準

粗骨材の最大寸法	ス ラ ン プ	摘 要
40 mm	2.5 cm 又は 沈下度 30 秒を標準とする。	舗設位置において
	6.5 cm を標準とする。 (特殊箇所のコンクリート版)	

[注] (略)

7 (略)

8. コンクリート舗装の規定

(略)

(1) 受注者は、セメントコンクリート舗装の施工にあたって使用する現場練りコンクリートの練りまぜには、強制練りミキサ 又は 可傾式ミキサを使用しなければならない。

(2) ～ (6) (略)

9. コンクリート舗装の敷均し、締固め規定

(略)

(1) 日平均気温が 25℃を超える時期に施工する場合には暑中コンクリートとしての施工ができるように準備しておき、コンクリートの打込み時における気温が 30℃を超える場合には、暑中コンクリートとするものとする。また、日平均気温が 4℃以下 又は、舗設後 6 日以内に 0℃となることが予想される場合には、寒中コンクリートとするものとする。

受注者は、暑中コンクリート及び寒中コンクリートの施工にあたっては、「舗装施工便覧第 8 章 8-4-10 暑中及び寒中におけるコンクリート版の施工」(日本道路協会、平成 18 年 2 月)の規定によるものとし、第 1 編 1-1-1-4 第 1 項の施工計画書に、施工・養生方法等を記載しなければならない。

(2) ～ (9) (略)

10 (略)

11. コンクリート舗装の表面仕上げ規定

(略)

(1) (略)

(2) 受注者は、荒仕上げをフィニッシャによる機械仕上げ、 又は簡易フィニッシャやテンプレートタンパによる手仕上げで行わなければならない。

(3) 受注者は、平坦仕上げを、荒仕上げに引き続いて行い、表面仕上げ機による機械仕上げ 又はフロートによる手仕上げを行わなければならない。

(4) ～ (6) (略)

(7) 受注者は、粗面仕上げを、平坦仕上げが完全に終了し、表面の水光りが消えたら、粗面仕上げを機械 又は、人力により版全体を均等に粗面に仕上げなければならない。

12 (略)

13. 転圧コンクリート舗装の規定

(略)

(1) ～ (8) (略)

(9) 運搬は本条 8 項 (3) ～ (6) の規定によるものとする。

ただし、転圧コンクリートを練りまぜてから転圧を開始するまでの時間は 60 分位内とするものとする。これにより難しい場合は監督職員の承諾を得て、混和剤 又は遅延剤を使用して時間を延長できるが、90 分を限度とするものとする。

(10) ～ (16) (略)

5. アスファルト中間層の規定

(略)

(1) ～ (5) (略)

(6) 受注者は、プライムコート及びタックコートの散布にあたって、縁石等の構造物を汚さないようにしながら、アスファルトディストリビュータ または エンジンスプレーヤで均一に散布しなければならない。

(7) ～ (10) (略)

6. コンクリートの配合基準

(略)

表 3-4-26 コンクリートの配合基準

粗骨材の最大寸法	ス ラ ン プ	摘 要
40 mm	2.5 cm または 沈下度 30 秒を標準とする。	舗設位置において
	6.5 cm を標準とする。 (特殊箇所のコンクリート版)	

[注] (略)

7 (略)

8. コンクリート舗装の規定

(略)

(1) 受注者は、セメントコンクリート舗装の施工にあたって使用する現場練りコンクリートの練りまぜには、強制練りミキサ または 可傾式ミキサを使用しなければならない。

(2) ～ (6) (略)

9. コンクリート舗装の敷均し、締固め規定

(略)

(1) 日平均気温が 25℃を超える時期に施工する場合には暑中コンクリートとしての施工ができるように準備しておき、コンクリートの打込み時における気温が 30℃を超える場合には、暑中コンクリートとするものとする。また、日平均気温が 4℃以下 または、舗設後 6 日以内に 0℃となることが予想される場合には、寒中コンクリートとするものとする。

受注者は、暑中コンクリート及び寒中コンクリートの施工にあたっては、「舗装施工便覧第 8 章 8-4-10 暑中及び寒中におけるコンクリート版の施工」(日本道路協会、平成 18 年 2 月)の規定によるものとし、第 1 編 1-1-1-4 第 1 項の施工計画書に、施工・養生方法等を記載しなければならない。

(2) ～ (9) (略)

10 (略)

11. コンクリート舗装の表面仕上げ規定

(略)

(1) (略)

(2) 受注者は、荒仕上げをフィニッシャによる機械仕上げ、 または 簡易フィニッシャやテンプレートタンパによる手仕上げで行わなければならない。

(3) 受注者は、平坦仕上げを、荒仕上げに引き続いて行い、表面仕上げ機による機械仕上げ またはフロートによる手仕上げを行わなければならない。

(4) ～ (6) (略)

(7) 受注者は、粗面仕上げを、平坦仕上げが完全に終了し、表面の水光りが消えたら、粗面仕上げを機械 または、人力により版全体を均等に粗面に仕上げなければならない。

12 (略)

13. 転圧コンクリート舗装の規定

(略)

(1) ～ (8) (略)

(9) 運搬は本条 8 項 (3) ～ (6) の規定によるものとする。

ただし、転圧コンクリートを練りまぜてから転圧を開始するまでの時間は 60 分位内とするものとする。これにより難しい場合は監督職員の承諾を得て、混和剤 または 遅延剤を使用して時間を延長できるが、90 分を限度とするものとする。

(10) ～ (16) (略)

14. コンクリート舗装目地の規定 (略) (1)～(7) (略) (8) 受注者は、収縮目地を施工する場合に、突き合わせ目地に、硬化したコンクリート目地にアスファルトを塗るか、 <u>又は</u> アスファルトペーパーその他を挟んで、新しいコンクリートが付着しないようにしなければならない。 (9) (略)	
15 (略)	
3－4－6－9～3－4－6－11 (略)	
3－4－6－12 アスファルト舗装補修工 1～9 (略)	
10. パッチングの施工 受注者は、パッチングの施工については、舗装の破損した部分で遊離したもの、動いているものは取り除き、正方形 <u>又は</u> 長方形でかつ垂直に整形し、清掃した後、既設舗装面と平坦性を保つように施工しなければならない。これにより難い場合は、施工前に設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	
11・12 (略)	
13. 安全溝の設置位置 受注者は、安全溝の設置位置について、現地の状況により設計図書に定められた設置位置に支障がある場合、 <u>又は</u> 設置位置が明示されていない場合には、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	
3－4－6－13・3－4－6－14 (略)	
第7節 地盤改良工	
3－4－7－1 (略)	
3－4－7－2 路床安定処理工 1・2 (略) 3. 安定材の散布 受注者は、所定の安定材を散布機械 <u>又は</u> 人力によって均等に散布しなければならない。 4～7 (略)	
3－4－7－3 (略)	
3－4－7－4 表層安定処理工 1～5 (略) 6. 配合試験 受注者は、安定材の配合について施工前に配合試験を行う場合は、安定処理土の静的締固めによる供試体作製方法 <u>又は</u> 、安定処理土の締固めをしない供試体の作製方法（地盤工学会）の各基準のいずれかにより供試体を作製し、JIS A 1216（土の一軸圧縮試験方法）の規準により試験を行わなければならない。	
3－4－7－5 パイルネット工 1～3 (略) 4. 既製コンクリート杭の規定 (略) (1)・(2) (略) (3) 受注者は、杭の施工にあたり、施工記録を整備保管するものとし、監督職員 <u>又は</u> 、検査職員が施工記録を求めた場合は、速やかに提示しなければならない。 (4)～(10) (略)	
3－4－7－6～3－4－7－8 (略)	
3－4－7－9 固結工	

14. コンクリート舗装目地の規定 (略) (1)～(7) (略) (8) 受注者は、収縮目地を施工する場合に、突き合わせ目地に、硬化したコンクリート目地にアスファルトを塗るか、 <u>または</u> アスファルトペーパーその他を挟んで、新しいコンクリートが付着しないようにしなければならない。 (9) (略)	
15 (略)	
3－4－6－9～3－4－6－11 (略)	
3－4－6－12 アスファルト舗装補修工 1～9 (略) 10. パッチングの施工 受注者は、パッチングの施工については、舗装の破損した部分で遊離したもの、動いているものは取り除き、正方形 <u>または</u> 長方形でかつ垂直に整形し、清掃した後、既設舗装面と平坦性を保つように施工しなければならない。これにより難い場合は、施工前に設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	
11・12 (略)	
13. 安全溝の設置位置 受注者は、安全溝の設置位置について、現地の状況により設計図書に定められた設置位置に支障がある場合、 <u>または</u> 設置位置が明示されていない場合には、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	
3－4－6－13・3－4－6－14 (略)	
第7節 地盤改良工	
3－4－7－1 (略)	
3－4－7－2 路床安定処理工 1・2 (略) 3. 安定材の散布 受注者は、所定の安定材を散布機械 <u>または</u> 人力によって均等に散布しなければならない。 4～7 (略)	
3－4－7－3 (略)	
3－4－7－4 表層安定処理工 1～5 (略) 6. 配合試験 受注者は、安定材の配合について施工前に配合試験を行う場合は、安定処理土の静的締固めによる供試体作製方法 <u>または</u> 、安定処理土の締固めをしない供試体の作製方法（地盤工学会）の各基準のいずれかにより供試体を作製し、JIS A 1216（土の一軸圧縮試験方法）の規準により試験を行わなければならない。	
3－4－7－5 パイルネット工 1～3 (略) 4. 既製コンクリート杭の規定 (略) (1)・(2) (略) (3) 受注者は、杭の施工にあたり、施工記録を整備保管するものとし、監督職員 <u>または</u> 、検査職員が施工記録を求めた場合は、速やかに提示しなければならない。 (4)～(10) (略)	
3－4－7－6～3－4－7－8 (略)	
3－4－7－9 固結工	

1 （略） 2．配合試験と一軸圧縮試験 受注者は、固結工による工事着手前に、攪拌及び注入する材料について配合試験と一軸圧縮試験を実施するものとし、目標強度を確認しなければならない。また、監督職員 <u>又は</u> 検査職員の請求があった場合は、速やかに提示しなければならない。 3・4 （略） 5．生石灰パイルの施工 受注者は、生石灰パイルの施工にあたり、パイルの頭部は 1 m 程度空打ちし、砂 <u>又は</u> 粘土で埋戻さなければならない。 6．中層混合処理 （1）改良材は、セメント <u>又は</u> セメント系固化材とする。 なお、土質等によりこれにより難い場合は、監督職員と協議しなければならない。 （2）・（3） （略） 7～9 （略） 10．施工管理等 受注者は、薬液注入工における施工管理等については、「薬液注入工事に係わる施工管理等について」（平成2年9月18日建設省大臣官房技術調査室長通達）の規定による。 なお、受注者は、注入の効果の確認が判定できる資料を作成し、監督職員 <u>又は</u> 検査職員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。	
第8節 工場製品輸送品 3－4－8－1 （略） 3－4－8－2 輸送工 1 （略） 2．輸送中の部材の損傷防止 受注者は、輸送中の部材の損傷を防止するために、発送前に堅固に荷造りしなければならない。 なお、受注者は、部材に損傷を与えた場合は直ちに監督職員に連絡し、取り替え <u>又は</u> 補修等の処置を講じなければならない。	
第9節 構造物撤去工 3－4－9－1～3－4－9－13 （略） 3－4－9－14 骨材再生工 1～9 （略） 10．指定場所以外の仮置き <u>又は</u> 処分 受注者は、施工上やむを得ず指定された場所以外に再生骨材や建設廃棄物を仮置き <u>又は</u> 処分する場合には、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。 3－4－9－15 （略）	
第10節 仮設工 3－4－10－1 一般事項 1． （略） 2．一般事項 受注者は、仮設工については、設計図書の定め <u>又は</u> 監督職員の指示がある場合を除き、受注者の責任において施工しなければならない。 3．仮設物の撤去 原形復旧 受注者は、仮設物については、設計図書の定め <u>又は</u> 監督職員の指示がある場合を除き、工事完了後、仮設物を完全に撤去し、原形に復旧しなければならない。 4 （略） 3－4－10－2～3－4－10－6 （略） 3－4－10－7 水替工	

1 （略） 2．配合試験と一軸圧縮試験 受注者は、固結工による工事着手前に、攪拌及び注入する材料について配合試験と一軸圧縮試験を実施するものとし、目標強度を確認しなければならない。また、監督職員 <u>または</u> 検査職員の請求があった場合は、速やかに提示しなければならない。 3・4 （略） 5．生石灰パイルの施工 受注者は、生石灰パイルの施工にあたり、パイルの頭部は 1 m 程度空打ちし、砂 <u>または</u> 粘土で埋戻さなければならない。 6．中層混合処理 （1）改良材は、セメント <u>または</u> セメント系固化材とする。 なお、土質等によりこれにより難い場合は、監督職員と協議しなければならない。 （2）・（3） （略） 7～9 （略） 10．施工管理等 受注者は、薬液注入工における施工管理等については、「薬液注入工事に係わる施工管理等について」（平成 2 年 9 月 18 日建設省大臣官房技術調査室長通達）の規定による。 なお、受注者は、注入の効果の確認が判定できる資料を作成し、監督職員 <u>または</u> 検査職員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。	
第8節 工場製品輸送品 3－4－8－1 （略） 3－4－8－2 輸送工 1 （略） 2．輸送中の部材の損傷防止 受注者は、輸送中の部材の損傷を防止するために、発送前に堅固に荷造りしなければならない。 なお、受注者は、部材に損傷を与えた場合は直ちに監督職員に連絡し、取り替え <u>または</u> 補修等の処置を講じなければならない。	
第9節 構造物撤去工 3－4－9－1～3－4－9－13 （略） 3－4－9－14 骨材再生工 1～9 （略） 10．指定場所以外の仮置き <u>または</u> 処分 受注者は、施工上やむを得ず指定された場所以外に再生骨材や建設廃棄物を仮置き <u>または</u> 処分する場合には、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。 3－4－9－15 （略）	
第10節 仮設工 3－4－10－1 一般事項 1． （略） 2．一般事項 受注者は、仮設工については、設計図書の定め <u>または</u> 監督職員の指示がある場合を除き、受注者の責任において施工しなければならない。 3．仮設物の撤去 原形復旧 受注者は、仮設物については、設計図書の定め <u>または</u> 監督職員の指示がある場合を除き、工事完了後、仮設物を完全に撤去し、原形に復旧しなければならない。 4 （略） 3－4－10－2～3－4－10－6 （略） 3－4－10－7 水替工	

1. 一般事項

受注者は、ポンプ排水を行うにあたり、土質の確認によって、クイックサンド、ボイリングが起きないことを検討すると共に、湧水や雨水の流入水量を十分に排水しなければならない。

2～4（略）

3－4－10－8～3－4－10－15（略）

3－4－10－16 防護施設工

1（略）

2. 仮囲い等による支障対策

受注者は、仮囲い又は立入防止柵の設置にあたり、交通に支障をきたす場合あるいは苦情が発生すると予想される場合には、工事前に対策を講じなければならない。

3－4－10－17～3－4－10－22

第11節（略）

第12節 工場製作工（共通）

3－4－12－1（略）

3－4－12－2 材料

1・2（略）

3. 溶接材料

（略）

表3－4－30 溶接材料区分

使用区分	使用する溶接材料
強度の同じ鋼材を溶接する場合	母材の規格値と同等 <u>又は</u> それ以上の機械的性質（じん性を除く。）を有する溶接材料
強度の異なる鋼材を溶接する場合	低強度側の母材の規格値と同等 <u>又は</u> それ以上の機械的性質（じん性を除く。）を有する溶接材料
じん性の同じ鋼材を溶接する場合	母材の要求値と同等 <u>又は</u> それ以上のじん性を有する溶接材料
じん性の異なる鋼材を溶接する場合	低じん性側の母材の要求値と同等 <u>又は</u> それ以上のじん性を有する溶接材料
耐候性鋼と普通鋼を溶接する場合	普通鋼の母材と同等 <u>又は</u> それ以上の機械的性質、じん性を有する溶接材料
耐候性鋼と耐候性鋼を溶接する場合	母材と同等 <u>又は</u> それ以上の機械的性質、じん性及び耐候性鋼を有する溶接材料

（略）

4～7（略）

3－4－12－3 桁製作工

1. 製作加工

製作加工については、以下の規定によるものとする。

（1）（略）

（2）工作

①受注者は、主要部材の板取りにあたっては、主たる応力の方向と圧延方向とが一致することを確認しなければならない。

ただし、圧延直角方向でJIS G 3106（溶接構造用圧延鋼材）の機械的性質を満足する場合や、連結板などの溶接されない部材について板取りする場合は、この限りではない。

1. 一般事項

受注者は、ポンプ排水を行うにあたり、土質の確認によって、クイックサンド、ボイリングが起きない事を検討すると共に、湧水や雨水の流入水量を十分に排水しなければならない。

2～4（略）

3－4－10－8～3－4－10－15（略）

3－4－10－16 防護施設工

1（略）

2. 仮囲い等による支障対策

受注者は、仮囲いまたは立入防止柵の設置にあたり、交通に支障をきたす場合あるいは苦情が発生すると予想される場合には、工事前に対策を講じなければならない。

3－4－10－17～3－4－10－22

第11節（略）

第12節 工場製作工（共通）

3－4－12－1（略）

3－4－12－2 材料

1・2（略）

3. 溶接材料

（略）

表3－4－30 溶接材料区分

使用区分	使用する溶接材料
強度の同じ鋼材を溶接する場合	母材の規格値と同等 <u>または</u> それ以上の機械的性質（じん性を除く。）を有する溶接材料
強度の異なる鋼材を溶接する場合	低強度側の母材の規格値と同等 <u>または</u> それ以上の機械的性質（じん性を除く。）を有する溶接材料
じん性の同じ鋼材を溶接する場合	母材の要求値と同等 <u>または</u> それ以上のじん性を有する溶接材料
じん性の異なる鋼材を溶接する場合	低じん性側の母材の要求値と同等 <u>または</u> それ以上のじん性を有する溶接材料
耐候性鋼と普通鋼を溶接する場合	普通鋼の母材と同等 <u>または</u> それ以上の機械的性質、じん性を有する溶接材料
耐候性鋼と耐候性鋼を溶接する場合	母材と同等 <u>または</u> それ以上の機械的性質、じん性及び耐候性鋼を有する溶接材料

（略）

4～7（略）

3－4－12－3 桁製作工

1. 製作加工

製作加工については、以下の規定によるものとする。

（1）（略）

（2）工作

①受注者は、主要部材の板取りにあたっては、主たる応力の方向と圧延方向とが一致することを確認しなければならない。

ただし、圧延直角方向でJIS G 3106（溶接構造用圧延鋼材）の機械的性質を満足する場合や、連結板などの溶接されない部材について板取りする場合は、この限りではない。

なお、板取りに関する資料を保管し、監督職員又は検査職員からの請求があった場合は、速やかに提示しなければならない。

② （略）

③受注者は、主要部材の切断を自動ガス切断法、プラズマアーク切断法又はレーザー切断法により行わなければならない。また、フィラー・タイプレート、形鋼、板厚 10 mm以下のガセット・プレート及び補剛材は、せん断により切断してよいが、切断線に肩落ち、かえり、不揃い等のある場合は縁削り又はグラインダ仕上げを行って平滑に仕上げるものとする。

④・⑤ （略）

⑥受注者は、孔あけにあたって、設計図書に示す径にドリル又はドリルとリーマ通しの併用により行わなければならない。ただし、二次部材（道示による）で板厚 16 mm以下の材片は、押抜きにより行うことができる。

また、仮組立時以前に主要部材に設計図書に示す径を孔あけする場合は、NC 穿孔機又は型板を使用するものとする。

なお、孔あけによって孔の周辺に生じたまくれは削り取るものとする。

⑦受注者は、主要部材において冷間曲げ加工を行う場合、内側半径は板厚の 15 倍以上にしなければならない。

なお、これにより難しい場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。

ただし、JIS Z 2242（金属材料のシャルピー衝撃試験方法）に規定するシャルピー衝撃試験の結果が表 3-4-34 に示す条件を満たし、かつ化学成分中の窒素が 0.006 %を超えない材料については、内側半径を板厚の 7 倍以上又は5 倍以上とすることができる。

表 （略）

⑧ （略）

（3）溶接施工

① （略）

②受注者は、JIS Z 3801（手溶接技術検定における試験方法及び判定基準）に定められた試験の種類のうち、その作業に該当する試験又は、これと同等以上の検定試験に合格した溶接作業者を従事させなければならない。

ただし、半自動溶接を行う場合は、JIS Z 3841（半自動溶接技術検定における試験方法及び判定基準）に定められた試験の種類のうち、その作業に該当する試験又は、これと同等以上の検定試験に合格した溶接作業者を従事させるものとする。

また、サブマージアーク溶接を行う場合は、A-2F 又は、これと同等以上の検定試験に合格した溶接作業者を従事させるものとする。

なお、工場溶接に従事する溶接作業者は、6 ヶ月以上溶接工事に従事し、かつ工事前 2 ヶ月以上引き続きその工場において、溶接工事に従事した者でなければならない。また、現場溶接に従事する溶接作業者は、6 ヶ月以上溶接工事に従事し、かつ適用する溶接施工方法の経験がある者又は十分な訓練を受けた者でなければならない。

（4）溶接施工試験

①受注者は、以下の事項のいずれかに該当する場合は、溶接施工試験を行わなければならない。

ただし、二次部材については、除くものとする。

なお、すでに過去に同等又はそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その溶接施工試験報告書について、監督職員の承諾を得た上で溶接施工試験を省略することができる。

1)・2) （略）

3) 被覆アーク溶接法（手溶接のみ）、ガスシールドアーク溶接法（CO₂ ガス又はAr と CO₂ の混合ガス）、サブマージアーク溶接法以外の溶接を行う場合

4) ～6) （略）

② （略）

（5）・（6） （略）

（7）組立溶接

受注者は、本溶接の一部となる組立溶接にあたって、本溶接を行う溶接作業者と同等の技術をもつ者を従事させ、使用溶接棒は、本溶接の場合と同様に管理しなければならない。

組立溶接のすみ肉脚長（すみ肉溶接以外の溶接にあつてはすみ肉換算の脚長）は 4 mm以上

なお、板取りに関する資料を保管し、監督職員または検査職員からの請求があった場合は、速やかに提示しなければならない。

② （略）

③受注者は、主要部材の切断を自動ガス切断法、プラズマアーク切断法またはレーザー切断法により行わなければならない。また、フィラー・タイプレート、形鋼、板厚 10 mm以下のガセット・プレート及び補剛材は、せん断により切断してよいが、切断線に肩落ち、かえり、不揃い等のある場合は縁削りまたはグラインダ仕上げを行って平滑に仕上げるものとする。

④・⑤ （略）

⑥受注者は、孔あけにあたって、設計図書に示す径にドリルまたはドリルとリーマ通しの併用により行わなければならない。ただし、二次部材（道示による）で板厚 16 mm以下の材片は、押抜きにより行うことができる。

また、仮組立時以前に主要部材に設計図書に示す径を孔あけする場合は、NC 穿孔機または型板を使用するものとする。

なお、孔あけによって孔の周辺に生じたまくれは削り取るものとする。

⑦受注者は、主要部材において冷間曲げ加工を行う場合、内側半径は板厚の 15 倍以上にしなければならない。

なお、これにより難しい場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。

ただし、JIS Z 2242（金属材料のシャルピー衝撃試験方法）に規定するシャルピー衝撃試験の結果が表 3-4-34 に示す条件を満たし、かつ化学成分中の窒素が 0.006 %を超えない材料については、内側半径を板厚の 7 倍以上または5 倍以上とすることができる。

表 （略）

⑧ （略）

（3）溶接施工

① （略）

②受注者は、JIS Z 3801（手溶接技術検定における試験方法及び判定基準）に定められた試験の種類のうち、その作業に該当する試験または、これと同等以上の検定試験に合格した溶接作業者を従事させなければならない。

ただし、半自動溶接を行う場合は、JIS Z 3841（半自動溶接技術検定における試験方法及び判定基準）に定められた試験の種類のうち、その作業に該当する試験または、これと同等以上の検定試験に合格した溶接作業者を従事させるものとする。

また、サブマージアーク溶接を行う場合は、A・2F または、これと同等以上の検定試験に合格した溶接作業者を従事させるものとする。

なお、工場溶接に従事する溶接作業者は、6 ヶ月以上溶接工事に従事し、かつ工事前 2 ヶ月以上引き続きその工場において、溶接工事に従事した者でなければならない。また、現場溶接に従事する溶接作業者は、6 ヶ月以上溶接工事に従事し、かつ適用する溶接施工方法の経験がある者または十分な訓練を受けた者でなければならない。

（4）溶接施工試験

①受注者は、以下の事項のいずれかに該当する場合は、溶接施工試験を行わなければならない。

ただし、二次部材については、除くものとする。

なお、すでに過去に同等またはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その溶接施工試験報告書について、監督職員の承諾を得た上で溶接施工試験を省略することができる。

1)・2) （略）

3) 被覆アーク溶接法（手溶接のみ）、ガスシールドアーク溶接法（CO₂ ガスまたはAr と CO₂ の混合ガス）、サブマージアーク溶接法以外の溶接を行う場合

4) ～6) （略）

② （略）

（5）・（6） （略）

（7）組立溶接

受注者は、本溶接の一部となる組立溶接にあたって、本溶接を行う溶接作業者と同等の技術をもつ者を従事させ、使用溶接棒は、本溶接の場合と同様に管理しなければならない。

組立溶接のすみ肉脚長（すみ肉溶接以外の溶接にあつてはすみ肉換算の脚長）は 4 mm以上

とし、長さは 80 mm 以上とするものとする。ただし、厚い方の板厚が 12 mm 以下の場合、又は以下の式により計算した鋼材の溶接われ感受性組成 PCM が 0.22% 以下の場合、50 mm 以上とすることができる。

(8) (略)

(9) 溶接施工上の注意

①～③ (略)

④受注者は、部分溶込み開先溶接の施工において、連続した溶接線を 2 種の溶接法で施工する場合は、前のビードの端部をはつり、欠陥のないことを確認してから次の溶接を行わなければならない。ただし、手溶接又は半自動溶接で、クレータの処理を行う場合は行わなくてもよいものとする。

⑤・⑥ (略)

⑦受注者は、サブマージアーク溶接法又はその他の自動溶接法を使用する場合、継手の途中でアークを切らないようにしなければならない。

ただし、やむを得ず途中でアークが切れた場合は、前のビードの終端部をはつり、欠陥のないことを確認してから次の溶接を行うものとする。

(10) (略)

(11) 溶接の検査

①・② (略)

③ 受注者は、放射線透過試験による場合で板厚が 25mm 以下の試験の結果については、次の規定を満足する場合に合格とする。

(略)

なおここでの継手とは、継手の端部から交差部又は交差部から交差部までを示すものとする。

④ 受注者は、溶接ビード及びその周辺にいかなる場合も割れを発生させてはならない。割れの検査は、溶接線全線を対象として肉眼で行うものとするが、判断が困難な場合には、磁粉探傷試験又は浸透探傷試験により検査するものとする。

⑤ 受注者は、断面に考慮する突合わせ溶接継手、十字溶接継手、T 溶接継手、かど溶接継手に関しては、ビード表面にピットを発生させてはならない。

その他のすみ肉溶接又は部分溶込み開先溶接に関しては、1 継手につき 3 個、又は継手長さ 1 m につき 3 個まで許容するものとする。

ただし、ピットの大きさが 1 mm 以下の場合には、3 個を 1 個として計算するものとする。

1)・2) (略)

⑥外部きずの検査について、磁粉探傷試験又は浸透探傷試験を行う者は、それぞれの試験の種類に応じた JIS Z 2305（非破壊試験－技術者の資格及び認証）に規定するレベル 2 以上の資格を有していなければならない。

内部きずの検査について、放射線透過試験又は超音波探傷試験を行う者は、それぞれの試験の種類に応じて JIS Z 2305（非破壊試験－技術者の資格及び認証）に基づく次の 1)～3) に示す資格を有していなければならない。

1)～3) (略)

(12) 欠陥部の補修

(略)

表 3－4－40 欠陥の補修方法

	欠陥の種類	補修方法
1～6	アークストライク～溶接ビード表面の凸凹 (略)	(略)
7	アンダーカット	程度に応じて、グラインダ仕上げのみ、 <u>又は</u> 溶接後、グラインダ仕上げする。

(13) ひずみとり

とし、長さは 80 mm 以上とするものとする。ただし、厚い方の板厚が 12 mm 以下の場合、または以下の式により計算した鋼材の溶接われ感受性組成 PCM が 0.22% 以下の場合、50 mm 以上とすることができる。

(8) (略)

(9) 溶接施工上の注意

①～③ (略)

④受注者は、部分溶込み開先溶接の施工において、連続した溶接線を 2 種の溶接法で施工する場合は、前のビードの端部をはつり、欠陥のないことを確認してから次の溶接を行わなければならない。ただし、手溶接または半自動溶接で、クレータの処理を行う場合は行わなくてもよいものとする。

⑤・⑥ (略)

⑦受注者は、サブマージアーク溶接法またはその他の自動溶接法を使用する場合、継手の途中でアークを切らないようにしなければならない。

ただし、やむを得ず途中でアークが切れた場合は、前のビードの終端部をはつり、欠陥のないことを確認してから次の溶接を行うものとする。

(10) (略)

(11) 溶接の検査

①・② (略)

③ 受注者は、放射線透過試験による場合で板厚が 25mm 以下の試験の結果については、次の規定を満足する場合に合格とする。

(略)

なおここでの継手とは、継手の端部から交差部または交差部から交差部までを示すものとする。

④ 受注者は、溶接ビード及びその周辺にいかなる場合も割れを発生させてはならない。割れの検査は、溶接線全線を対象として肉眼で行うものとするが、判断が困難な場合には、磁粉探傷試験または浸透探傷試験により検査するものとする。

⑤ 受注者は、断面に考慮する突合わせ溶接継手、十字溶接継手、T 溶接継手、かど溶接継手に関しては、ビード表面にピットを発生させてはならない。

その他のすみ肉溶接または部分溶込み開先溶接に関しては、1 継手につき 3 個、または継手長さ 1 m につき 3 個まで許容するものとする。

ただし、ピットの大きさが 1 mm 以下の場合には、3 個を 1 個として計算するものとする。

1)・2) (略)

⑥外部きずの検査について、磁粉探傷試験または浸透探傷試験を行う者は、それぞれの試験の種類に応じた JIS Z 2305（非破壊試験－技術者の資格及び認証）に規定するレベル 2 以上の資格を有していなければならない。

内部きずの検査について、放射線透過試験又は超音波探傷試験を行う者は、それぞれの試験の種類に応じて JIS Z 2305（非破壊試験－技術者の資格及び認証）に基づく次の 1)～3) に示す資格を有していなければならない。

1)～3) (略)

(12) 欠陥部の補修

(略)

表 3－4－40 欠陥の補修方法

	欠陥の種類	補修方法
1～6	アークストライク～溶接ビード表面の凸凹 (略)	(略)
7	アンダーカット	程度に応じて、グラインダ仕上げのみ、 <u>または</u> 溶接後、グラインダ仕上げする。

(13) ひずみとり

(略)

表 3－4－41 ガス炎加熱法による線状加熱時の鋼材表面温度及び冷却法

鋼種		鋼材表面温度	冷却法
調質鋼（Q）		750℃以下	空冷又は空冷後600℃以下で水冷
熱加工制御鋼（TMC）	Ceq>0.38	900℃以下	空冷又は空冷後500℃以下で水冷
	Ceq≤0.38	900℃以下	加熱直後水冷又は空冷
その他の鋼材		900℃以下	赤熱状態からの水冷をさける

(略)

- (14) 仮組立て
①・② (略)
③受注者は、実仮組立てにおける主要部分の現場添接部又は連結部を、ボルト及びドリフトピンを使用し、堅固に締付けなければならない。
④ (略)
2 (略)

第13節 (略)

第14節 法面工（共通）
3－4－14－1 (略)

- 3－4－14－2 植生工
1～11 (略)
12. 種子散布吹付工、植生基盤材吹付工及び客土吹付工
受注者は、種子散布吹付工及び客土吹付工の施工については、以下の各号の規定によらなければならない。
(1)～(6) (略)
(7) 受注者は、吹付け法面に湧水のある場合、あるいはそのおそれのある場合は、監督職員と協議し、排水溝、暗渠、水抜きパイプの布設等、適切な処置を講じなければならない。
(8)～(15) (略)
13. 植生シート工、植生マット工
受注者は、植生シート工、植生マット工の施工については、以下の各号の規定によらなければならない。
(1)～(3) (略)
(4) 法面には、わらを水平方向に張付け、降雨による流水を分散させ、種子、肥料等の流亡を防止しなければならない。
(5) 種子及び肥料を装着したむしろは、その面を法面に密着させなければならない。なお、ネット類を併用する場合は、ネット類をマット類の表面に張付け、マット類と同様の方法で施工しなければならない。

3－4－14－3～3－4－14－6 (略)

第15節 擁壁工（共通） (略)
3－4－15－1・3－4－15－2 (略)

- 3－4－15－3 補強土壁工
1. 一般事項
補強土壁工とは、面状あるいは帯状等の補強材を土中に敷設し、必要に応じて壁面部に法面処理工を設置することにより盛土法面の安定を図ることをいうものとする。
2～11 (略)

(略)

表 3－4－41 ガス炎加熱法による線状加熱時の鋼材表面温度及び冷却法

鋼種		鋼材表面温度	冷却法
調質鋼（Q）		750℃以下	空冷または空冷後600℃以下で水冷
熱加工制御鋼（TMC）	Ceq>0.38	900℃以下	空冷または空冷後500℃以下で水冷
	Ceq≤0.38	900℃以下	加熱直後水冷または空冷
その他の鋼材		900℃以下	赤熱状態からの水冷をさける

(略)

- (14) 仮組立て
①・② (略)
③受注者は、実仮組立てにおける主要部分の現場添接部または連結部を、ボルト及びドリフトピンを使用し、堅固に締付けなければならない。
④ (略)
2 (略)

第13節 (略)

第14節 法面工（共通）
3－4－14－1 (略)

- 3－4－14－2 植生工
1～11 (略)
12. 種子散布吹付工、植生基盤材吹付工及び客土吹付工
受注者は、種子散布吹付工及び客土吹付工の施工については、以下の各号の規定によらなければならない。
(1)～(6) (略)
(7) 受注者は、吹付けのり面に湧水のある場合、あるいはそのおそれのある場合は、監督職員と協議し、排水溝、暗渠、水抜きパイプの布設等、適切な処置を講じなければならない。
(8)～(15) (略)
13. 植生シート工、植生マット工
受注者は、植生シート工、植生マット工の施工については、以下の各号の規定によらなければならない。
(1)～(3) (略)
(4) のり面には、わらを水平方向に張付け、降雨による流水を分散させ、種子、肥料等の流亡を防止しなければならない。
(5) 種子及び肥料を装着したむしろは、その面をのり面に密着させなければならない。なお、ネット類を併用する場合は、ネット類をマット類の表面に張付け、マット類と同様の方法で施工しなければならない。

3－4－14－3～3－4－14－6 (略)

第15節 擁壁工（共通） (略)
3－4－15－1・3－4－15－2 (略)

- 3－4－15－3 補強土壁工
1. 一般事項
補強土壁工とは、面状あるいは帯状等の補強材を土中に敷設し、必要に応じて壁面部にのり面処理工を設置することにより盛土のり面の安定を図ることをいうものとする。
2～11 (略)

12. 局所的な折れ曲がりの防止
受注者は、補強材を壁面工と連結する場合や、面状補強材の盛土法面や接合部での巻込みに際しては、局所的な折れ曲がりやゆるみを生じないようにしなければならない。
13～15 （略）

3－4－15－4 （略）

第 16 節 （略）

12. 局所的な折れ曲がりの防止
受注者は、補強材を壁面工と連結する場合や、面状補強材の盛土のり面や接合部での巻込みに際しては、局所的な折れ曲がりやゆるみを生じないようにしなければならない。
13～15 （略）

3－4－15－4 （略）

第 16 節 （略）

第4編 治山防潮工等	第4編 治山防潮工等
第1章 築堤・護岸	第1章 築堤・護岸
第1節 (略)	第1節 (略)
第2節 適用すべき諸基準	第2節 適用すべき諸基準
4-1-2-1 適用すべき諸基準	4-1-2-1 適用すべき諸基準
受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準及び参考資料による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準及び参考資料による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。
なお、基準等と設計図書に相違がある場合 <u>又は</u> 、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。	なお、基準等と設計図書に相違がある場合 <u>または</u> 、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。
(1)・(2) (略)	(1)・(2) (略)
第3節 (略)	第3節 (略)
第2章 堤防・護岸	第2章 堤防・護岸
第1節～第3節 (略)	第1節～第3節 (略)
第4節 護岸基礎工	第4節 護岸基礎工
4-2-4-1 (略)	4-2-4-1 (略)
4-2-4-2	4-2-4-2
1 (略)	1 (略)
2. 材料の品質	2. 材料の品質
護岸基礎に使用する石は、JIS A 5006（割ぐり石）に適合したもの <u>又は</u> 、これと同等以上の品質を有するものとし、使用にあたっては、監督職員の承諾を得るものとする。	護岸基礎に使用する石は、JIS A 5006（割ぐり石）に適合したもの <u>または</u> 、これと同等以上の品質を有するものとし、使用にあたっては、監督職員の承諾を得るものとする。
3. 捨石	3. 捨石
護岸基礎に使用する捨石は扁平細長ではなく、堅硬、緻密、耐久的で風化 <u>又は</u> 凍壊のおそれのないものとする。	護岸基礎に使用する捨石は扁平細長ではなく、堅硬、緻密、耐久的で風化 <u>または</u> 凍壊のおそれのないものとする。
4-2-4-3～4-2-4-5 (略)	4-2-4-3～4-2-4-5 (略)
4-2-4-6 海岸コンクリートブロック	4-2-4-6 海岸コンクリートブロック
1～12 (略)	1～12 (略)
13. 噛み合せ石等の禁止	13. 噛み合せ石等の禁止
受注者は、据付けにあたって、基礎面とブロックの間 <u>又は</u> 、ブロックとブロックの間に噛み合せ石等をしてはならない。	受注者は、据付けにあたって、基礎面とブロックの間 <u>または</u> 、ブロックとブロックの間に噛み合せ石等をしてはならない。
14 (略)	14 (略)
4-2-4-7～4-2-4-9 (略)	4-2-4-7～4-2-4-9 (略)
第5節 護岸工	第5節 護岸工
4-2-5-1～4-2-5-4 (略)	4-2-5-1～4-2-5-4 (略)
4-2-5-5 コンクリート被覆工	4-2-5-5 コンクリート被覆工
1～5 (略)	1～5 (略)
6. 裏込石の施工	6. 裏込石の施工
受注者は、裏込石の施工にあたっては、碎石、割ぐり石 <u>又は</u> クラッシャーランを敷均し、締固めを行わなければならない。	受注者は、裏込石の施工にあたっては、碎石、割ぐり石 <u>または</u> クラッシャーランを敷均し、締固めを行わなければならない。
第6節 擁壁工	第6節 擁壁工
4-2-6-1・4-2-6-2 (略)	4-2-6-1・4-2-6-2 (略)
4-2-6-3 場所打擁壁工	4-2-6-3 場所打擁壁工
1～3 (略)	1～3 (略)
4. 裏込石の施工	4. 裏込石の施工
受注者は、裏込石の施工にあたっては、碎石、割ぐり <u>又は</u> クラッシャーランを敷均し、締固めを行わなければならない。	受注者は、裏込石の施工にあたっては、碎石、割ぐり <u>または</u> クラッシャーランを敷均し、締固めを行わなければならない。

第7節～第10節	(略)
第11節	管渠工
4-2-11-1	4-2-11-4 (略)
4-2-11-5	管渠工
1-3	(略)
4.	ソケット付の管の布設
	受注者は、ソケット付の管を布設する時は、上流側 <u>又は</u> 高い側にソケットを向けなければならない。
5.	管の据付け
	受注者は、基礎工の上に通りよく管を据付けるとともに、管の下面及びカラーの周囲にはコンクリート <u>又は</u> 固練りモルタルを充填し、空隙あるいは漏水が生じないように施工しなければならない。
6	(略)
7.	コルゲートパイプの布設
	受注者は、コルゲートパイプの布設にあたり以下の事項により施工しなければならない。
(1)	布設するコルゲートパイプの基床は、砂質土 <u>又は</u> 砂とする。
(2)	受注者は、コルゲートパイプの組立てについては、上流側 <u>又は</u> 高い側のセクションを下流側 <u>又は</u> 低い側のセクションの内側に重ね合うようにし、重ね合わせ部分の接合は、パイプ断面の両側で行うものとし、底部及び頂部で行ってはならない。また、埋戻し後も可能な限りボルトの緊結状態を点検し、ゆるんでいるものがあれば締直しを行わなければならない。
(3)	(略)
4-2-11-6	(略)
第12節～第14節	(略)
第3章	突堤
第1節・第2節	
第3節	突堤基礎工
4-3-3-1	(略)
4-3-3-2	材料
1	(略)
2.	中埋用栗石
	吸出し防止工にふとんかごを用いる場合の中埋用栗石は、おおむね 15～25 cm のもので、網目より大きな天然石 <u>又は</u> 割ぐり石を使用するものとする。
3	(略)
4-3-3-3・4-3-3-4	(略)
4-3-3-5	吸出し防止工
1.	粗朶沈床工
	受注者は、粗朶沈床工にあたって、連柴は梢を一方に向け径 15 cm を標準とし、緊結は長さ約 60 cm <u>ごと</u> に連柴締金を用いて締付け、亜鉛引鉄線 <u>又は</u> 、棕侶なわ等にて結束し、この間2ヶ所を二子なわ等をもって結束するものとし、連柴の長さは格子を結んだとき端にそれぞれ約 15 cm を残すようにしなければならない。
2～10	(略)
第4節	突堤本体工
4-3-4-1	4-3-4-6 (略)
4-3-4-7	詰杭工
1・2	(略)

第7節～第10節	(略)
第11節	管渠工
4-2-11-1	4-2-11-4 (略)
4-2-11-5	管渠工
1-3	(略)
4.	ソケット付の管の布設
	受注者は、ソケット付の管を布設する時は、上流側 <u>または</u> 高い側にソケットを向けなければならない。
5.	管の据付け
	受注者は、基礎工の上に通りよく管を据付けるとともに、管の下面及びカラーの周囲にはコンクリート <u>または</u> 固練りモルタルを充填し、空隙あるいは漏水が生じないように施工しなければならない。
6	(略)
7.	コルゲートパイプの布設
	受注者は、コルゲートパイプの布設にあたり以下の事項により施工しなければならない。
(1)	布設するコルゲートパイプの基床は、砂質土 <u>または</u> 砂とする。
(2)	受注者は、コルゲートパイプの組立てについては、上流側 <u>または</u> 高い側のセクションを下流側 <u>または</u> 低い側のセクションの内側に重ね合うようにし、重ね合わせ部分の接合は、パイプ断面の両側で行うものとし、底部及び頂部で行ってはならない。また、埋戻し後も可能な限りボルトの緊結状態を点検し、ゆるんでいるものがあれば締直しを行わなければならない。
(3)	(略)
4-2-11-6	(略)
第12節～第14節	(略)
第3章	突堤
第1節・第2節	
第3節	突堤基礎工
4-3-3-1	(略)
4-3-3-2	材料
1	(略)
2.	中埋用栗石
	吸出し防止工にふとんかごを用いる場合の中埋用栗石は、おおむね 15～25 cm のもので、網目より大きな天然石 <u>または</u> 割ぐり石を使用するものとする。
3	(略)
4-3-3-3・4-3-3-4	(略)
4-3-3-5	吸出し防止工
1.	粗朶沈床工
	受注者は、粗朶沈床工にあたって、連柴は梢を一方に向け径 15 cm を標準とし、緊結は長さ約 60 cm <u>毎</u> に連柴締金を用いて締付け、亜鉛引鉄線 <u>または</u> 、棕侶なわ等にて結束し、この間2ヶ所を二子なわ等をもって結束するものとし、連柴の長さは格子を結んだとき端にそれぞれ約 15 cm を残すようにしなければならない。
2～10	(略)
第4節	突堤本体工
4-3-4-1	4-3-4-6 (略)
4-3-4-7	詰杭工
1・2	(略)

3. かみ合せ石等の禁止 受注者は、基礎面とブロックの間<u>又は</u>ブロック相互の間に、かみ合せ石等をしてはならない。 4 (略)	
4－3－4－8 (略) 4－3－4－9 石枠工 1～4 (略) 5. かみ合わせ石等の禁止 受注者は、基礎面とブロックの間<u>又は</u>ブロック相互の間に、かみ合わせ石等をしてはならない。 6 (略)	
4－3－4－10 (略) 4－3－4－11 ケーソン工 1～23 (略) 24. 曳航 回航に当たっての事故防止 受注者は、ケーソン曳航、回航にあたっては、監視を十分に行い、<u>ほか</u>航行船舶との事故防止につとめなければならない。 25・26 (略) 27. 回航中の寄港又は避難 受注者は、回航中、寄港<u>又は</u>避難した場合は、ただちにケーソンの異常の有無を監督職員に連絡しなければならない。また、目的地に到着時も同様にしなければならない。また、回航計画に定める地点を通過したときは、通過時刻及び異常の有無を同様に連絡しなければならない。 28～31 (略)	
4－3－4－12 (略)	
第5節・第6節 (略)	
第4章 第1節・第2節 (略) 第3節 海域堤基礎工 4－4－3－1 (略) 4－4－3－2 材料 1 (略) 2. 中埋用栗石 吸出し防止工にふとんかごを用いる場合の中埋用栗石はおおむね 15～25 cm のもので、網目より大きな天然石<u>又は</u>割ぐり石を使用するものとする。 3 (略)	
4－4－3－3・4－4－3－4 (略)	
第4節 (略)	
第5章 砂丘造成等 第1節・第2節 (略) 第3節 砂丘造成 4－5－3－1・4－5－3－2 (略) 4－5－3－3 盛土工 1 (略) 2. 受注者は、盛土<u>法面</u>については、侵食防止のため粘性を有する土で被覆し、緑化しなけれ	

3. かみ合せ石等の禁止 受注者は、基礎面とブロックの間<u>または</u>ブロック相互の間に、かみ合せ石等をしてはならない。 4 (略)	
4－3－4－8 (略) 4－3－4－9 石枠工 1～4 (略) 5. かみ合わせ石等の禁止 受注者は、基礎面とブロックの間<u>または</u>ブロック相互の間に、かみ合わせ石等をしてはならない。 6 (略)	
4－3－4－10 (略) 4－3－4－11 ケーソン工 1～23 (略) 24. 曳航 回航に当たっての事故防止 受注者は、ケーソン曳航、回航にあたっては、監視を十分に行い、<u>他</u>航行船舶との事故防止につとめなければならない。 25・26 (略) 27. 回航中の寄港又は避難 受注者は、回航中、寄港<u>または</u>避難した場合は、ただちにケーソンの異常の有無を監督職員に連絡しなければならない。また、目的地に到着時も同様にしなければならない。また、回航計画に定める地点を通過したときは、通過時刻及び異常の有無を同様に連絡しなければならない。 28～31 (略)	
4－3－4－12 (略)	
第5節・第6節 (略)	
第4章 第1節・第2節 (略) 第3節 海域堤基礎工 4－4－3－1 (略) 4－4－3－2 材料 1 (略) 2. 中埋用栗石 吸出し防止工にふとんかごを用いる場合の中埋用栗石はおおむね 15～25 cm のもので、網目より大きな天然石<u>または</u>割ぐり石を使用するものとする。 3 (略)	
4－4－3－3・4－4－3－4 (略)	
第4節 (略)	
第5章 砂丘造成等 第1節・第2節 (略) 第3節 砂丘造成 4－5－3－1・4－5－3－2 (略) 4－5－3－3 盛土工 1 (略) 2. 受注者は、盛土<u>のり面</u>については、侵食防止のため粘性を有する土で被覆し、緑化しなけ	

ばならない。 3 (略) 4-5-3-4・4-5-3-5 (略) 第4節 森林造成 4-5-4-1 (略) 4-5-4-II 生育基盤盛土工 1～7 (略) 8. 受注者は生育基盤盛土工の<u>法面</u>は、土羽打ちを行い、所定の勾配に仕上げなければならない。 9. 受注者は、<u>のり面</u>の侵食防止を図るための緑化工については、第3編 3-4-14-2 植生工に準ずるものとする。 4-5-4-3～4-5-4-6 (略) 第5節 防風林の造成 4-5-5-1 一般事項 本節は、防風林の造成として防風柵、水路工、<u>暗渠工</u>その他これらに類する工種について定める。 4-5-5-2 (略) 4-5-5-3 水路工、<u>暗渠工</u> 1. 水路工及び<u>暗渠工</u>の施工については、それぞれ第5編 第5章 第9節 <u>暗渠工</u>、第10節 山腹水路工に準ずるものとする。 2. 受注者は、防風林内に設ける水路等掘割の<u>側法</u>については、崩落が生じないよう土質条件に応じて処理しなければならない。	
--	--

ればならない。 3 (略) 4-5-3-4・4-5-3-5 (略) 第4節 森林造成 4-5-4-1 (略) 4-5-4-2 生育基盤盛土工 1～7 (略) 8. 受注者は生育基盤盛土工の<u>のり面</u>は、土羽打ちを行い、所定の勾配に仕上げなければならない。 9. 受注者は、<u>のり面</u>の侵食防止を図るための緑化工については、第3編 3-4-14-2 植生工に準ずるものとする。 4-5-4-3～4-5-4-6 (略) 第5節 防風林の造成 4-5-5-1 一般事項 本節は、防風林の造成として防風柵、水路工、<u>暗きょ工</u>その他これらに類する工種について定める。 4-5-5-2 (略) 4-5-5-3 水路工、<u>暗きょ工</u> 1. 水路工及び<u>暗きょ工</u>の施工については、それぞれ第5編 第5章 第9節 <u>暗きょ工</u>、第10節 山腹水路工に準ずるものとする。 2. 受注者は、防風林内に設ける水路等掘割の<u>側のり</u>については、崩落が生じないよう土質条件に応じて処理しなければならない。	
--	--

第5編 溪間・山腹工等
第1章 共通施工 第1節 適用 5－1－1－1 適用工種 本章は、治山工事における伐開除根等、掘削工及び残土処理、床掘り及び埋戻し、盛土工、基礎工、石積（張）工及びコンクリートブロック積（張）工、 <u>鉄線かご</u> 工、矢板工、 <u>管渠</u> 工、枠工、鋼製柵工、金網張工、仮設工その他これらに類する工種について適用する。 5－1－1－2 （略） 第2節 （略） 第3節 伐開、除根等 5－1－3－1 （略） 5－1－3－2 伐開、除根等 1．受注者は、伐開の範囲を設計図書に基づいて現地に設定し、伐開作業前に監督職員の確認を受けなければならない。 なお、伐開をする範囲が示されていない場合は、切土の <u>法頭</u> 、盛土の <u>法尻</u> 、構造物等の外側1mを標準とする。 2～4 （略） 5－1－3－3 （略） 第4節 掘削工及び残土処理 5－1－4－1 （略） 5－1－4－2 掘削工 1 （略） 2．受注者は、玉石、転石、岩石等で、 <u>法面</u> に浮いている不安定なものは、取り除かなければならない。 3～5 （略） 5－1－4－3 （略） 第5節 床掘り及び埋戻し 5－1－5－1 （略） 5－1－5－2 床掘り 1～7 （略） 8．受注者は、床堀中に土質の著しい変化が認められた場合、 <u>又は</u> 埋設物を発見した場合は、処置方法について監督職員と協議しなければならない。 5－1－5－3 （略） 第6節 盛土工 5－1－6－1～5－1－6－3 （略） 5－1－6－4 盛土方法 1～6 （略） 7．受注者は、盛土の <u>法勾配</u> は表面水による侵食に対し耐え得るよう、十分締め固めながら所定の勾配に仕上げなければならない。 8 （略） 第7節 （略） 第8節 石積（張）工及びコンクリートブロック積（張）工

第5編 溪間・山腹工等
第1章 共通施工 第1節 適用 5－1－1－1 適用工種 本章は、治山工事における伐開除根等、掘削工及び残土処理、床掘り及び埋戻し、盛土工、基礎工、石積（張）工及びコンクリートブロック積（張）工、 <u>鉄線籠</u> 工、矢板工、 <u>管きょ</u> 工、枠工、鋼製柵工、金網張工、仮設工その他これらに類する工種について適用する。 5－1－1－2 （略） 第2節 （略） 第3節 伐開、除根等 5－1－3－1 （略） 5－1－3－2 伐開、除根等 1．受注者は、伐開の範囲を設計図書に基づいて現地に設定し、伐開作業前に監督職員の確認を受けなければならない。 なお、伐開をする範囲が示されていない場合は、切土の <u>のり頭</u> 、盛土の <u>のり尻</u> 、構造物等の外側1mを標準とする。 2～4 （略） 5－1－3－3 （略） 第4節 掘削工及び残土処理 5－1－4－1 （略） 5－1－4－2 掘削工 1 （略） 2．受注者は、玉石、転石、岩石等で、 <u>のり面</u> に浮いている不安定なものは、取り除かなければならない。 3～5 （略） 5－1－4－3 （略） 第5節 床掘り及び埋戻し 5－1－5－1 （略） 5－1－5－2 床掘り 1～7 （略） 8．受注者は、床堀中に土質の著しい変化が認められた場合、 <u>または</u> 埋設物を発見した場合は、処置方法について監督職員と協議しなければならない。 5－1－5－3 （略） 第6節 盛土工 5－1－6－1～5－1－6－3 （略） 5－1－6－4 盛土方法 1～6 （略） 7．受注者は、盛土の <u>のり勾配</u> は表面水による侵食に対し耐え得るよう、十分締め固めながら所定の勾配に仕上げなければならない。 8 （略） 第7節 （略） 第8節 石積（張）工及びコンクリートブロック積（張）工

5-1-8-1	(略)
5-1-8-2	石積(張)工
1.	受注者は、石積(張)工の施工に当たっては次の各号によらなければならない。
(1)	石積基礎は、石積 <u>法面</u> に直角に、尻下がりに切りならすものとする。
(2)～(5)	(略)
2.	受注者は、積(張)石の施工に当たっては、次の各号に留意しなければならない。
(1)～(4)	(略)
(5)	積石は、すわりをみてそれぞれ選定して玄能で空打ちしながら含端をすり合わせるとともに、隣接石に密着させ、かつ、面を正しく丁張に合わせ、控えは <u>法面</u> に直角にすえ、飼石を堅固にかませるものとする。
(6)～(8)	(略)
(9)	野面石は、 <u>法面</u> から控長の 1/3 以内において合端をつくるものとし、必要に応じて玄能ですわりを直して合端を密着させるものとする。
(10)	(略)
3	(略)
4.	受注者は、張石の下部には、所定の厚さに栗石を敷ならし、十分に突固めを行うものとする。また、張石は凹凸なく張りつめ、移動しないよう栗石を <u>充填</u> しなければならない。
5-1-8-3	コンクリートブロック積(張)工
(略)	(略)
(1)	基礎コンクリートを施工する場合は、適当な長さを一工程として施工し、十分養生するものとする。
	なお、ブロックに接する面は、ブロック積 <u>法面</u> に対して所定の角度をもつ一様な平面になるよう仕上げるものとする。
(2)～(4)	(略)
第9節	<u>鉄線かご</u> 工
5-1-9-1	(略)
5-1-9-2	据付け
1.	受注者は、 <u>鉄線かご</u> 工の施工に当たっては、丁張を施し、基礎地盤は波を打たないよう平たんに仕上げなければならない。
2	(略)
3.	受注者は、布設に当たっては、所定の間隔に <u>かご</u> の位置を定め、詰石に際しては、 <u>法肩</u> 及び <u>法尻</u> の屈折部が偏平にならないように留意しなければならない。
4.	受注者は、 <u>かご間</u> の連結を、胴網と同一規格の鉄線で1 m間隔に二重巻して緊結しなければならない。
5	(略)
5-1-9-3	詰石
1	(略)
2.	受注者は、詰石に当たっては、外まわりに大きい石を選び、 <u>かご</u> の先端から逐次丁寧に詰め込むものとし、 <u>かご</u> に損傷を与えるような詰め方をしてはならない。
第10節	(略)
第11節	管渠工
5-1-11-1	一般事項(1)
	本節は、 <u>管渠</u> 工として管の敷設その他これらに類する工種について定める。
5-1-11-2	一般事項(2)
1.	受注者は、 <u>管渠</u> 工の施工に当たっては、前後の構造物となじみよく取り付くようにしなければならない。

5-1-8-1	(略)
5-1-8-2	石積(張)工
1.	受注者は、石積(張)工の施工に当たっては次の各号によらなければならない。
(1)	石積基礎は、石積 <u>のり面</u> に直角に、尻下がりに切りならすものとする。
(2)～(5)	(略)
2.	受注者は、積(張)石の施工に当たっては、次の各号に留意しなければならない。
(1)～(4)	(略)
(5)	積石は、すわりをみてそれぞれ選定して玄能で空打ちしながら含端をすり合わせるとともに、隣接石に密着させ、かつ、面を正しく丁張に合わせ、控えは <u>のり面</u> に直角にすえ、飼石を堅固にかませるものとする。
(6)～(8)	(略)
(9)	野面石は、 <u>のり面</u> から控長の 1/3 以内において合端をつくるものとし、必要に応じて玄能ですわりを直して合端を密着させるものとする。
(10)	(略)
3	(略)
4.	受注者は、張石の下部には、所定の厚さに栗石を敷ならし、十分に突固めを行うものとする。また、張石は凹凸なく張りつめ、移動しないよう栗石を <u>充てん</u> しなければならない。
5-1-8-3	コンクリートブロック積(張)工
(略)	(略)
(1)	基礎コンクリートを施工する場合は、適当な長さを一工程として施工し、十分養生するものとする。
	なお、ブロックに接する面は、ブロック積 <u>のり面</u> に対して所定の角度をもつ一様な平面になるよう仕上げるものとする。
(2)～(4)	(略)
第9節	<u>鉄線籠</u> 工
5-1-9-1	(略)
5-1-9-2	据付け
1.	受注者は、 <u>鉄線籠</u> 工の施工に当たっては、丁張を施し、基礎地盤は波を打たないよう平たんに仕上げなければならない。
2	(略)
3.	受注者は、布設に当たっては、所定の間隔に <u>籠</u> の位置を定め、詰石に際しては、 <u>のり肩</u> 及び <u>のり尻</u> の屈折部が偏平にならないように留意しなければならない。
4.	受注者は、 <u>籠間</u> の連結を、胴網と同一規格の鉄線で1 m間隔に二重巻して緊結しなければならない。
5	(略)
5-1-9-3	詰石
1	(略)
2.	受注者は、詰石に当たっては、外まわりに大きい石を選び、 <u>籠</u> の先端から逐次丁寧に詰め込むものとし、 <u>籠</u> に損傷を与えるような詰め方をしてはならない。
第10節	(略)
第11節	管渠工
5-1-11-1	一般事項(1)
	本節は、 <u>管きょ</u> 工として管の敷設その他これらに類する工種について定める。
5-1-11-2	一般事項(2)
1.	受注者は、 <u>管きょ</u> 工の施工に当たっては、前後の構造物となじみよく取り付くようにしなければならない。

2. 受注者は、 <u>管渠</u> の基礎工の施工に当たっては、不等沈下を生じないように入念に施工しなければならない。	
3. 受注者は、埋戻し及び盛土に当たっては、 <u>管渠</u> 等を損傷しないように留意し、衝撃又は偏圧のかからないよう、良質土で左右均等にかつ層状に十分締め固めなければならない。	
4 (略)	
5-1-11-3 (略)	
第12節	
5-1-12-1・5-1-12-2	
5-1-12-3 鋼製枠工	
1・2 (略)	
3. 受注者は、 <u>全て</u> のボルトの点検を行った後、石詰めを行うが、中詰石は空隙が少なくなるように確実に詰めなければならない。なお、スクリーン部分については、スクリーン間隙より大きな中詰石を詰め、中詰石がはみ出さないようにしなければならない。	
4～7 (略)	
第13節 (略)	
第14節 金網張工	
5-1-14-1 (略)	
5-1-14-2 金網張工	
1 (略)	
2. 受注者は、金網を <u>法面</u> になじみよく被覆させ、網目が変形しないように適度に張り、金網の両端部はナックル加工とし、重ね幅は 30 cm 以上としなければならない。	
3～5 (略)	
第2章 (略)	
第3章 溪間工	
第1節 (略)	
第2節 適用すべき諸基準	
5-3-2-1 適用すべき諸基準	
(略)	
<u>(1)</u> 基準	
林野庁 治山技術基準	
林野庁 森林土木木製構造物設計等指針	
<u>(2)</u> 参考資料	
土木学会 コンクリート標準示方書（ダムコンクリート編）	(<u>2023年9月</u>)
土木学会 コンクリート標準示方書（施工編）	(<u>2023年9月</u>)
日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編Ⅱ鋼橋編）	(平成29年11月)
第3節～第4節 (略)	
第5節コンクリート治山ダム工	
5-3-5-1～5-3-5-3 (略)	
5-3-5-4 コンクリート治山ダム本体工	
1・2 (略)	
<u>3. 均しコンクリート</u>	
<u>受注者は、均しコンクリートの打設終了後、次のコンクリートを打ち込む前に、コンクリート上面を圧力水等により清掃しなければならない。</u>	

2. 受注者は、 <u>管きょ</u> の基礎工の施工に当たっては、不等沈下を生じないように入念に施工しなければならない。	
3. 受注者は、埋戻し及び盛土に当たっては、 <u>管きょ</u> 等を損傷しないように留意し、衝撃又は偏圧のかからないよう、良質土で左右均等にかつ層状に十分締め固めなければならない。	
4 (略)	
5-1-11-3 (略)	
第12節	
5-1-12-1・5-1-12-2	
5-1-12-3 鋼製枠工	
1・2 (略)	
3. 受注者は、 <u>すべて</u> のボルトの点検を行った後、石詰めを行うが、中詰石は空隙が少なくなるように確実に詰めなければならない。なお、スクリーン部分については、スクリーン間隙より大きな中詰石を詰め、中詰石がはみ出さないようにしなければならない。	
4～7 (略)	
第13節 (略)	
第14節 金網張工	
5-1-14-1 (略)	
5-1-14-2 金網張工	
1 (略)	
2. 受注者は、金網を <u>のり面</u> になじみよく被覆させ、網目が変形しないように適度に張り、金網の両端部はナックル加工とし、重ね幅は 30 cm 以上としなければならない。	
3～5 (略)	
第2章 (略)	
第3章 溪間工	
第1節 (略)	
第2節 適用すべき諸基準	
5-3-2-1 適用すべき諸基準	
(略)	
基準	
林野庁 治山技術基準	
林野庁 森林土木木製構造物設計等指針	
参考資料	
土木学会 コンクリート標準示方書（ダムコンクリート編）	(<u>平成25年10月</u>)
土木学会 コンクリート標準示方書（施工編）	(<u>平成30年3月</u>)
日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編Ⅱ鋼橋編）	(平成29年11月)
第3節～第4節 (略)	
第5節コンクリート治山ダム工	
5-3-5-1～5-3-5-3 (略)	
5-3-5-4 コンクリート治山ダム本体工	
1・2 (略)	

<u>4～14</u>	(略)
5－3－5－5～5－3－5－7	(略)
5－3－5－8	水叩工
1	(略)
2.	適用規定
	コンクリート、止水板 <u>又は</u> 吸出防止材の施工については、第5編 5-3-5-4 コンクリート治山ダム本体工の規定による。
	なお、これにより難い場合は事前の試験を行い設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。
第6節	(略)
第7節	木製治山ダム工
5－3－7－1～5－3－7－4	(略)
5－3－7－5	基礎工の施工
1・2	(略)
3.	受注者は、土台基礎工の施工に <u>当たり</u> 、床を整正し締固めた後、据え付けるものとし、空隙には、割ぐり石、碎石等を充填し、締め固めなければならない。
4～7	(略)
5－3－7－6	木製治山ダム本体工
1～3	(略)
4.	受注者は、中詰石材（礫、栗石等）を詰める作業を <u>できる</u> だけ木材の組立と並行して層 <u>ごと</u> に行い、中詰石材（礫、栗石等）の単位体積重量が得られるように詰めなければならない。
5	(略)
5－3－7－7～5－3－7－9	(略)
第8節	(略)
第9節	治山ダム附属物設置工
5－3－9－1・5－3－9－2	(略)
5－3－9－3	境界工
1・2	(略)
3.	杭（鉋）の設置
	受注者は、杭（鉋）の設置にあたっては、設計図書に示す場合を除き、杭の中心点を用地境界線上に一致させ、文字「山」が <u>外側（民地側）</u> になるようにしなければならない。
4・5	(略)
5－3－9－4・5－3－9－5	(略)
第10節・第11節	(略)
第4章	流路工
第1節	適用
5－4－1－1	適用工種
	本章は、流路工における土工、護岸工、床固工、根固・水制工、流路附属物設置工、仮設工その他これらに類する工種について適用する。
5－4－1－2・5－4－1－3	(略)

<u>3～13</u>	(略)
5－3－5－5～5－3－5－7	(略)
5－3－5－8	水叩工
1	(略)
2.	適用規定
	コンクリート、止水板 <u>または</u> 吸出防止材の施工については、第5編 5-3-5-4 コンクリート治山ダム本体工の規定による。
	なお、これにより難い場合は事前の試験を行い設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。
第6節	(略)
第7節	木製治山ダム工
5－3－7－1～5－3－7－4	(略)
5－3－7－5	基礎工の施工
1・2	(略)
3.	受注者は、土台基礎工の施工に <u>あたり</u> 、床を整正し締固めた後、据え付けるものとし、空隙には、割ぐり石、碎石等を充填し、締め固めなければならない。
4～7	(略)
5－3－7－6	木製治山ダム本体工
1～3	(略)
4.	受注者は、中詰石材（礫、栗石等）を詰める作業を <u>出来る</u> だけ木材の組立と並行して層 <u>毎</u> に行い、中詰石材（礫、栗石等）の単位体積重量が得られるように詰めなければならない。
5	(略)
5－3－7－7～5－3－7－9	(略)
第8節	(略)
第9節	治山ダム附属物設置工
5－3－9－1・5－3－9－2	(略)
5－3－9－3	境界工
1・2	(略)
3.	杭（鉋）の設置
	受注者は、杭（鉋）の設置にあたっては、設計図書に示す場合を除き、杭の中心点を用地境界線上に一致させ、文字「山」が <u>内側（官地側）</u> になるようにしなければならない。
4・5	(略)
5－3－9－4・5－3－9－5	(略)
第10節・第11節	(略)
第4章	流路工
第1節	適用
5－4－1－1	適用工種
	本章は、流路工における土工、護岸工、床固工、根固・水制工、流路附属物設置工、 <u>付帯道路工</u> 、仮設工その他これらに類する工種について適用する。
5－4－1－2・5－4－1－3	(略)

第2節～第6節 （略） 第5章 山腹工 第1節 適用 5－5－1－1 適用工種 本章は、山腹工における土工、法切工、階段切付工、軽量盛土工、土留工、埋設工、落石防護工、<u>暗渠</u>工、山腹水路工、柵工、筋工、伏工、実播工、吹付工、法枠工、植栽工、山腹工付属物設置工、仮設工その他これらに類する工種について適用する。 5－5－1－2 （略） 第2節 （略） 第3節 <u>法切工</u> 5－5－3－1 一般事項 本節は、<u>法切</u>工として法切工その他これらに類する工種について定める。 5－5－3－2 <u>法切工</u> 1．受注者は、<u>法切</u>工の施工は、崩落崖や不規則な山腹斜面を安定斜面に整形することを目的とするため、設計図書に基づき、上部から下部に向かって順次施工するものとする。 2．受注者は、<u>法切</u>土砂は、上方から下方に向かって順次かき下ろし、降雨等によって流出しないよう斜面に安定させなければならない。 また、かきならしの際、根株、転石その他の山腹工の施工に障害となる物は除去しなければならない。 3．受注者は、崩壊等の危険のおそれのある箇所、あるいは湧水、軟弱地盤等不良箇所の<u>法切</u>に当たっては、あらかじめ監督職員と協議しなければならない。 4．受注者は、多量の<u>法切</u>土砂を山腹斜面に堆積させるときは、数回に分けて施工し、切取土砂の安定を図らなければならない。 5．受注者は、<u>法切</u>完了後は、監督職員の確認を受けなければ後続する作業を進めてはならない。 第4節 階段切付工 5－5－4－1 一般事項 本節は、階段切付工として階段切付控訴の<u>ほか</u>、これらに類する工種について定める。 5－5－4－2 （略） 第5節・第6節 （略） 第7節 埋設工 5－5－7－1 （略） 5－5－7－2 埋設工 1 （略） 2．受注者は、埋設工と<u>暗渠</u>工を同時に施工する場合には、原則として<u>暗渠</u>工を優先して施工しなければならない。 第8節 落石防護工 5－5－8－1～5－5－8－6 5－5－8－7 固定工（ロープ伏工） 1．受注者は、浮石等の荷重に十分耐えられるように、ロープの支持力部のアンカーは、しっかりした基岩、<u>又は</u>土中に取り付け、確実に定着しなければならない。 2 （略） 第9節 <u>暗渠</u>工	第2節～第6節 （略） 第5章 山腹工 第1節 適用 5－5－1－1 適用工種 本章は、山腹工における土工、法切工、階段切付工、軽量盛土工、土留工、埋設工、落石防護工、<u>暗きょ</u>工、山腹水路工、柵工、筋工、伏工、実播工、吹付工、法枠工、植栽工、山腹工付属物設置工、仮設工その他これらに類する工種について適用する。 5－5－1－2 （略） 第2節 （略） 第3節 <u>のり切工</u> 5－5－3－1 一般事項 本節は、<u>のり切</u>工として法切工その他これらに類する工種について定める。 5－5－3－2 <u>のり切工</u> 1．受注者は、<u>のり切</u>工の施工は、崩落崖や不規則な山腹斜面を安定斜面に整形することを目的とするため、設計図書に基づき、上部から下部に向かって順次施工するものとする。 2．受注者は、<u>のり切</u>土砂は、上方から下方に向かって順次かき下ろし、降雨等によって流出しないよう斜面に安定させなければならない。 また、かきならしの際、根株、転石その他の山腹工の施工に障害となる物は除去しなければならない。 3．受注者は、崩壊等の危険のおそれのある箇所、あるいは湧水、軟弱地盤等不良箇所の<u>のり切</u>に当たっては、あらかじめ監督職員と協議しなければならない。 4．受注者は、多量の<u>のり切</u>土砂を山腹斜面に堆積させるときは、数回に分けて施工し、切取土砂の安定を図らなければならない。 5．受注者は、<u>のり切</u>完了後は、監督職員の確認を受けなければ後続する作業を進めてはならない。 第4節 階段切付工 5－5－4－1 一般事項 本節は、階段切付工として階段切付控訴の<u>他</u>これらに類する工種について定める。 5－5－4－2 （略） 第5節・第6節 （略） 第7節 埋設工 5－5－7－1 （略） 5－5－7－2 埋設工 1 （略） 2．受注者は、埋設工と<u>暗きょ</u>工を同時に施工する場合には、原則として<u>暗きょ</u>工を優先して施工しなければならない。 第8節 落石防護工 5－5－8－1～5－5－8－6 5－5－8－7 固定工（ロープ伏工） 1．受注者は、浮石等の荷重に十分耐えられるように、ロープの支持力部のアンカーは、しっかりした基岩、<u>または</u>土中に取り付け、確実に定着しなければならない。 2 （略） 第9節 <u>暗きょ</u>工
--	---

5-5-9-1 一般事

1. 適用工種

本節は、暗渠工として礫暗渠工、鉄線かご暗渠工、その他二次製品を用いた暗渠工、ボーリング暗渠工その他これらに類する工種について定める。

2. 暗渠工の施工

受注者は、暗渠工の施工中、所定の床掘りをして不透水層又は旧地盤に達しない場合は、監督職員に報告し、その指示を受けなければならない。

3. 埋戻し

受注者は、暗渠工の埋戻しは、礫や透水性のよい土から順次埋め戻し、仕上げなければならない。

5-5-9-2 礫暗渠工

受注者は、礫暗渠工の施工に当たっては、所定の床掘りをし、地ならし後、十分突き固め、防水シート等を敷き並べて下部になるべく大きい礫を入れ、順次小さい礫を入れてから埋戻さなければならない。

5-5-9-3 鉄線かご暗渠工

受注者は、鉄線かご暗渠工の施工に当たっては、所定の床掘りをし、地ならし後、十分突き固め石詰しながら鉄線かごを据え付け、鉄線で相互の連結を十分に安定させ、目詰りを防ぐため礫等で被覆してから、埋め戻さなければならない。

5-5-9-4 その他二次製品を用いた暗渠工

受注者は、各種の暗渠排水管等を用いた暗渠工の施工に当たっては、設計図書によるほか、それぞれの製品の特徴に応じ、施工しなければならない。

5-5-9-5 ボーリング暗渠工

1～3 (略)

4. 受注者は、ボーリング暗渠工の施工に当たっては、設計図書に示されたせん孔位置、配列、方向、勾配及び深度等により施工しなければならない。

5～13 (略)

第10節 山腹水路工

5-5-10-1 一般事項

1. 本節は、水路工として、作業土工（床掘り・埋戻し）、水路工、暗渠併用水路工、暗渠工、現場打水路工、集水榦工、練石張水路工、植生土のう水路工、張芝水路工その他これらに類する工種について定める。

2～4 (略)

5-5-10-2 (略)

5-5-10-3 水路工

1・2 (略)

3. コルゲートフリュームの組立

受注者は、コルゲートフリュームの組立てにあたっては、上流側又は高い側のセクションを、下流側又は低い側のセクションの内側に重ね合うようにし、重ね合わせ部分の接合は、フリューム断面の両側で行うものとし、底部で行ってはならない。また、埋戻し後もボルトの締結状態を点検し、ゆるんでいるものがあれば締直しを行わなければならない。

5-5-10-4 暗渠併用水路工

1. 適用規定

暗渠併用水路工の施工については、第5編 5-5-9-3 鉄線かご暗渠工の規定による。

2 (略)

3. 水路の肩及び切取法面

受注者は、水路の肩及び切取法面が、流出又は崩壊しないよう、保護しなければならな

5-5-9-1 一般事

1. 適用工種

本節は、暗きょ工として礫暗きょ工、鉄線かご暗きょ工、その他二次製品を用いた暗きょ工、ボーリング暗きょ工その他これらに類する工種について定める。

2. 暗きょ工の施工

受注者は、暗きょ工の施工中、所定の床掘りをして不透水層又は旧地盤に達しない場合は、監督職員に報告し、その指示を受けなければならない。

3. 埋戻し

受注者は、暗きょ工の埋戻しは、礫や透水性のよい土から順次埋め戻し、仕上げなければならない。

5-5-9-2 礫暗きょ工

受注者は、礫暗きょ工の施工に当たっては、所定の床掘りをし、地ならし後、十分突き固め、防水シート等を敷き並べて下部になるべく大きい礫を入れ、順次小さい礫を入れてから埋戻さなければならない。

5-5-9-3 鉄線籠暗きょ工

受注者は、鉄線籠暗きょ工の施工に当たっては、所定の床掘りをし、地ならし後、十分突き固め石詰しながら鉄線籠を据え付け、鉄線で相互の連結を十分に安定させ、目詰りを防ぐため礫等で被覆してから、埋め戻さなければならない。

5-5-9-4 その他二次製品を用いた暗渠工

受注者は、各種の暗きょ排水管等を用いた暗きょ工の施工に当たっては、設計図書によるほか、それぞれの製品の特徴に応じ、施工しなければならない。

5-5-9-5 ボーリング暗きょ工

1～3 (略)

4. 受注者は、ボーリング暗きょ工の施工に当たっては、設計図書に示されたせん孔位置、配列、方向、勾配及び深度等により施工しなければならない。

5～13 (略)

第10節 山腹水路工

5-5-10-1 一般事項

1. 本節は、水路工として、作業土工（床掘り・埋戻し）、水路工、暗きょ併用水路工、暗きょ工、現場打水路工、集水榦工、練石張水路工、植生土のう水路工、張芝水路工その他これらに類する工種について定める。

2～4 (略)

5-5-10-2 (略)

5-5-10-3 水路工

1・2 (略)

3. コルゲートフリュームの組立

受注者は、コルゲートフリュームの組立てにあたっては、上流側または高い側のセクションを、下流側または低い側のセクションの内側に重ね合うようにし、重ね合わせ部分の接合は、フリューム断面の両側で行うものとし、底部で行ってはならない。また、埋戻し後もボルトの締結状態を点検し、ゆるんでいるものがあれば締直しを行わなければならない。

5-5-10-4 暗きょ併用水路工

1. 適用規定

暗きょ併用水路工の施工については、第5編 5-5-9-3 鉄線籠暗きょ工の規定による。

2 (略)

3. 水路の肩及び切取法面

受注者は、水路の肩及び切取法面が、流出または崩壊しないよう、保護しなければならな

い。	
4. 暗渠の施工	受注者は、地下水排除のための暗渠の施工にあたっては、基礎を固めた後、透水管及び集水用のフィルター材を埋設しなければならない。
5-5-10-5 暗渠工	受注者は、地下水排除のための暗渠の施工にあたっては、基礎を固めた後、透水管及び集水用のフィルター材を埋設しなければならない。透水管及びフィルター材の種類、規格については、設計図書によらなければならない。
5-5-10-6 現場打水路工	1. 水路勾配 受注者は、現地の状況により、設計図書に示された水路勾配により難しい場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし、下流側又は低い側から設置するとともに、底面は滑らかで一様な勾配になる
	2 (略)
5-5-10-7～5-5-10-10	(略)
第11節 柵工	
5-5-11-1～5-5-11-3	(略)
5-5-11-4 コンクリート板柵工	1 (略)
	2. 受注者は、板柵は、設定された連結部を鉄線をもって相互に連結し、上質粘土又はモルタルをもって連結点を充填するものとする。
	3～5 (略)
5-5-11-5	(略)
第12節	(略)
第13節 伏工	
5-5-13-1・5-5-13-2	(略)
5-5-13-3 むしろ伏工	1. 受注者は、むしろ伏工の施工に当たっては、むしろのわらが法面に水平になるように張り付け、降雨による流水を分散させ、種子、肥料等の流亡を防止するようにしなければならない。
	2. 受注者は、種子、肥料を装着したむしろは、その面を法面に密着させなければならない。
5-5-13-4・5-5-13-5	(略)
第14節 実播工	
5-5-14-1・5-5-14-2	(略)
5-5-14-3 斜面実播工	1 (略)
	2. 受注者は、浮き土砂の整理後、法面にレーキ等で水平に溝を付け、種子の流亡を防ぐようにしなければならない。
	3 (略)
5-5-14-4 航空実播工	1. 航空実播工は、スラリー方式（粘液状のスラリー材（種子、肥料、侵食防止材、混和材、着色材等の混合物）を散布するもの）と、ベース方式（ベース材（種子、有機質土壌、肥料、保水材等を袋状又はペレット状にしたもの）を塊状にして分散投下し、次いでスラリー

い。	
4. 暗きよの施工	受注者は、地下水排除のための暗きよの施工にあたっては、基礎を固めた後、透水管及び集水用のフィルター材を埋設しなければならない。
5-5-10-5 暗きよ工	受注者は、地下水排除のための暗きよの施工にあたっては、基礎を固めた後、透水管及び集水用のフィルター材を埋設しなければならない。透水管及びフィルター材の種類、規格については、設計図書によらなければならない。
5-5-10-6 現場打水路工	1. 水路勾配 受注者は、現地の状況により、設計図書に示された水路勾配により難しい場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし、下流側または低い側から設置するとともに、底面は滑らかで一様な勾配になる
	2 (略)
5-5-10-7～5-5-10-10	(略)
第11節 柵工	
5-5-11-1～5-5-11-3	(略)
5-5-11-4 コンクリート板柵工	1 (略)
	2. 受注者は、板柵は、設定された連結部を鉄線をもって相互に連結し、上質粘土又はモルタルをもって連結点を充てんするものとする。
	3～5 (略)
5-5-11-5	(略)
第12節	(略)
第13節 伏工	
5-5-13-1・5-5-13-2	(略)
5-5-13-3 むしろ伏工	1. 受注者は、むしろ伏工の施工に当たっては、むしろのわらがのり面に水平になるように張り付け、降雨による流水を分散させ、種子、肥料等の流亡を防止するようにしなければならない。
	2. 受注者は、種子、肥料を装着したむしろは、その面をのり面に密着させなければならない。
5-5-13-4・5-5-13-5	(略)
第14節 実播工	
5-5-14-1・5-5-14-2	(略)
5-5-14-3 斜面実播工	1 (略)
	2. 受注者は、浮き土砂の整理後、のり面にレーキ等で水平に溝を付け、種子の流亡を防ぐようにしなければならない。
	3 (略)
5-5-14-4 航空実播工	1. 航空実播工は、スラリー方式（粘液状のスラリー材（種子、肥料、侵食防止材、混和材、着色材等の混合物）を散布するもの）と、ベース方式（ベース材（種子、有機質土壌、肥料、保水材等を袋状またはペレット状にしたもの）を塊状にして分散投下し、次いでスラリー

材（基材）を散布するもの）、空播き方式（肥料、種子）に区別するものとする。	
2．受注者は、散布実施に先立ち、施工地を空中から識別できるよう現地に標識等を設置、 <u>又はGPS</u> 及び写真等による施工地確認をし、監督職員に報告しなければならない。これ以外の方法による場合は、監督職員の承諾を得るものとする。	
3～9	（略）
第15節 吹付工	
5－5－15－1	一般事項
1	（略）
2．受注者は、吹付け斜面は、極端な凹凸がないよう整地し、施工の障害となる根株、浮石、浮き土砂等を除去しなければならない。なお、 <u>法肩</u> はラウンディング（丸みづけ）仕上げとしなければならない。	
3	（略）
4．受注者は、吹付け <u>法面</u> に湧水のある場合、あるいはそのおそれのある場合は、監督職員と協議し、排水溝、暗渠、水抜きパイプの布設等、適切な処置を講じなければならない。	
5	（略）
5－5－15－2～5－5－15－4	（略）
5－5－15－5	特殊吹付工
1～6	（略）
7．受注者は、吹付け <u>法面</u> の土質が土砂混じりの場合は、吹付けに際して吹付け圧により土砂が散乱しないよう、十分打ち固めなければならない。	
8～10	（略）
第16節 法枠工	
5－5－16－1・5－5－16－2	（略）
5－5－16－3	プレキャストブロック法枠工
1・2	（略）
3．受注者は、中詰めの施工に当たっては、次の各号によらなければならない。	
（1）ブロック詰めの場合は、枠とブロックとの間を、コンクリート、モルタル等で <u>充填</u> し、法面との間隙がないようにする。	
（2）・（3）	（略）
（4）栗石（玉石）の場合は、切込砂利などで間隙を <u>充填</u> する。	
（5）	（略）
5－5－16－4	現場打及び現場吹付法枠工
1．受注者は、現場打 <u>法枠</u> 工の施工に当たっては、次の各号によらなければならぬ。	
（1）～（3）	（略）
2．受注者は、現場吹付 <u>法枠</u> 工の施工に当たっては、次の各号によらなければならない。	
（1）型枠鉄筋のプレハブ部材は、 <u>法面</u> になじみよく据え付け、所定のアンカーピンを用いて、堅固に固定する。なお、アンカーピンの打込み後、必要に応じセメントミルク、モルタル等で間隙を <u>充填</u> する。	
（2）～（4）	（略）
第17節・第18節 （略）	
第6章	
第1節 適用	
5－6－1－1	適用工種
本章は、地すべり防止工における土工、 <u>暗渠</u> 工、集水井工、排水トンネル工、排土工及び押え盛土工、杭工、シャフト工（深礎工）、アンカー工、地すべり防止工付属物設置工、仮設工その他これらに類する工種について適用する。	

一材（基材）を散布するもの）、空播き方式（肥料、種子）に区別するものとする。	
2．受注者は、散布実施に先立ち、施工地を空中から識別できるよう現地に標識等を設置、 <u>またはGPS</u> 及び写真等による施工地確認をし、監督職員に報告しなければならない。これ以外の方法による場合は、監督職員の承諾を得るものとする。	
3～9	（略）
第15節 吹付工	
5－5－15－1	一般事項
1	（略）
2．受注者は、吹付け斜面は、極端な凹凸がないよう整地し、施工の障害となる根株、浮石、浮き土砂等を除去しなければならない。なお、 <u>のり肩</u> はラウンディング（丸みづけ）仕上げとしなければならない。	
3	（略）
4．受注者は、吹付け <u>のり面</u> に湧水のある場合、あるいはそのおそれのある場合は、監督職員と協議し、排水溝、暗渠、水抜きパイプの布設等、適切な処置を講じなければならない。	
5	（略）
5－5－15－2～5－5－15－4	（略）
5－5－15－5	特殊吹付工
1～6	（略）
7．受注者は、吹付け <u>のり面</u> の土質が土砂混じりの場合は、吹付けに際して吹付け圧により土砂が散乱しないよう、十分打ち固めなければならない。	
8～10	（略）
第16節 法枠工	
5－5－16－1・5－5－16－2	（略）
5－5－16－3	プレキャストブロック法枠工
1・2	（略）
3．受注者は、中詰めの施工に当たっては、次の各号によらなければならない。	
（1）ブロック詰めの場合は、枠とブロックとの間を、コンクリート、モルタル等で <u>充てん</u> し、法面との間隙がないようにする。	
（2）・（3）	（略）
（4）栗石（玉石）の場合は、切込砂利などで間隙を <u>充てん</u> する。	
（5）	（略）
5－5－16－4	現場打及び現場吹付法枠工
1．受注者は、現場打 <u>のり枠</u> 工の施工に当たっては、次の各号によらなければならぬ。	
（1）～（3）	（略）
2．受注者は、現場吹付 <u>のり枠</u> 工の施工に当たっては、次の各号によらなければならない。	
（1）型枠鉄筋のプレハブ部材は、 <u>のり面</u> になじみよく据え付け、所定のアンカーピンを用いて、堅固に固定する。なお、アンカーピンの打込み後、必要に応じセメントミルク、モルタル等で間隙を <u>充てん</u> する。	
（2）～（4）	（略）
第17節・第18節 （略）	
第6章	
第1節 適用	
5－6－1－1	適用工種
本章は、地すべり防止工における土工、 <u>暗きょ</u> 工、集水井工、排水トンネル工、排土工及び押え盛土工、杭工、シャフト工（深礎工）、アンカー工、地すべり防止工付属物設置工、仮設工その他これらに類する工種について適用する。	

5－6－1－2・5－6－1－3	(略)
第2節	(略)
第3節	<u>暗渠工</u>
5－6－3－1	一般事項 本節は、 <u>暗渠工</u> として礫 <u>暗渠工</u> 、鉄線かご <u>暗渠工</u> 、その他二次製品を用いた <u>暗渠工</u> 、ボーリング <u>暗渠工</u> その他これらに類する工種について定める。
5－6－3－2	礫 <u>暗渠工</u> 礫 <u>暗渠工</u> については、第5編 5-5-9-2 礫 <u>暗渠工</u> の規定による。
5－6－3－3	<u>鉄線かご暗渠工</u> <u>鉄線かご暗渠工</u> については、第5編 5-5-9-3 <u>鉄線かご暗渠工</u> の規定による。
5－6－3－4	その他二次製品を用いた <u>暗渠工</u> その他の <u>暗渠工</u> については、第5編 5-5-9-4 その他二次製品を用いた <u>暗渠工</u> の規定による。
5－6－3－5	ボーリング <u>暗渠工</u> ボーリング <u>暗渠工</u> については、第5編 5-5-9-5 ボーリング <u>暗渠工</u> の規定による。
第4節	集水井工
5－6－4－1	(略)
5－6－4－2	掘削
1	(略)
2	受注者は、集水井の掘削が予定深度まで掘削しない前に湧水が生じた場合、 <u>又は</u> 予定深度まで掘削した後においても排水の目的を達しない場合には、速やかに監督職員に報告し、指示によらなければならない。
3～5	(略)
5－6－4－3	土質柱状図 受注者は、集水井施工中、地盤の構成、地下水の状態及びすべり面を把握するため、次の各号について調査記録し、土質柱状図を作成し監督職員に提出しなければならない。 (1) 掘進状況 (0.5～1.0m <u>ごと</u> に掘削土の写真を撮影すること) (2) ～ (4) (略)
5－6－4－4	施工
1	(略)
2	集水井内からの集排水ボーリングは第5 編 5-5-9-5 ボーリング <u>暗渠工</u> によらなければならない。
3～5	(略)
第5節	排水トンネル工
5－6－5－1～5－6－5－4	(略)
5－6－5－5	覆工
1	受注者は、床盤コンクリートは、施工基盤を掘り過ぎないように注意し、掘り過ぎた場合は、原則として床盤コンクリートと同質のコンクリートで <u>充填</u> しなければならない。
2～4	(略)
5－6－5－6	その他
1	受注者は、余掘については、良質の岩石等を用いて、できるだけ空隙が残らないよう <u>充填</u> しなければならない。
2	(略)

5－6－1－2・5－6－1－3	(略)
第2節	(略)
第3節	<u>暗きょ工</u>
5－6－3－1	一般事項 本節は、 <u>暗きょ工</u> として礫 <u>暗きょ工</u> 、鉄線かご <u>暗きょ工</u> 、その他二次製品を用いた <u>暗きょ工</u> 、ボーリング <u>暗きょ工</u> その他これらに類する工種について定める。
5－6－3－2	礫 <u>暗きょ工</u> 礫 <u>暗きょ工</u> については、第5編 5-5-9-2 礫 <u>暗きょ工</u> の規定による。
5－6－3－3	<u>鉄線竈暗きょ工</u> <u>鉄線竈暗きょ工</u> については、第5編 5-5-9-3 <u>鉄線竈暗きょ工</u> の規定による。
5－6－3－4	その他二次製品を用いた <u>暗きょ工</u> その他の <u>暗きょ工</u> については、第5編 5-5-9-4 その他二次製品を用いた <u>暗きょ工</u> の規定による。
5－6－3－5	ボーリング <u>暗きょ工</u> ボーリング <u>暗きょ工</u> については、第5編 5-5-9-5 ボーリング <u>暗きょ工</u> の規定による。
第4節	集水井工
5－6－4－1	(略)
5－6－4－2	掘削
1	(略)
2	受注者は、集水井の掘削が予定深度まで掘削しない前に湧水が生じた場合、 <u>または</u> 予定深度まで掘削した後においても排水の目的を達しない場合には、速やかに監督職員に報告し、指示によらなければならない。
3～5	(略)
5－6－4－3	土質柱状図 受注者は、集水井施工中、地盤の構成、地下水の状態及びすべり面を把握するため、次の各号について調査記録し、土質柱状図を作成し監督職員に提出しなければならない。 (1) 掘進状況 (0.5～1.0m <u>毎</u> に掘削土の写真を撮影すること) (2) ～ (4) (略)
5－6－4－4	施工
1	(略)
2	集水井内からの集排水ボーリングは第5 編 5-5-9-5 ボーリング <u>暗きょ工</u> によらなければならない。
3～5	(略)
第5節	排水トンネル工
5－6－5－1～5－6－5－4	(略)
5－6－5－5	覆工
1	受注者は、床盤コンクリートは、施工基盤を掘り過ぎないように注意し、掘り過ぎた場合は、原則として床盤コンクリートと同質のコンクリートで <u>充てん</u> しなければならない。
2～4	(略)
5－6－5－6	その他
1	受注者は、余掘については、良質の岩石等を用いて、できるだけ空隙が残らないよう <u>充てん</u> しなければならない。
2	(略)

3. 受注者は、坑門上部の盛土は、排水をよくし、<u>でき上がった</u>構造物に不等な圧力がかからないようにしなければならない。	
第6節 排土工及び押え盛土工 5－6－6－1 一般事項 1・2 (略) 3. 受注者は、排土工及び押え盛土工の<u>法面</u>処理に当たっては、湧水、<u>法面</u>を流下する水等の処理に留意しなければならない。施工中に、従来、湧水のなかった斜面に湧水が生じた場合は、必要に応じて施工を中止し、応急の対策を講じるとともに、監督職員と協議しなければならない。	
5－6－6－2・5－6－6－3 (略)	
第7節 杭工 5－6－7－1 一般事項 1～5 (略) 6. 受注者は、杭建て込みのための削孔作業においては、排出土及び削孔時間等から地質の状況を記録し、基岩<u>又は</u>固定地盤面の深度を確認のうえ、施工しなければならない。 7・8 (略) 5－6－7－2 鋼管杭及び合成杭 1 (略) 2. 受注者は、現場継手としてアーク溶接継手を行う場合は、次の各号に留意しなければならない。 (1)・(2) (略) (3) 溶接を行う場合は、降雨、降雪等により、母材がぬれているとき、又は激しい風が吹いているときは、露天で行わない。ただし、作業が可能なように遮へいした場合等には、監督職員の承諾を得て作業を行うことができる。 また、気温が5℃以下の時は溶接を行わない。ただし、気温が－10～＋5℃の場合で、溶接部から100mm以内の部分が<u>全て</u>＋36℃以上に予熱した場合は施工することができる。 (4)～(6) (略) 3・4 (略) 5. 受注者は、杭内部及び杭と孔壁との空隙は、コンクリート又はモルタルで<u>充填</u>しなければならない。	
5－6－7－3 (略)	
第8節 (略)	
第9節 アンカー工 5－6－9－1 (略) 5－6－9－2 施工 1～10 (略) 11. 受注者は、アンカー体造成後の削孔間隙の<u>充填</u>、あるいは防食などのために行う二次注入については、アンカーの機能を損なわないように実施しなければならない。 12・13 (略)	
第10節 (略)	
第7章 (略)	
第8章 森林整備 第1節 (略)	

3. 受注者は、坑門上部の盛土は、排水をよくし、<u>出来上がった</u>構造物に不等な圧力がかからないようにしなければならない。	
第6節 排土工及び押え盛土工 5－6－6－1 一般事項 1・2 (略) 3. 受注者は、排土工及び押え盛土工の<u>のり面</u>処理に当たっては、湧水、<u>のり面</u>を流下する水等の処理に留意しなければならない。施工中に、従来、湧水のなかった斜面に湧水が生じた場合は、必要に応じて施工を中止し、応急の対策を講じるとともに、監督職員と協議しなければならない。	
5－6－6－2・5－6－6－3 (略)	
第7節 杭工 5－6－7－1 一般事項 1～5 (略) 6. 受注者は、杭建て込みのための削孔作業においては、排出土及び削孔時間等から地質の状況を記録し、基岩<u>または</u>固定地盤面の深度を確認のうえ、施工しなければならない。 7・8 (略) 5－6－7－2 鋼管杭及び合成杭 1 (略) 2. 受注者は、現場継手としてアーク溶接継手を行う場合は、次の各号に留意しなければならない。 (1)・(2) (略) (3) 溶接を行う場合は、降雨、降雪等により、母材がぬれているとき、又は激しい風が吹いているときは、露天で行わない。ただし、作業が可能なように遮へいした場合等には、監督職員の承諾を得て作業を行うことができる。 また、気温が5℃以下の時は溶接を行わない。ただし、気温が－10～＋5℃の場合で、溶接部から100mm以内の部分が<u>すべて</u>＋36℃以上に予熱した場合は施工することができる。 (4)～(6) (略) 3・4 (略) 5. 受注者は、杭内部及び杭と孔壁との空隙は、コンクリート又はモルタルで<u>充てん</u>しなければならない。	
5－6－7－3 (略)	
第8節 (略)	
第9節 アンカー工 5－6－9－1 (略) 5－6－9－2 施工 1～10 (略) 11. 受注者は、アンカー体造成後の削孔間隙の<u>充てん</u>、あるいは防食などのために行う二次注入については、アンカーの機能を損なわないように実施しなければならない。 12・13 (略)	
第10節 (略)	
第7章 (略)	
第8章 森林整備 第1節 (略)	

第2節 植栽

5－8－2－1～5－8－2－4 （略）

5－8－2－5 植付け

- 1. 植付けについては、第5編 5-5-17-2 植栽に準ずるほか、本条によるものとする。
- 2～7 （略）

5－8－2－6～5－8－2－8 （略）

第3節・第4節 （略）

第9章 （略）

第2節 植栽

5－8－2－1～5－8－2－4 （略）

5－8－2－5 植付け

- 1. 植付けについては、第5編 5-5-17-2 植栽に準ずる他、本条によるものとする。
- 2～7 （略）

5－8－2－6～5－8－2－8 （略）

第3節・第4節 （略）

第9章 （略）

第6編 林道	第6編 林道
第1章 林道	第1章 林道
第1節～第8節 (略)	第1節～第8節 (略)
第9節 カルバート工	第9節 カルバート工
6－1－9－1～6－1－9－7 (略)	6－1－9－1～6－1－9－7 (略)
6－1－9－8 防水工	6－1－9－8 防水工
1 (略)	1 (略)
2. 破損防止	2. 破損防止
受注者は、防水保護工の施工に <u>当たり</u> 、防水工が破損しないように留意して施工するものとし、十分に養生しなければならない。	受注者は、防水保護工の施工に <u>あたり</u> 、防水工が破損しないように留意して施工するものとし、十分に養生しなければならない。
第10節 排水施設工	第10節 排水施設工
6－1－10－1～6－1－10－4	6－1－10－1～6－1－10－4
6－1－10－5 コルゲートパイプ工	6－1－10－5 コルゲートパイプ工
1～4 (略)	1～4 (略)
5. その他のたわみ性 <u>暗渠</u> については、前各項に準じて施工するものとする。	5. その他のたわみ性 <u>暗きょ</u> については、前各項に準じて施工するものとする。
6・7 (略)	6・7 (略)
6－1－10－6 コルゲートフリューム工	6－1－10－6 コルゲートフリューム工
1・2 (略)	1・2 (略)
3. 受注者は、コルゲートフリュームの組立に当たって、上流側又は高い側のセクションを下流側 <u>又は</u> 低い側のセクションの内側に重ね合うようにし、重ね合わせ部分の接合は、フリューム断面の両側で行うものとし、底部及び頂部で行ってはならない。	3. 受注者は、コルゲートフリュームの組立に当たって、上流側又は高い側のセクションを下流側 <u>または</u> 低い側のセクションの内側に重ね合うようにし、重ね合わせ部分の接合は、フリューム断面の両側で行うものとし、底部及び頂部で行ってはならない。
また、埋戻し後も可能な限りボルトの緊結状態を点検し、緩んでいるものがあれば締直しを行わなければならない。	また、埋戻し後も可能な限りボルトの緊結状態を点検し、緩んでいるものがあれば締直しを行わなければならない。
4 (略)	4 (略)
6－1－10－7 (略)	6－1－10－7 (略)
6－1－10－8 呑口工及び吐口工	6－1－10－8 呑口工及び吐口工
1 (略)	1 (略)
2. 受注者は、背面の埋戻し又は盛土が <u>溝渠</u> の基礎となる箇所については、 <u>ほか</u> の部分と同様に均等な地盤支持力が得られるよう十分に締固めなければならない。	2. 受注者は、背面の埋戻し又は盛土が <u>溝きょ</u> の基礎となる箇所については、 <u>他</u> の部分と同様に均等な地盤支持力が得られるよう十分に締固めなければならない。
3 (略)	3 (略)
6－1－10－9 集水ます工	6－1－10－9 集水ます工
1 (略)	1 (略)
2. 受注者は、集水枘工と <u>溝渠</u> 等との接続部について、漏水が生じないように施工しなければならない。	2. 受注者は、集水枘工と <u>溝きょ</u> 等との接続部について、漏水が生じないように施工しなければならない。
3 (略)	3 (略)
6－1－10－9～6－1－10－13 (略)	6－1－10－9～6－1－10－13 (略)
6－1－10－14 管渠工	6－1－10－14 管渠工
1. 水路勾配	1. 水路勾配
受注者は、現地の状況により設計図書に示された水路勾配により難しい場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし、下流側 <u>又は</u> 低い側から設置するとともに、底面は滑らかで一般的な勾配になるように施工しなければならない。	受注者は、現地の状況により設計図書に示された水路勾配により難しい場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし、下流側 <u>または</u> 低い側から設置するとともに、底面は滑らかで一般的な勾配になるように施工しなければならない。
2・3 (略)	2・3 (略)
6－1－10－15 場所打水路工	6－1－10－15 場所打水路工
1. 水路勾配	1. 水路勾配
受注者は、現地の状況により、設計図書に示された水路勾配により難しい場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし、下流側 <u>又は</u> 低い側から設置するとともに、底面は滑らか	受注者は、現地の状況により、設計図書に示された水路勾配により難しい場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし、下流側 <u>または</u> 低い側から設置するとともに、底面は滑ら

で様な勾配になるように施工しなければならない。	
2. 側溝蓋の設置	受注者は、側溝蓋の設置については、路面 <u>又は</u> 水路との段差が生じないよう施工しなければならない。
3	(略)
第11節	(略)
第2章 舗装	
第1節	(略)
第2節 適用すべき諸基準	
6-2-2-1 適用すべき諸基準	(略)
日本道路協会	防護柵の設置基準・同解説 <u>／ボラードの設置便覧</u> (令和3年 3月)
(略)	
土木学会	舗装標準示方書 (令和5年10月)
(略)	
第3節	(略)
第4節 舗装工	
6-2-4-1 一般事項	
1・2	(略)
3. 異常時の処置	受注者は、路盤の施工において、路床面 <u>又は</u> 下層路盤面に異常を発見したときは、直ちに監督職員に連絡し、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。
4	(略)
6-2-4-2～6-2-4-8	(略)
第5節	(略)
第6節 踏掛版工	
6-2-6-1	
1	(略)
2. 障害物がある場合の処置	受注者は、踏掛版工の施工に <u>当たり</u> 、障害物がある場合などは、速やかに監督職員に連絡し、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。
3	(略)
6-2-6-2・6-2-6-3	(略)
6-2-6-4 踏掛版工	
1. 適用規定	踏掛版の施工に <u>当たり</u> 、縦目地及び横目地の設置については、第3編 3-4-6-8 コンクリート舗装工の規定によるものとする。
2. ラバーシューの設置	受注者は、ラバーシューの設置に <u>当たり</u> 、既設構造物と一体となるように設置しなければならない。
3. アンカーボルトの設置	受注者は、アンカーボルトの設置に <u>当たり</u> 、アンカーボルトは、垂直となるように設置しなければならない。
第7節 防護施設工	
6-2-7-1～6-2-7-3	(略)
6-2-7-4	ボックスビーム工

かで様な勾配になるように施工しなければならない。	
2. 側溝蓋の設置	受注者は、側溝蓋の設置については、路面 <u>または</u> 水路との段差が生じないよう施工しなければならない。
3	(略)
第11節	(略)
第2章 舗装	
第1節	(略)
第2節 適用すべき諸基準	
6-2-2-1 適用すべき諸基準	(略)
日本道路協会	防護柵の設置基準・同解説 (平成28年12月)
(略)	
土木学会	舗装標準示方書 (平成27年10月)
(略)	
第3節	(略)
第4節 舗装工	
6-2-4-1 一般事項	
1・2	(略)
3. 異常時の処置	受注者は、路盤の施工において、路床面 <u>または</u> 下層路盤面に異常を発見したときは、直ちに監督職員に連絡し、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。
4	(略)
6-2-4-2～6-2-4-8	(略)
第5節	(略)
第6節 踏掛版工	
6-2-6-1	
1	(略)
2. 障害物がある場合の処置	受注者は、踏掛版工の施工に <u>あたり</u> 、障害物がある場合などは、速やかに監督職員に連絡し、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。
3	(略)
6-2-6-2・6-2-6-3	(略)
6-2-6-4 踏掛版工	
1. 適用規定	踏掛版の施工に <u>あたり</u> 、縦目地及び横目地の設置については、第3編 3-4-6-8 コンクリート舗装工の規定によるものとする。
2. ラバーシューの設置	受注者は、ラバーシューの設置に <u>あたり</u> 、既設構造物と一体となるように設置しなければならない。
3. アンカーボルトの設置	受注者は、アンカーボルトの設置に <u>あたり</u> 、アンカーボルトは、垂直となるように設置しなければならない。
第7節 防護施設工	
6-2-7-1～6-2-7-3	(略)
6-2-7-4	ボックスビーム工

1・2 （略） 3．コンクリートの中に支柱を設置する場合 受注者は、支柱の施工にあたって橋梁、擁壁、函渠などのコンクリートの中にボックスビームを設置する場合、設計図書に定められた位置に支障があるとき、 <u>又は</u> 、位置が明示されていない場合、速やかに監督職員に連絡し、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。 4 （略） 6－2－7－5 車止めポスト工 1．車止めポストの設置 受注者は、車止めポストを設置する場合、現地の状況により、位置に支障があるとき <u>又は</u> 位置が明示されていない場合には、速やかに監督職員に連絡し、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。 2 （略） 6－2－7－6 （略） 第8節 区画線工 6－2－8－1 一般事項 1 （略） 2．異常時の処置 受注者は、区画線工の施工に <u>当たり</u> 、障害物がある場合などは、速やかに監督職員に連絡し、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。 3 （略） 6－2－8－2 （略） 第3章 橋梁下部 第1節 適用 6－3－1－1～6－3－1－4 （略） 6－3－1－5 強度測定 コンクリート構造物微破壊・非破壊試験（強度測定）については、以下による。 （1）受注者は、設計図書において微破壊・非破壊試験の対象工事と明示された場合は、微破壊 <u>又は</u> 非破壊試験により、コンクリートの強度測定を実施しなければならない。 （2）～（4） （略） 第2節 適用すべき諸基準 6－3－2－1 適用すべき諸基準 （略） 日本道路協会 杭基礎施工便覧 （ <u>令和2年9月</u> ） （略） 日本道路協会 鋼管矢板基礎設計施工便覧 （ <u>令和5年2月</u> ） （略） 第3節 工場製作工 6－3－3－1 一般事項 1 （略） 2．施工計画書 受注者は、原寸、工作、溶接、仮組立に関する事項を施工計画書へ記載しなければならない。 なお、設計図書に示されている場合 <u>又は</u> 設計図書に関して監督職員の承諾を得た場合は、上記項目の全部 <u>又は</u> 一部を省略することができるものとする。 3～5 （略）	
--	--

1・2 （略） 3．コンクリートの中に支柱を設置する場合 受注者は、支柱の施工にあたって橋梁、擁壁、函渠などのコンクリートの中にボックスビームを設置する場合、設計図書に定められた位置に支障があるとき、 <u>または</u> 、位置が明示されていない場合、速やかに監督職員に連絡し、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。 4 （略） 6－2－7－5 車止めポスト工 1．車止めポストの設置 受注者は、車止めポストを設置する場合、現地の状況により、位置に支障があるとき <u>または</u> 、位置が明示されていない場合には、速やかに監督職員に連絡し、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。 2 （略） 6－2－7－6 （略） 第8節 区画線工 6－2－8－1 一般事項 1 （略） 2．異常時の処置 受注者は、区画線工の施工に <u>あたり</u> 、障害物がある場合などは、速やかに監督職員に連絡し、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。 3 （略） 6－2－8－2 （略） 第3章 橋梁下部 第1節 適用 6－3－1－1～6－3－1－4 （略） 6－3－1－5 強度測定 コンクリート構造物微破壊・非破壊試験（強度測定）については、以下による。 （1）受注者は、設計図書において微破壊・非破壊試験の対象工事と明示された場合は、微破壊 <u>または</u> 非破壊試験により、コンクリートの強度測定を実施しなければならない。 （2）～（4） （略） 第2節 適用すべき諸基準 6－3－2－1 適用すべき諸基準 （略） 日本道路協会 杭基礎施工便覧 （ <u>平成27年3月</u> ） （略） 日本道路協会 鋼管矢板基礎設計施工便覧 （ <u>平成9年12月</u> ） （略） 第3節 工場製作工 6－3－3－1 一般事項 1 （略） 2．施工計画書 受注者は、原寸、工作、溶接、仮組立に関する事項を施工計画書へ記載しなければならない。 なお、設計図書に示されている場合 <u>または</u> 設計図書に関して監督職員の承諾を得た場合は、上記項目の全部 <u>または</u> 一部を省略することができるものとする。 3～5 （略）	
--	--

6－3－3－2～6－3－3－5	（略）	6－3－3－2～6－3－3－5	（略）
第4節～第7節	（略）	第4節～第7節	（略）
第8節 鋼製橋脚工		第8節 鋼製橋脚工	
6－3－8－1～6－3－8－9	（略）	6－3－8－1～6－3－8－9	（略）
6－3－8－10 橋脚架設工		6－3－8－10 橋脚架設工	
1・2	（略）	1・2	（略）
3. 異常時の処置		3. 異常時の処置	
受注者は、組立て中に損傷があった場合、速やかに監督職員に連絡した後、取換え又は補修等の処置を講じなければならない。		受注者は、組立て中に損傷があった場合、速やかに監督職員に連絡した後、取換えまたは補修等の処置を講じなければならない。	
4～6	（略）	4～6	（略）
6－3－8－11～6－3－8－13	（略）	6－3－8－11～6－3－8－13	（略）
第9節～第12節		第9節～第12節	
第4章 鋼橋上部		第4章 鋼橋上部	
第1節	（略）	第1節	（略）
第2節 適用すべき諸基準		第2節 適用すべき諸基準	
6－4－2－1 適用すべき諸基準		6－4－2－1 適用すべき諸基準	
（略）		（略）	
日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説	<u>／ボラードの設置便覧</u>	日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説	<u>（平成28年12月）</u>
（略）	（令和3年3月）	（略）	
第3節 工場製作工		第3節 工場製作工	
6－4－3－1 一般事項		6－4－3－1 一般事項	
1	（略）	1	（略）
2. 施工計画書		2. 施工計画書	
受注者は、原寸、工作、溶接、仮組立に関する事項を施工計画書へ記載しなければならない。		受注者は、原寸、工作、溶接、仮組立に関する事項を施工計画書へ記載しなければならない。	
なお、設計図書に示されている場合又は設計図書に関して監督職員の承諾を得た場合は、上記項目の全部又は一部を省略することができるものとする。		なお、設計図書に示されている場合または設計図書に関して監督職員の承諾を得た場合は、上記項目の全部または一部を省略することができるものとする。	
3	（略）	3	（略）
4. 使用材料のキズ、ひずみ等		4. 使用材料のキズ、ひずみ等	
受注者は、鋳鉄品及び鋳鋼品の使用にあたって、設計図書に示す形状寸法のもので、応力上問題のあるキズ又は著しいひずみ及び内部欠陥がないものを使用しなければならない。		受注者は、鋳鉄品及び鋳鋼品の使用にあたって、設計図書に示す形状寸法のもので、応力上問題のあるキズまたは著しいひずみ及び内部欠陥がないものを使用しなければならない。	
5	（略）	5	（略）
6－4－3－2～6－4－3－12	（略）	6－4－3－2～6－4－3－12	（略）
第4節～第9節	（略）	第4節～第9節	（略）
第5章 コンクリート橋上部		第5章 コンクリート橋上部	
第1節 適用		第1節 適用	
6－5－1－1～6－5－1－4	（略）	6－5－1－1～6－5－1－4	（略）
6－5－1－5 強度測定		6－5－1－5 強度測定	
コンクリート構造物微破壊・非破壊試験（強度測定）については、以下によるものとする。		コンクリート構造物微破壊・非破壊試験（強度測定）については、以下によるものとする。	
（1）受注者は、設計図書において微破壊・非破壊試験の対象工事と明示された場合は、微破壊又は非破壊試験により、コンクリートの強度測定を実施しなければならない。		（1）受注者は、設計図書において微破壊・非破壊試験の対象工事と明示された場合は、微破壊または非破壊試験により、コンクリートの強度測定を実施しなければならない。	
（2）～（4）	（略）	（2）～（4）	（略）
第2節 適用すべき諸基準		第2節 適用すべき諸基準	

6－5－2－1	適用すべき諸基準 (略) 日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説／ <u>ボラードの設置便覧</u> (令和3年3月) (略)
第3節	工場製作工
6－5－3－1	一般事項
1	(略)
2.	施工計画書 受注者は、原寸、工作、溶接、仮組立に関する事項を施工計画書へ記載しなければならない。 なお、設計図書に示されている場合 <u>又は</u> 設計図書に関して監督職員の承諾を得た場合は、上記項目の全部 <u>又は</u> 一部を省略することができる。
3・4	(略)
6－5－3－2～6－5－3－7	(略)
第4節	(略)
第5節	PC橋工
6－5－5－1	一般事項
1～3	(略)
4.	定着具及び接続具の使用 受注者は、定着具及び接続具の使用については、定着 <u>又は</u> 接続されたPC鋼材がJIS <u>又は</u> 設計図書に規定された引張荷重値に達する前に有害な変形を生じたり、破壊することのないような構造及び強さを有するものを使用しなければならない。
5～7	(略)
6－5－5－2～6－5－5－10	(略)
第6節	プレビーム桁橋工
6－5－6－1	一般事項
1～5	(略)
6.	定着具及び接続具の使用 受注者は、定着具及び接続具の使用については、定着 <u>又は</u> 接続されたPC鋼材がJIS <u>又は</u> 設計図書に規定された引張荷重値に達する前に有害な変形を生じたり、破損することのないような構造及び強さを有するものを使用しなければならない。
7	(略)
6－5－6－2～6－5－6－9	(略)
第7節	PCホロースラブ橋工
6－5－7－1	一般事項
1～5	(略)
6.	定着具及び接続具の使用 受注者は、定着具及び接続具の使用については、定着 <u>又は</u> 接続されたPC鋼材がJIS <u>又は</u> 設計図書に規定された引張荷重値に達する前に有害な変形を生じたり、破損することのないような構造及び強さを有するものを使用しなければならない。
7	(略)
6－5－7－2～6－5－7－5	(略)
第8節	RCホロースラブ橋工
6－5－8－1	一般事項

6－5－2－1	適用すべき諸基準 (略) 日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説 (平成28年12月) (略)
第3節	工場製作工
6－5－3－1	一般事項
1	(略)
2.	施工計画書 受注者は、原寸、工作、溶接、仮組立に関する事項を施工計画書へ記載しなければならない。 なお、設計図書に示されている場合 <u>または</u> 設計図書に関して監督職員の承諾を得た場合は、上記項目の全部 <u>または</u> 一部を省略することができる。
3・4	(略)
6－5－3－2～6－5－3－7	(略)
第4節	(略)
第5節	PC橋工
6－5－5－1	一般事項
1～3	(略)
4.	定着具及び接続具の使用 受注者は、定着具及び接続具の使用については、定着 <u>または</u> 接続されたPC鋼材がJIS <u>または</u> 設計図書に規定された引張荷重値に達する前に有害な変形を生じたり、破壊することのないような構造及び強さを有するものを使用しなければならない。
5～7	(略)
6－5－5－2～6－5－5－10	(略)
第6節	プレビーム桁橋工
6－5－6－1	一般事項
1. ～5.	(略)
6.	定着具及び接続具の使用 受注者は、定着具及び接続具の使用については、定着 <u>または</u> 接続されたPC鋼材がJIS <u>または</u> 設計図書に規定された引張荷重値に達する前に有害な変形を生じたり、破損することのないような構造及び強さを有するものを使用しなければならない。
7	(略)
6－5－6－2～6－5－6－9	(略)
第7節	PCホロースラブ橋工
6－5－7－1	一般事項
1～5	(略)
6.	定着具及び接続具の使用 受注者は、定着具及び接続具の使用については、定着 <u>または</u> 接続されたPC鋼材がJIS <u>または</u> 設計図書に規定された引張荷重値に達する前に有害な変形を生じたり、破損することのないような構造及び強さを有するものを使用しなければならない。
7	(略)
6－5－7－2～6－5－7－5	(略)
第8節	RCホロースラブ橋工
6－5－8－1	一般事項

1～5 （略） 6．定着具及び接続具の使用 受注者は、定着具及び接続具の使用については、定着<u>又は</u>接続された PC 鋼材が JIS <u>又は</u>設計図書に規定された引張荷重値に達する前に有害な変形を生じたり、破損することのないような構造及び強さを有するものを使用しなければならない。 7 （略）	6－5－8－2～6－5－8－5 （略）
第9節 PC 桁橋工 6－5－9－1 一般事項 1～3 （略） 4．定着具及び接続具の使用 受注者は、定着具及び接続具の使用については、定着<u>又は</u>接続された PC 鋼材が JIS <u>又は</u>設計図書に規定された引張荷重値に達する前に有害な変形を生じたり、破損することのないような構造及び強さを有するものを使用しなければならない。 5 （略）	6－5－9－2 （略）
第10節 PC 箱桁橋工 6－5－10－1 一般事項 1～5 （略） 6．定着具及び接続具の使用 受注者は、定着具及び接続具の使用については、定着<u>又は</u>接続された PC 鋼材が JIS <u>又は</u>設計図書に規定された引張荷重値に達する前に有害な変形を生じたり、破損することのないような構造及び強さを有するものを使用しなければならない。 7 （略）	6－5－10－2～6－5－10－5 （略）
第11節 6－5－11－1 一般事項 1～5 （略） 6．定着具及び接続具の使用 受注者は、定着具及び接続具の使用については、定着<u>又は</u>接続された PC 鋼材が JIS <u>又は</u>設計図書に規定された引張荷重値に達する前に有害な変形を生じたり、破損することのないような構造及び強さを有するものを使用しなければならない。 7 （略）	6－5－11－2～6－5－11－4 （略）
第12節 PC 押出し箱桁橋工 6－5－12－1・6－5－12－2 （略） 6－5－12－3 架設工（押出し架設） 1 （略） 2．仮支柱の使用 受注者は、仮支柱が必要な場合は、鉛直反力と同時に水平反力が作用する<u>こと</u>を考慮して、有害な変形等が生じないものを使用しなければならない。 3 （略）	第13節・第14節 （略）

1～5 （略） 6．定着具及び接続具の使用 受注者は、定着具及び接続具の使用については、定着<u>または</u>接続された PC 鋼材が JIS <u>または</u>設計図書に規定された引張荷重値に達する前に有害な変形を生じたり、破損することのないような構造及び強さを有するものを使用しなければならない。 7 （略）	6－5－8－2～6－5－8－5 （略）
第9節 PC 桁橋工 6－5－9－1 一般事項 1～3 （略） 4．定着具及び接続具の使用 受注者は、定着具及び接続具の使用については、定着<u>または</u>接続された PC 鋼材が JIS <u>または</u>設計図書に規定された引張荷重値に達する前に有害な変形を生じたり、破損することのないような構造及び強さを有するものを使用しなければならない。 5 （略）	6－5－9－2 （略）
第10節 PC 箱桁橋工 6－5－10－1 一般事項 1～5 （略） 6．定着具及び接続具の使用 受注者は、定着具及び接続具の使用については、定着<u>または</u>接続された PC 鋼材が JIS <u>または</u>設計図書に規定された引張荷重値に達する前に有害な変形を生じたり、破損することのないような構造及び強さを有するものを使用しなければならない。 7 （略）	6－5－10－2～6－5－10－5 （略）
第11節 6－5－11－1 一般事項 1～5 （略） 6．定着具及び接続具の使用 受注者は、定着具及び接続具の使用については、定着<u>または</u>接続された PC 鋼材が JIS <u>または</u>設計図書に規定された引張荷重値に達する前に有害な変形を生じたり、破損することのないような構造及び強さを有するものを使用しなければならない。 7 （略）	6－5－11－2～6－5－11－4 （略）
第12節 PC 押出し箱桁橋工 6－5－12－1・6－5－12－2 （略） 6－5－12－3 架設工（押出し架設） 1 （略） 2．仮支柱の使用 受注者は、仮支柱が必要な場合は、鉛直反力と同時に水平反力が作用する<u>事</u>を考慮して、有害な変形等が生じないものを使用しなければならない。 3 （略）	第13節・第14節 （略）

第6章	(略)
第7章	トンネル (NATM)
第1節～第3節	(略)
6－7－3－1	(略)
6－7－3－2	掘削工
1～5	(略)
6.	ずり処理
	受注者は、トンネル掘削によって生じたずりを、設計図書 <u>又は</u> 監督職員の指示に従い処理しなければならない。
7	(略)
第4節	支保工
6－7－4－1	(略)
6－7－4－2	材料
1・2	(略)
3.	鋼製支保工
	鋼製支保工に使用する鋼材の種類は、SS400 材相当品以上のものとする。
	なお、鋼材の材質は、JIS G 3101 (一般構造用圧延鋼材) <u>又は</u> JIS G 3106 (溶接構造用圧延鋼材) の規格による。
6－7－4－3	(略)
6－7－4－4	ロックボルト工
1.	ロックボルト挿入
	受注者は、吹付けコンクリート完了後、速やかに掘進サイクル <u>ごと</u> に削孔し、ボルト挿入前にくり粉が残らないように清掃しロックボルトを挿入しなければならない。
2～5	(略)
6－7－4－5	鋼製支保工
1.	鋼製支保工使用時の確認
	受注者は、鋼製支保工を使用する場合は施工前に加工図を作成して設計図書との確認をしなければならない。
	なお、曲げ加工は、冷間加工により正確に行うものとし、 <u>ほか</u> の方法による場合には監督職員の承諾を得る。また、溶接、穴あけ等にあたっては素材の材質を害さないようにする。
2～4	(略)
6－7－4－6	(略)
第5節	覆工
6－7－5－1・6－7－5－2	(略)
6－7－5－3	覆コンクリート工
1.	運搬機械
	受注者は、トラックミキサー <u>又は</u> アジテーター付き運搬機を用いてコンクリートを運搬するものとする。これ以外の場合は、異物の混入、コンクリートの材料分離が生じない方法としなければならない。
2.	コンクリートの打込み
	受注者は、コンクリートの打込みに <u>当たり</u> 、コンクリートが分離を起こさないように施工するものとし、左右対称に水平に打設し、型枠に偏圧を与えないようにしなければならない。
3.・4.	(略)
5.	妻型枠の施工
	受注者は、妻型枠の施工に <u>当たり</u> 、コンクリートの圧力に耐えられる構造とし、モルタル漏れのないように取り付けなければならない。
6.・7.	(略)

第6章	(略)
第7章	トンネル (NATM)
第1節～第3節	(略)
6－7－3－1	(略)
6－7－3－2	掘削工
1～5	(略)
6.	ずり処理
	受注者は、トンネル掘削によって生じたずりを、設計図書 <u>または</u> 監督職員の指示に従い処理しなければならない。
7	(略)
第4節	支保工
6－7－4－1	(略)
6－7－4－2	材料
1・2	(略)
3.	鋼製支保工
	鋼製支保工に使用する鋼材の種類は、SS400 材相当品以上のものとする。
	なお、鋼材の材質は、JIS G 3101 (一般構造用圧延鋼材) <u>または</u> JIS G 3106 (溶接構造用圧延鋼材) の規格による。
6－7－4－3	(略)
6－7－4－4	ロックボルト工
1.	ロックボルト挿入
	受注者は、吹付けコンクリート完了後、速やかに掘進サイクル <u>毎</u> に削孔し、ボルト挿入前にくり粉が残らないように清掃しロックボルトを挿入しなければならない。
2～5	(略)
6－7－4－5	鋼製支保工
1.	鋼製支保工使用時の確認
	受注者は、鋼製支保工を使用する場合は施工前に加工図を作成して設計図書との確認をしなければならない。
	なお、曲げ加工は、冷間加工により正確に行うものとし、 <u>他の</u> 方法による場合には監督職員の承諾を得る。また、溶接、穴あけ等にあたっては素材の材質を害さないようにする。
2～4	(略)
6－7－4－6	(略)
第5節	覆工
6－7－5－1・6－7－5－2	(略)
6－7－5－3	覆コンクリート工
1.	運搬機械
	受注者は、トラックミキサー <u>または</u> アジテーター付き運搬機を用いてコンクリートを運搬するものとする。これ以外の場合は、異物の混入、コンクリートの材料分離が生じない方法となければならない。
2.	コンクリートの打込み
	受注者は、コンクリートの打込みに <u>あたり</u> 、コンクリートが分離を起こさないように施工するものとし、左右対称に水平に打設し、型枠に偏圧を与えないようにしなければならない。
3.・4.	(略)
5.	妻型枠の施工
	受注者は、妻型枠の施工に <u>あたり</u> 、コンクリートの圧力に耐えられる構造とし、モルタル漏れのないように取り付けなければならない。
6.・7.	(略)

8. 型枠の施工 受注者は、型枠の施工に<u>当たり</u>、トンネル断面の確保と表面仕上げに特に留意し、覆工コンクリート面に段違いを生じないように仕上げなければならない。 9 (略) 10. 型枠材料 受注者は、型枠は、メタルフォーム<u>又は</u>スキンプレートを使用した鋼製移動式のものを使用しなければならない。 11 (略) 6－7－5－4～6－7－5－6 (略) 第6節 インバート工 6－7－6－1～6－7－6－2 (略) 6－7－6－3 インバート掘削工 1. インバートの施工 受注者は、インバートの施工に<u>当たり</u>設計図書に示す掘削線を越えて掘りすぎないように注意し、掘りすぎた場合には、インバートと同質のコンクリートで充填しなければならない。 2 (略) 6－7－6－4 (略) 第7節 坑内付帯工 6－7－7－1～6－7－7－3 (略) 6－7－7－4 裏面排水工 1 (略) 2. 裏面排水工の湧水処理 受注者は、裏面排水工の湧水処理については、湧水をトンネル下部<u>又は</u>排水口に導き、湧水をコンクリートにより閉塞することのないように処理しなければならない。 6－7－7－5 (略) 第8節・第9節 (略) 第8章 道路維持 第1節・第2節 (略) 第3節 舗装工 6－8－3－1～6－8－3－6 (略) 6－8－3－7 路上再生工 1. 路上路盤再生工 路上路盤再生工については、以下の規定による。 (1) 施工面の整備 ① (略) ② 既設アスファルト混合物の切削除去<u>又は</u>予備破碎などの処置は設計図書によらなければならない。 ③ (略) (2)～(7) (略) 2. 路上表層再生工 路上表層再生工については、以下の規定による。 (1)・(2) (略) (3) 現場配合 受注者は、リペーブ方式による新設アスファルト混合物を除き、再生表層混合物の最初の1日の舗設状況を観察する一方、その混合物についてマーシャル安定度試験を行い、第	
---	--

8. 型枠の施工 受注者は、型枠の施工に<u>あたり</u>、トンネル断面の確保と表面仕上げに特に留意し、覆工コンクリート面に段違いを生じないように仕上げなければならない。 9 (略) 10. 型枠材料 受注者は、型枠は、メタルフォーム<u>または</u>スキンプレートを使用した鋼製移動式のものを使用しなければならない。 11 (略) 6－7－5－4～6－7－5－6 (略) 第6節 インバート工 6－7－6－1～6－7－6－2 (略) 6－7－6－3 インバート掘削工 1. インバートの施工 受注者は、インバートの施工に<u>あたり</u>設計図書に示す掘削線を越えて掘りすぎないように注意し、掘りすぎた場合には、インバートと同質のコンクリートで充填しなければならない。 2 (略) 6－7－6－4 (略) 第7節 坑内付帯工 6－7－7－1～6－7－7－3 (略) 6－7－7－4 裏面排水工 1 (略) 2. 裏面排水工の湧水処理 受注者は、裏面排水工の湧水処理については、湧水をトンネル下部<u>または</u>排水口に導き、湧水をコンクリートにより閉塞することのないように処理しなければならない。 6－7－7－5 (略) 第8節・第9節 (略) 第8章 道路維持 第1節・第2節 (略) 第3節 舗装工 6－8－3－1～6－8－3－6 (略) 6－8－3－7 路上再生工 1. 路上路盤再生工 路上路盤再生工については、以下の規定による。 (1) 施工面の整備 ① (略) ② 既設アスファルト混合物の切削除去<u>または</u>予備破碎などの処置は設計図書によらなければならない。 ③ (略) (2)～(7) (略) 2. 路上表層再生工 路上表層再生工については、以下の規定による。 (1)・(2) (略) (3) 現場配合 受注者は、リペーブ方式による新設アスファルト混合物を除き、再生表層混合物の最初の1日の舗設状況を観察する一方、その混合物についてマーシャル安定度試験を行い、第	
--	--

3編 3-4-6-3 アスファルト舗装の材料、表 3-4-19 マーシャル安定度試験基準値に示す基準値と照合しなければならない。もし基準値を満足しない場合には、骨材粒度 又は アスファルト量の修正を行い、設計図書に関して監督職員の承諾を得て最終的な配合（現場配合）を決定しなければならない。リペーブ方式における新規アスファルト混合物の現場配合は、第3編 3-4-6-3 アスファルト舗装の材料の該当する項により決定しなければならない。
(4) ～ (8) (略)
6-8-3-8～6-8-3-10 (略)
第4節～第11節 (略)
第12節 橋梁床版工
6-8-12-1～6-8-12-5 (略)
6-8-12-6 床版取替工
1・2 (略)
3. 鋼製高欄 既設床版 伸縮継手の撤去作業 受注者は、鋼製高欄、既設床版、伸縮継手の撤去作業にあたって、 ほか の部分に損傷を与えないように行わなければならない。
4～8 (略)
6-8-12-7 旧橋撤去工
1. 旧橋撤去 受注者は、旧橋撤去に 当たり 、振動、騒音、粉塵、汚濁水等により、第三者に被害を及ぼさないよう施工しなければならない。
2～5 (略)
第13節 橋梁付属物工
6-8-13-1 (略)
6-8-13-2 伸縮継手工
1. 撤去作業 受注者は、既設伸縮継手材の撤去作業にあたって、 ほか の部分に損傷を与えないように行わなければならない。
2・3 (略)
6-8-13-3 排水施設工
1. 施工上の注意 受注者は、既設排水施設撤去の作業にあたって、 ほか の部分に損傷を与えないように行わなければならない。
2 (略)
6-8-13-4～6-8-13-6 (略)
6-8-13-7 検査路工
1. 既設検査路の撤去作業 受注者は、既設検査路の撤去作業にあたって、 ほか の部分に損傷を与えないように行わなければならない。
2 (略)
第14節 現場塗装工
6-8-14-1・6-8-14-2 (略)
6-8-14-3 橋梁塗装工
1 (略)
表 6-8-2 素地調整程度と作業内容

3編 3-4-6-3 アスファルト舗装の材料、表 3-4-19 マーシャル安定度試験基準値に示す基準値と照合しなければならない。もし基準値を満足しない場合には、骨材粒度またはアスファルト量の修正を行い、設計図書に関して監督職員の承諾を得て最終的な配合（現場配合）を決定しなければならない。リペーブ方式における新規アスファルト混合物の現場配合は、第3編 3-4-6-3 アスファルト舗装の材料の該当する項により決定しなければならない。
(4) ～ (8) (略)
6-8-3-8～6-8-3-10 (略)
第4節～第11節 (略)
第12節 橋梁床版工
6-8-12-1～6-8-12-5 (略)
6-8-12-6 床版取替工
1・2 (略)
3. 鋼製高欄 既設床版 伸縮継手の撤去作業 受注者は、鋼製高欄、既設床版、伸縮継手の撤去作業にあたって、 他 の部分に損傷を与えないように行わなければならない。
4～8 (略)
6-8-12-7 旧橋撤去工
1. 旧橋撤去 受注者は、旧橋撤去に あたり 、振動、騒音、粉塵、汚濁水等により、第三者に被害を及ぼさないよう施工しなければならない。
2～5 (略)
第13節 橋梁付属物工
6-8-13-1 (略)
6-8-13-2 伸縮継手工
1. 撤去作業 受注者は、既設伸縮継手材の撤去作業にあたって、 他 の部分に損傷を与えないように行わなければならない。
2・3 (略)
6-8-13-3 排水施設工
1. 施工上の注意 受注者は、既設排水施設撤去の作業にあたって、 他 の部分に損傷を与えないように行わなければならない。
2 (略)
6-8-13-4～6-8-13-6 (略)
6-8-13-7 検査路工
1. 既設検査路の撤去作業 受注者は、既設検査路の撤去作業にあたって、 他 の部分に損傷を与えないように行わなければならない。
2 (略)
第14節 現場塗装工
6-8-14-1・6-8-14-2 (略)
6-8-14-3 橋梁塗装工
1 (略)
表 6-8-2 素地調整程度と作業内容

素地調整 程度	さび面積	塗膜異常 面積	作業内容	作業方法
1 種	(略)			
2 種	30%以上	－	旧塗膜、さびを除去し鋼材面を露出させる。 ただし、さび面積30%以下で旧塗膜がB、b 塗装系の場合はジंकプライマーやジंकリッチペイントを残し、 <u>ほか</u> の旧塗膜を全面除去する。	ディスクサンダー、ワイヤホイールなどの電動工具と手工具との併用、ブラスト法
3 種A～4 種 (略)	(略)			

- 2．塩分の付着水洗い
受注者は、海岸地域に架設又は保管されていた場合、海上輸送を行った場合、その他臨海地域を長距離輸送した場合など部材に塩分の付着が懸念された場合には、塩分付着量の測定を行いNaCl が 50 mg/m2 以上の時は水洗いする。
3～5 （略）
- 6－8－14－4・6－8－14－5 （略）

- 第15節 トンネル工
6－8－15－1 （略）
6－8－15－2 内装板工
1．既設内装板撤去
受注者は、既設内装板撤去については、ほかの部分に損傷を与えないよう行わなければならない。
2～4 （略）
- 6－8－15－3 裏込注入工
1・2 （略）
3．注入孔の充填
受注者は、注入孔を硬練りモルタルにより充填し、丁寧に仕上げなければならない。
4・5 （略）
- 6－8－15－4 （略）

- 第16節 道路付属物復旧工
6－8－16－1 （略）
6－8－16－2 材 料
受注者は、道路付属物復旧工に使用する材料について、設計図書又は監督職員の指示と同一規格のものが入手できない場合は、製品及び規格について、施工前に監督職員の承諾を得なければならない。
- 6－8－16－3 （略）

- 第17節 除草工
6－8－17－1 （略）
6－8－17－2 林道除草工
1 （略）

素地調整 程度	さび面積	塗膜異常 面積	作業内容	作業方法
1 種	(略)			
2 種	30%以上	－	旧塗膜、さびを除去し鋼材面を露出させる。 ただし、さび面積30%以下で旧塗膜がB、b 塗装系の場合はジंकプライマーやジंकリッチペイントを残し、 <u>他</u> の旧塗膜を全面除去する。	ディスクサンダー、ワイヤホイールなどの電動工具と手工具との併用、ブラスト法
3 種A～4 種 (略)	(略)			

- 2．塩分の付着水洗い
受注者は、海岸地域に架設または保管されていた場合、海上輸送を行った場合、その他臨海地域を長距離輸送した場合など部材に塩分の付着が懸念された場合には、塩分付着量の測定を行いNaCl が 50 mg/m2 以上の時は水洗いする。
3～5 （略）
- 6－8－14－4・6－8－14－5 （略）

- 第15節 トンネル工
6－8－15－1 （略）
6－8－15－2 内装板工
1．既設内装板撤去
受注者は、既設内装板撤去については、他の部分に損傷を与えないよう行わなければならない。
2～4 （略）
- 6－8－15－3 裏込注入工
1・2 （略）
3．注入孔の充てん
受注者は、注入孔を硬練りモルタルにより充填し、丁寧に仕上げなければならない。
4・5 （略）
- 6－8－15－4 （略）

- 第16節 道路付属物復旧工
6－8－16－1 （略）
6－8－16－2 材 料
受注者は、道路付属物復旧工に使用する材料について、設計図書または監督職員の指示と同一規格のものが入手できない場合は、製品及び規格について、施工前に監督職員の承諾を得なければならない。
- 6－8－16－3 （略）

- 第17節 除草工
6－8－17－1 （略）
6－8－17－2 林道除草工
1 （略）

2. 飛散防止 受注者は、林道除草工の施工に<u>当たり</u>、路面への草等の飛散防止に努めるものとし、刈り取った草等を交通に支障のないように、速やかに処理しなければならない。 第18節 (略) 第9章 雪寒 第1節・第2節 第3節 除雪工 6-9-3-1 一般事項 1～9 (略) 10. 異常時の処置 受注者は、除雪機械が故障、事故等により除雪作業が<u>できない</u>場合は、速やかに監督職員に連絡し指示を受けなければならない。 11 (略) 6-9-3-2～6-9-3-4 (略) 6-9-3-5 凍結防止工 1～4 (略) 5. 凍結防止剤の使用量の確認方法 凍結防止剤の使用量の確認方法は、設計図書<u>又は</u>監督職員の指示によるものとする。 6-9-3-6・6-9-3-7 (略) 6-9-3-8 除雪機械修理工 1. 一般事項 受注者は、除雪機械及び付属品等が、故障、損耗等により正常な作業が<u>できない又は</u>そのおそれがある場合は、監督職員に報告し、指示を受けなければならない。 2. 除雪機械の修理内容 除雪機械の修理内容は、設計図書<u>又は</u>監督職員の指示によるものとする。 第10章 道路修繕 第1節・第2節 (略) 第3節 工場製作工 6-10-3-1 一般事項 1・2 (略) 3. 鋳鉄品及び鋳造品 受注者は、鋳鉄品及び鋳造品の使用にあたっては、設計図書に示す形状寸法のもので、有害なキズ<u>又は</u>著しいひずみがないものを使用しなければならない。 6-10-3-2～6-10-3-6 (略) 第4節～第17節 (略) 第18節 鋼桁工 6-10-18-1・6-10-18-2 (略) 6-10-18-3 鋼桁補強工 1. 一般事項 受注者は、作業に<u>当たり</u>周辺部材に損傷を与えないよう施工しなければならない。 2 (略) 第19節 橋梁支承工 6-10-19-1・6-10-19-2 (略) 6-10-19-3 鋼橋支承工 1. 既設支承の撤去作業 受注者は、既設支承の撤去作業にあたって、<u>ほか</u>の部分に損傷を与えないように行わなけ	2. 飛散防止 受注者は、林道除草工の施工に<u>あたり</u>、路面への草等の飛散防止に努めるものとし、刈り取った草等を交通に支障のないように、速やかに処理しなければならない。 第18節 (略) 第9章 雪寒 第1節・第2節 第3節 除雪工 6-9-3-1 一般事項 1～9 (略) 10. 異常時の処置 受注者は、除雪機械が故障、事故等により除雪作業が<u>出来ない</u>場合は、速やかに監督職員に連絡し指示を受けなければならない。 11 (略) 6-9-3-2～6-9-3-4 (略) 6-9-3-5 凍結防止工 1～4 (略) 5. 凍結防止剤の使用量の確認方法 凍結防止剤の使用量の確認方法は、設計図書<u>または</u>監督職員の指示によるものとする。 6-9-3-6・6-9-3-7 (略) 6-9-3-8 除雪機械修理工 1. 一般事項 受注者は、除雪機械及び付属品等が、故障、損耗等により正常な作業が<u>出来ないまたは</u>そのおそれがある場合は、監督職員に報告し、指示を受けなければならない。 2. 除雪機械の修理内容 除雪機械の修理内容は、設計図書<u>または</u>監督職員の指示によるものとする。 第10章 道路修繕 第1節・第2節 (略) 第3節 工場製作工 6-10-3-1 一般事項 1・2 (略) 3. 鋳鉄品及び鋳造品 受注者は、鋳鉄品及び鋳造品の使用にあたっては、設計図書に示す形状寸法のもので、有害なキズ<u>または</u>著しいひずみがないものを使用しなければならない。 6-10-3-2～6-10-3-6 (略) 第4節～第17節 (略) 第18節 鋼桁工 6-10-18-1・6-10-18-2 6-10-18-3 鋼桁補強工 1. 一般事項 受注者は、作業に<u>あたり</u>周辺部材に損傷を与えないよう施工しなければならない。 2 (略) 第19節 橋梁支承工 6-10-19-1・6-10-19-2 (略) 6-10-19-3 鋼橋支承工 1. 既設支承の撤去作業 受注者は、既設支承の撤去作業にあたって、<u>他</u>の部分に損傷を与えないように行わなけれ
--	--

	ればならない。 2～4 （略）
	6－10－19－4 PC橋支承工 1．既設支承の撤去作業 受注者は、既設支承の撤去作業にあたって、<u>ほか</u>の部分に損傷を与えないように行なわなければならない。 2～4 （略）
	第20節 （略）
	第21節 橋脚巻立て工 6－10－21－1～6－10－21－3 （略） 6－10－21－4 RC橋脚鋼板巻立て工 1．一般事項 受注者は、工事に先立ち、現地を詳細に把握するために現地調査を行い、補強を実施しようとする橋脚及び基礎について、形状や鉄筋の位置、添架物や近接する地下構造物等の状況を把握するとともに、海水<u>又は</u>鋼材の腐食を促進させる工場排水等の影響や、鋼材の位置する土中部が常時乾湿を繰り返す環境にあるかどうか等を事前に確認しなければならない。 2～17 （略） 18. 練り混ぜ 無収縮モルタルの練り混ぜは、グラウトミキサー<u>又は</u>ハンドミキサーにて行うのを原則とする。 19～21 （略） 22. 注入後の確認書の提出 受注者は、注入を完了した鋼板について、硬化前に鋼板単位<u>ごと</u>に番号を付けてチェックハンマー等で注入の確認を行い、未充填箇所が認められた場合は、直ちに再注入を行わなければならない。 なお、注入後の確認書（チェックリスト）を監督職員に工事完成時に提出しなければならない。 23～32 （略）
	6－10－21－5 （略）
	第22節・第23節 （略）

	ばならない。 2～4 （略）
	6－10－19－4 PC橋支承工 1．既設支承の撤去作業 受注者は、既設支承の撤去作業にあたって、<u>他</u>の部分に損傷を与えないように行なわなければならない。 2～4 （略）
	第20節 （略）
	第21節 橋脚巻立て工 6－10－21－1～6－10－21－3 （略） 6－10－21－4 RC橋脚鋼板巻立て工 1．一般事項 受注者は、工事に先立ち、現地を詳細に把握するために現地調査を行い、補強を実施しようとする橋脚及び基礎について、形状や鉄筋の位置、添架物や近接する地下構造物等の状況を把握するとともに、海水<u>または</u>鋼材の腐食を促進させる工場排水等の影響や、鋼材の位置する土中部が常時乾湿を繰り返す環境にあるかどうか等を事前に確認しなければならない。 2～17 （略） 18. 練り混ぜ 無収縮モルタルの練り混ぜは、グラウトミキサー<u>または</u>ハンドミキサーにて行うのを原則とする。 19～21 （略） 22. 注入後の確認書の提出 受注者は、注入を完了した鋼板について、硬化前に鋼板単位<u>毎</u>に番号を付けてチェックハンマー等で注入の確認を行い、未充填箇所が認められた場合は、直ちに再注入を行わなければならない。 なお、注入後の確認書（チェックリスト）を監督職員に工事完成時に提出しなければならない。 23～32 （略）
	6－10－21－5 （略）
	第22節・第23節 （略）

出来形管理基準及び規格値
(略)

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値		測定基準	測定箇所	摘要
3 森林土木工事共通編	2 土工	1 適用	6	1	掘削工				(略)	施工延長40mにつき1ヶ所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ただし、3次元計測技術を用いた出来形管理を発注者が指定する規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点 ごと と。基準高は掘削部の両端で測定。	(略)	3-2-1-6
				2	掘削工 (面管理の場合)			平均值	個々の計測値	1・2 (略) 3. 計測は平場面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差 又は 水平較差を算出する。計測密度は1点/m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 4・5 (略)	(略)	3-2-1-6
						平場	標高較差	±100	±150			
						法面 (小段含む。)	水平 又は 標高較差	±100	±160			
						法面 (軟岩1B～硬岩) (小段含む。)	水平 又は 標高較差	±100	±330			
3 森林土木工事共通編	2 土工	1 適用	7	1	盛土工	(略)	(略)	(略)	施工延長40mにつき1ヶ所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 基準高は各法面で測定。 ただし、3次元計測技術を用いた出来形管理を発注者が指定する規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点 ごと と。基準高は各法面で測定。	(略)	3-2-1-7	
3-2-1-7-2～3-2-1-10 (略)												
3 森林土木工事共通編	2 土工	1 適用	11	1	残土処理工	(略)	(略)	(略)	施工延長40mにつき1ヶ所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ただし、3次元計測技術を用いた出来形管理を発注者が指定する規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点 ごと と。基準高は各法面で測定。	(略)	3-2-1-11	
3-2-1-11-2 (略)												
3 森林土木工事共通編	2 土工	1 適用	12 13	1	路体盛土工 路床盛土工	(略)	(略)	(略)	施工延長40mにつき1ヶ所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ただし、3次元計測技術を用いた出来形管理を発注者が指定する規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点 ごと と。基準高は各法面で測定。	(略)	3-2-1-12 3-2-1-13	
3-2-1-(12,13)-2～3-4-3-3 (略)												
3 森林土木工事共通編	4 一般施工	3 共通の工種	4		矢板工〔指定仮設・任意仮設は除く。〕 (鋼矢板) (軽量鋼矢板) (コンクリート矢板) (広幅鋼矢板) (可とう鋼矢板)	(略)	(略)	(略)	施工延長40mにつき1ヶ所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ただし、3次元計測技術を用いた出来形管理を発注者が指定する規定により実施する場合は、規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	(略)	3-4-3-4	
3 森林土木工事共通編	4 一般施工	3 共通の工種	5		緑石工 (緑石・アスカープ)	(略)	(略)	(略)	1ヶ所／1基 ただし、3次元計測技術を用いた出来形管理を発注者が指定する規定により行う場合は、延長の変化点で測定。	(略)	3-4-3-5	

出来形管理基準及び規格値
(略)

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値		測定基準	測定箇所	摘要
3 森林土木工事共通編	2 土工	1 適用	6	1	掘削工	(略)		(略)		施工延長40mにつき1ヶ所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ただし、3次元計測技術を用いた出来形管理を発注者が指定する規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎、基準高は掘削部の両端で測定。	(略)	3-2-1-6
				2	掘削工 (面管理の場合)			平均值	個々の計測値	1・2 (略) 3. 計測は平場面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点/m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 4・5 (略)	(略)	3-2-1-6
						平場	標高較差	±100	±150			
						法面 (小段含む。)	水平または 標高較差	±70	±160			
						(新設)	(新設)	(新設)	(新設)			
3 森林土木工事共通編	2 土工	1 適用	7	1	盛土工	(略)		(略)		施工延長40mにつき1ヶ所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 基準高は各法面で測定。 ただし、3次元計測技術を用いた出来形管理を発注者が指定する規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎、基準高は各法面で測定。	(略)	3-2-1-7
3-2-1-7-1～3-2-1-10 (略)												
3 森林土木工事共通編	2 土工	1 適用	11	1	残土処理工	(略)		(略)		施工延長40mにつき1ヶ所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ただし、3次元計測技術を用いた出来形管理を発注者が指定する規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎、基準高は各法面で測定。	(略)	3-2-1-11
3-2-1-11-2 (略)												
3 森林土木工事共通編	2 土工	1 適用	12 13	1	路体盛土工 路床盛土工	(略)		(略)		施工延長40mにつき1ヶ所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ただし、3次元計測技術を用いた出来形管理を発注者が指定する規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎、基準高は各法面で測定。	(略)	3-2-1-12 3-2-1-13
3-2-1-(12, 13)-2～3-4-3-3 (略)												
3 森林土木工事共通編	4 一般施工	3 共通の工種	4	1	矢板工〔指定仮設・任意仮設は除く。〕 (鋼矢板) (軽量鋼矢板) (コンクリート矢板) (広幅鋼矢板) (可とう鋼矢板)	(略)		(略)		施工延長40mにつき1ヶ所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ただし、3次元計測技術を用いた出来形管理を発注者が指定する規定により出来形管理を実施する場合は、規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	(略)	3-4-3-4
3 森林土木工事共通編	4 一般施工	1 適用	5	1	緑石工 (緑石・アスカープ)	(略)		(略)		1ヶ所／1基 ただし、3次元計測技術を用いた出来形管理を発注者が指定する規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。	(略)	3-4-3-5

3 森林土木工事共通編	4 一般施工	3 共通の工種	6		小型標識工	(略)	(略)	1ヶ所／1基礎 基礎1基ごと。 3次元計測技術を用いた出来形管理は、発注者が指定する規定による測点の管理方法を用いることができる。	(略)	3-4-3-6
3 森林土木工事共通編	4 一般施工	3 共通の工種	7	1	路側防護柵工 (ガードレール)	(略)	(略)	1ヶ所／施工延長40m、40m以下のものは、2ヶ所／1施工箇所。 3次元計測技術を用いた出来形管理は、発注者が指定する規定による測点の管理方法を用いることができる。	(略)	3-4-3-7
							1ヶ所／1施工箇所 3次元計測技術を用いた出来形管理は、発注者が指定する規定による測点の管理方法を用いることができる。			
				2	路側防護柵工 (ガードケーブル)	(略)	(略)	1ヶ所／1基礎ごと。 3次元計測技術を用いた出来形管理は、発注者が指定する規定による測点の管理方法を用いることができる。	(略)	3-4-3-7
								1ヶ所／1施工箇所 3次元計測技術を用いた出来形管理は、発注者が指定する規定による測点の管理方法を用いることができる。		
3 森林土木工事共通編	4 一般施工	3 共通の工種	8		区画線工	(略)	(略)	各線種ごとに、1ヶ所テストピースにより測定。	(略)	3-4-3-8
3 森林土木工事共通編	4 一般施工	3 共通の工種	9		道路付属物工 (視線誘導標) (距離標)	(略)	(略)	1ヶ所／10本 10本以下の場合は、2ヶ所測定。 3次元計測技術を用いた出来形管理は、発注者が指定する規定による測点の管理方法を用いることができる。	(略)	3-4-3-9
3-4-3-10-1～3-4-3-14-2 (略)										
3 森林土木工事共通編	4 一般施工	3 共通の工種	15		根固めブロック工	(略)	(略)	施工延長40mにつき1ヶ所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。	(略)	3-4-3-15
								幅、厚さは40個につき1ヶ所測定。		
								1施工箇所ごと。		
								施工延長40mにつき1ヶ所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
								1施工箇所ごと。		
3 森林土木工事共通編	4 一般施工	3 共通の工種	16		沈床工	(略)	(略)	1組ごと。	(略)	3-4-3-16
3-4-3-17～3-4-3-24-2 (略)										
3 森林土木工事共通編	4 一般施工	3 共通の工種	25		プレキャストカルバート工 (プレキャストボックス工) (プレキャストパイプ工)	(略)	(略)	施工延長40mにつき1ヶ所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ※印は、現場打部分のある場合。	(略)	3-4-3-25
								1施工箇所ごと。		

3 森林土木工事共通編	4 一般施工	3 共通の工種	6		小型標識工	(略)	(略)	1ヶ所／1基礎 基礎1基毎	(略)	3-4-3-6
3 森林土木工事共通編	4 一般施工	3 共通の工種	7	1	路側防護柵工 (ガードレール)	(略)	(略)	1ヶ所／施工延長40m、40m以下のものは、2ヶ所／1施工箇所。 1ヶ所／1施工箇所	(略)	3-4-3-7
				2	路側防護柵工 (ガードケーブル)	(略)	(略)	1ヶ所／1基礎毎 1ヶ所／1施工箇所	(略)	3-4-3-7
3 森林土木工事共通編	4 一般施工	3 共通の工種	8		区画線工	(略)	(略)	各線種毎に、1ヶ所テストピースにより測定。	(略)	3-4-3-8
3 森林土木工事共通編	4 一般施工	3 共通の工種	9		道路付属物工 (視線誘導標) (距離標)	(略)	(略)	1ヶ所／10本 10本以下の場合は、2ヶ所測定。	(略)	3-4-3-9
3-4-3-10-1～3-4-3-14-2 (略)										
3 森林土木工事共通編	4 一般施工	3 共通の工種	15		根固めブロック工	(略)	(略)	施工延長40mにつき1ヶ所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。	(略)	3-4-3-15
								幅、厚さは40個につき1ヶ所測定。		
								1施工箇所毎		
								施工延長40mにつき1ヶ所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
								1施工箇所毎		
3 森林土木工事共通編	4 一般施工	3 共通の工種	16		沈床工	(略)	(略)	1組毎	(略)	3-4-3-16
3-4-3-17～3-4-3-24-2 (略)										
3 森林土木工事共通編	4 一般施工	3 共通の工種	25		プレキャストカルバート工 (プレキャストボックス工) (プレキャストパイプ工)	(略)	(略)	施工延長40mにつき1ヶ所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ※印は、現場打部分のある場合。	(略)	3-4-3-25
								1施工箇所毎		

3 森林土木工事共通編	4 一般施工	3 共通の工種	26	1	側溝工 (プレキャストU型側溝) (L型側溝工) (自由勾配側溝) (管渠)	(略)	(略)	施工延長40mにつき1ヶ所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 <u>3次元計測技術を用いた出来形管理は、厚さ以外の測定項目については発注者が指定する規定による測点の管理方法を用いることができる。</u>	(略)	3-4-3-26
							1ヶ所／1施工箇所 ただし、3次元計測技術を用いた出来形管理を発注者が指定する規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。			
				2	側溝工 (場所打水路工)	(略)	(略)	施工延長40mにつき1ヶ所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 <u>3次元計測技術を用いた出来形管理は、厚さ以外の測定項目については発注者が指定する規定による測点の管理方法を用いることができる。</u>	(略)	3-4-3-26
								1施工箇所ごと <u>ただし、3次元計測技術を用いた出来形管理を発注者が指定する規定により行う場合は、延長の変化点で測定。</u>		
				3	側溝工 (暗渠工)	(略)	(略)	施工延長40mにつき1ヶ所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 3次元計測技術を用いた出来形管理は、発注者が指定する規定による測点の管理方法を用いることができる。	(略)	3-4-3-26
								1施工箇所ごと ただし、3次元計測技術を用いた出来形管理を発注者が指定する規定により行う場合は、延長の変化点で測定。		
3 森林土木工事共通編	4 一般施工	3 共通の工種	27		集水樹工	(略)	(略)	1ヶ所ごと ※は、現場打部分のある場合 <u>3次元計測技術を用いた出来形管理は、厚さ以外の測定項目については発注者が指定する規定による測点の管理方法を用いることができる。</u>	(略)	3-4-3-27
3-4-3-28・3-4-4-1 (略)										
3 森林土木工事共通編	4 一般施工	4 基礎工	3	1	基礎工(護岸) (現場打)	(略)	(略)	施工延長40mにつき1ヶ所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 3次元計測技術を用いた出来形管理を発注者が指定する規定により実施する場合は、規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	(略)	3-4-4-3
3-4-4-3-2 (略)										
3 森林土木工事共通編	4 一般施工	4 基礎工	4	1	製杭工 (既製コンクリート杭) (鋼管杭) (H鋼杭)	(略)	(略)	全数について杭中心で測定。 <u>傾斜は、縦断方向(道路線形方向、横軸方向等)とそれに直交する横断方向の2方向で測定。</u> 3次元計測技術を用いた出来形管理を発注者が指定する規定により実施する場合は、規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	(略)	3-4-4-4
				2	既製杭工 (鋼管ソイルセメント杭)	(略)	(略)	全数について杭中心で測定。 <u>3次元計測技術を用いた出来形管理を発注者が指定する規定により実施する場合は、規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。</u>	(略)	3-4-4-4

3 森林土木工事共通編	4 一般施工	3 共通の工種	26	1	側溝工 (プレキャストU型側溝) (L型側溝工) (自由勾配側溝) (管渠)	(略)	(略)	施工延長40mにつき1ヶ所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。	(略)	3-4-3-26				
							1ヶ所／1施工箇所 ただし、3次元計測技術を用いた出来形管理を発注者が指定する規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。							
				2	側溝工 (場所打水路工)	(略)	(略)	施工延長40mにつき1ヶ所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。	(略)		3-4-3-26			
							1施工箇所毎							
				3	側溝工 (暗渠工)	(略)	(略)	施工延長40mにつき1ヶ所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 3次元計測技術を用いた出来形管理は、発注者が指定する規定による測点の管理方法を用いることができる。	(略)	3-4-3-26				
							1施工箇所毎 ただし、3次元計測技術を用いた出来形管理を発注者が指定する規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。							
				27	集水樹工	(略)	(略)	1ヶ所毎 ※は、現場打部分のある場合	(略)	3-4-3-27				
				3-4-3-28・3-4-4-1 (略)										
				3	4	4	3	1	基礎工(護岸) (現場打)	(略)	(略)	施工延長40mにつき1ヶ所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 3次元計測技術を用いた出来形管理を発注者が指定する規定により出来形管理を実施する場合は、規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	(略)	3-4-4-3
				3-4-4-3-2 (略)										
3 森林土木工事共通編	4 一般施工	4 基礎工	4	1	製杭工 (既製コンクリート杭) (鋼管杭) (H鋼杭)	(略)	(略)	全数について杭中心で測定。 3次元計測技術を用いた出来形管理を発注者が指定する規定により出来形管理を実施する場合は、規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	(略)	3-4-4-4				
				2	既製杭工 (鋼管ソイルセメント杭)	(略)	(略)	全数について杭中心で測定。	(略)	3-4-4-4				

3 森林土木工事共通編	4 一般施工	4 基礎工	5		場所打杭工	(略)	(略)	全数について杭中心で測定。 傾斜は、縦断方向（道路線形方向、横断方向等）とそれに直交する横断方向の2方向で測定。 3次元計測技術を用いた出来形管理を発注者が指定する規定により実施する場合は、規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	(略)	3-4-4-5
3 森林土木工事共通編	4 一般施工	4 基礎工	6		深礎工	(略)	(略)	全数について杭中心で測定。 傾斜は、縦断方向（道路線形方向、横断方向等）とそれに直交する横断方向の2方向で測定。 ※ライナープレートの場合はその内径、補強リングを必要とする場合は補強リングの内径とし、モルタルライニングの場合はモルタル等の土留め構造の内径にて測定。	(略)	3-4-4-6
3-4-4-7～3-4-6-7-6 (略)										
3 森林土木工事共通編	4 一般施工	6 一般舗装工	8	1	コンクリート舗装工 (下層路盤工)	(略)	(略)	基準高、幅は、延長40mにつき1ヶ所の割合で測定する。 延長40m以下のものは2ヶ所測定する。 3次元計測技術を用いた出来形管理を発注者が指定する規定により実施する場合は、規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	(略)	3-4-6-8
3-4-6-8-2～3-4-6-8-5 (略)										
3 森林土木工事共通編	4 一般施工	6 一般舗装工	9		路面切削工	(略)	(略)	厚さは40m ごと に現舗装高切削後の基準高の差で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 延長40m未満の場合は、2ヶ所／施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることができる。 測定方法は自動横断測定法によることができる。 3次元計測技術を用いた出来形管理は、発注者が指定する規定による測点の管理方法を用いることができる。	(略)	3-4-6-9
3 森林土木工事共通編	4 一般施工	6 一般舗装工	10		舗装打換え工	(略)	(略)	各層 ごと 1ヶ所／1施工箇所 3次元計測技術を用いた出来形管理は、発注者が指定する規定による測点の管理方法を用いることができる。	(略)	3-4-6-10
3 森林土木工事共通編	4 一般施工	6 一般舗装工	11		オーバーレイ工	(略)	(略)	厚さは40m ごと に現舗装高とオーバーレイ後の基準高の差で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 幅は、延長80mごとに1ヶ所の割合とし、延長80m未満の場合は、2ヶ所／施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることができる。 3次元計測技術を用いた出来形管理は、発注者が指定する規定による測点の管理方法を用いることができる。	(略)	3-4-6-11

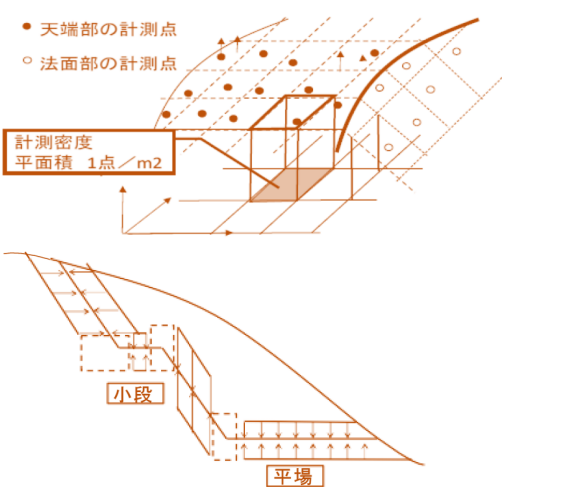
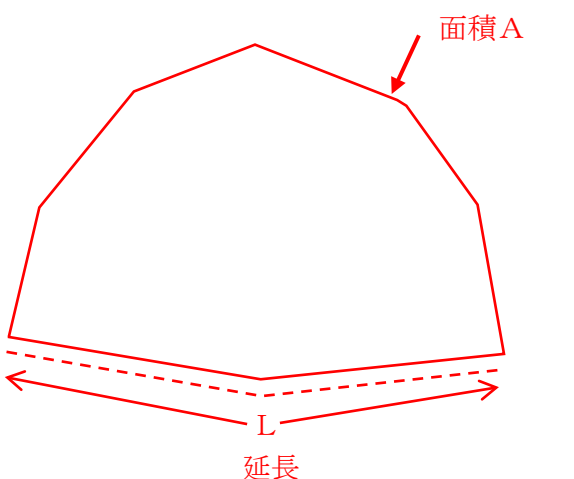
3 森林土木工事共通編	4 一般施工	4 基礎工	5		場所打杭工	(略)	(略)	全数について杭中心で測定。 3次元計測技術を用いた出来形管理を発注者が指定する規定により 出来形管理 を実施する場合は、規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	(略)	3-4-4-5
3 森林土木工事共通編	4 一般施工	4 基礎工	6		深礎工	(略)	(略)	全数について杭中心で測定。 ※ライナープレートの場合はその内径、補強リングを必要とする場合は補強リングの内径とし、モルタルライニングの場合はモルタル等の土留め構造の内径にて測定。	(略)	3-4-4-6
3-4-4-7～3-4-6-7-6 (略)										
3 森林土木工事共通編	4 一般施工	6 一般舗装工	8	1	コンクリート舗装工 (下層路盤工)	(略)	(略)	基準高、幅は、延長40mにつき1ヶ所の割合で測定する。 延長40m以下のものは2ヶ所測定する。 3次元計測技術を用いた出来形管理を発注者が指定する規定により 出来形管理 を実施する場合は、規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	(略)	3-4-6-8
3-4-6-8-2～3-4-6-8-5 (略)										
3 森林土木工事共通編	4 一般施工	6 一般舗装工	9		路面切削工	(略)	(略)	厚さは40m 毎 に現舗装高切削後の基準高の差で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 延長40m未満の場合は、2ヶ所／施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることができる。 測定方法は自動横断測定法によることが出来る。 3次元計測技術を用いた出来形管理は、発注者が指定する規定による測点の管理方法を用いることができる。	(略)	3-4-6-9
3 森林土木工事共通編	4 一般施工	6 一般舗装工	10		舗装打換え工	(略)	(略)	各層 毎 1ヶ所／1施工箇所 3次元計測技術を用いた出来形管理は、発注者が指定する規定による測点の管理方法を用いることができる。	(略)	3-4-6-10
3 森林土木工事共通編	4 一般施工	6 一般舗装工	11		オーバーレイ工	(略)	(略)	厚さは40m 毎 に現舗装高とオーバーレイ後の基準高の差で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割合とし、延長80m未満の場合は、2ヶ所／施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。 3次元計測技術を用いた出来形管理は、発注者が指定する規定による測点の管理方法を用いることができる。	(略)	3-4-6-11

3-4-6-14 (略)																
3 森 林 土 木 工 事 共 通 編	4 一 般 施 工	7 地 盤 改 良 工	2		路床安定処理工	(略)	(略)	延長40m <u>ごと</u> に1ヶ所の割合で測定。 基準高は、道路中心線及び端部で測定。 厚さは中心線及び端部で測定。 3次元計測技術を用いた出来形管理は、発注者が指定する規定による管理の場合は、全体改良範囲図を用いて、施工厚さ t、天端幅 w、天端延長 L を確認（実測は不要）	(略)	3-4-7-2						
3-4-7-3-3-3-4-10-5-2 (略)																
3 森 林 土 木 工 事 共 通 編	4 一 般 施 工	10 仮 設 工	5	3	仮設土留・仮締切工 (連節ブロック張り工)	(略)	(略)	施工延長40mにつき1ヶ所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 1 施工箇所 <u>ごと</u> 。	(略)	3-4-10-5						
3-4-10-5-5-3-4-12-1-4 (略)																
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準		測定箇所	摘要					
								銅桁等	トラス・アーチ等							
3 森 林 森 林 土 木 工 事 共 通 編	4 一 般 施 工	12 工 場 製 作 工 共 通	3	1	桁製作工 (仮組立による検査を実施する場合) (シミュレーション仮組立検査を行う場合)	(略)	(略)	(略)		(略)	3-4-12-3					
						(略)	(略)	(略)		(略)	3-4-12-3					
						(略)	(略)	(略)		(略)	3-4-12-3					
						(略)	(略)	(略)		(略)	3-4-12-3					
						(略)	(略)	(略)		(略)	3-4-12-3					
						(略)	(略)	(略)		(略)	3-4-12-3					
						(略)					(略)	(略)	3-4-12-3			
						全長 支間長	L (m) Ln (m)	(略)	各桁 <u>ごと</u> に全数測定。		(略)	3-4-12-3				
						主桁、主構の中心間距離	B (m)	(略)	(略)		(略)	3-4-12-3				
						主構の組立高さ	h (m)	(略)	(略)	(略)	(略)	3-4-12-3				
					主桁、主構の通り	δ (mm)	(略)	(略)		(略)	3-4-12-3					
					主桁、主構のそり	δ (mm)	(略)	(略)	(略)	(略)	3-4-12-3					
					主桁、主構の橋端における出入差	δ (mm)	(略)	(略)		(略)	3-4-12-3					
					主桁、主構の鉛直度	δ (mm)	(略)	(略)	(略)	(略)	3-4-12-3					
					現場継手部のすき間 δ 1, δ 2 (mm)	(略)	(略)	(略)		(略)	3-4-12-3					
					(略)					(略)	(略)					
					3-4-12-3-2-3-4-12-11 (略)											
					3 森 林 土 木 工 事 共 通 編	4 一 般 施 工	13 橋 梁 架 設 工			架設工（鋼橋） （クレーン架設） （ケーブルクレーン架設） （ケーブルエレクション架設） （架設桁架設） （送出し架設） （トラベラークレーン架設）	全長	L (m)	各桁 <u>ごと</u> に全数測定。		(略)	3-4-13
											支間長	Ln (m)	(略)			
											通り	δ (mm)	(略)			
そり	δ (mm)	(略)														
※主桁、主構の中心間距離	B (m)	(略)														
※主桁の橋端における出入差	δ (mm)	(略)														
※主桁、主構の鉛直度	δ (mm)	(略)														
※現場継手部のすき間	δ 1, δ 2 (mm)	(略)														
(略)											(略)	(略)				
(略)											(略)	(略)				
3 森 林 土 木 工 事 共 通 編	4 一 般 施 工	13 橋 梁 架 設 工			架設工（コンクリート橋） （クレーン架設） （架設桁架設） 架設工支保工（固定） （移動） 架設桁架設（片持架設） （押出し架設）	(略)	(略)	各桁 <u>ごと</u> に全数測定。 一連 <u>ごと</u> の両端及び支間中央について各上下間を測定。 主桁を全数測定。		(略)	3-4-13					

3	森林土木工事共通編	4	一般施工	14	法面工	2	1	植生工 (種子散布工) (張芝工) (筋芝工) (植生シート工) (植生マット工) (植生筋工)	(略)	(略)	施工延長40mにつき1ヶ所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ただし、計測手法については、従来管理のほかには3次元計測技術を用いた出来形管理は、発注者が指定する規定による出来形計測性能を有する機器を用いることができる。	3-4-14-2
											1 施工箇所 <u>ごと</u>。 ただし、計測手法については、従来管理のほかには3次元計測技術を用いた出来形管理は、発注者が指定する規定による出来形計測性能を有する機器を用いることができる。	3-4-14-2

3 森林土木工事共通編	4 一般施工	14 法面工 共通	2	1	植生工 (種子散布工) (張芝工) (筋芝工) (植生シート工) (植生マット工) (植生筋工)	(略)	(略)	施工延長40mにつき1ヶ所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ただし、計測手法については、従来管理のほか3次元計測技術を用いた出来形管理は、発注者が指定する規定による出来形計測性能を有する機器を用いることができる。	3-4-14-2
							1 施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほか3次元計測技術を用いた出来形管理は、発注者が指定する規定による出来形計測性能を有する機器を用いることができる。	3-4-14-2	

編 号	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値		測定基準
3	4	14	2	2	植生工 (種子散布工) (巻芝工) (防芝工) (植生シート工) (植生マット工) (植生筋工) (面管理の場合)			平均値	個々の計測値	1. 3次元データによる出来形管理を実施する場合、発注者が指定する基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。切土法面の計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上、盛土法面の計測密度は4点/㎡(平面投影面積当たり)以上とするが、面積及び延長を3次元CADソフトにより測定する場合に100点/㎡と(平面投影面積当たり)する。 4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。 6. 面積及び延長の計測は、3次元CADソフトにより実施する。 7. 施工周囲の変化点は、原則として評定点等のデータ内で位置が明確な箇所とする。ただし、3次元点群データ上で施工範囲の変化点が明確な場合は、発注者と協議の上任意の変化点を設定することができる。
						切土法面 (小段を含む)	水平又は 標高較差	±100	±160	
						盛土法面 4割<勾配	標高較差	-50	-170	
						盛土法面 4割≧勾配 (小段を含む)	標高較差	-60	-170	
						※ただし、ここでの勾配は、鉛直方向の長さ1に対する水平方向の長さXをX割とあらわしたものの				
						延長 1.		-200		
						面積A (法面に代えて計測)		-2%		
						※法面の計測を面積Aの計測に代えることができる				

測定箇所	摘要
● 天端部の計測点 ○ 法面部の計測点 計測密度 平面積 1点/m²  	3-4-14-2

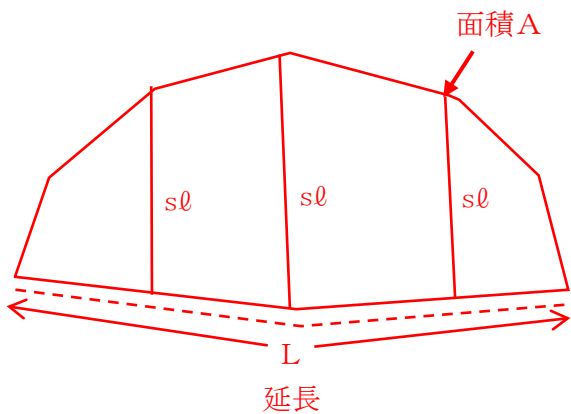
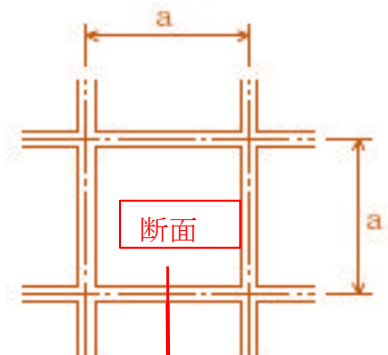
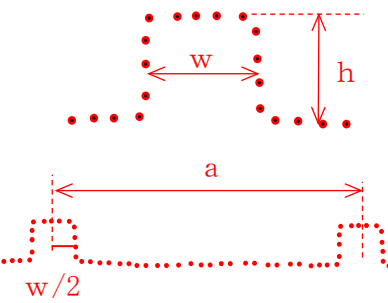
(略)
(新設)

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3	4	14	2	3	植生工 (植生基材吹付工) (客土吹付工)			施工延長40mにつき1ヶ所、40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに3次元計測技術を用いた出来形管理は、発注者が指定する規定による出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		3-4-14-2
						(略)	(略)	施工面積200㎡につき1ヶ所、面積200㎡以下のものは、1施工箇所につき2ヶ所。 検査孔により測定		3-4-14-2
								1 施工箇所 <u>こと</u>。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに3次元計測技術を用いた出来形管理は、発注者が指定する規定による出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		3-4-14-2

編	章	節	条	技	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3	森林土木工事共通編	4	一般施工	14	法面工	共通	(略)	(略)	施工延長40mにつき1ヶ所、40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ただし、計測手法については、従来管理のほか3次元計測技術を用いた出来形管理は、発注者が指定する規定による出来形計測性能を有する機器を用いることができる。	3-4-14-2
									施工面積200㎡につき1ヶ所、面積200㎡以下のものは、1施工箇所につき2ヶ所。 検査孔により測定	3-4-14-2
									1 施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほか3次元計測技術を用いた出来形管理は、発注者が指定する規定による出来形計測性能を有する機器を用いることができる。	3-4-14-2

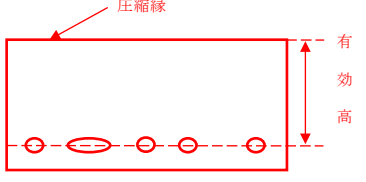
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 森林土木工事共通編	4 一般施工	14 法面工 共通	3		吹付工 (コンクリート) (モルタル)	(略)	(略)	施工延長40mにつき1ヶ所、40m以下 のものは1 施工箇所につき2ヶ所。 測定断面に凹凸があり、曲線法長の測定が困難な場合は直線法長とする。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに3次元計測技術を用いた出来形管理は、発注者が指定する規定による出来形計測性能を有する機器を用いることができる。	(略)	3-4-14-3
								200㎡につき1ヶ所以上、200㎡以下は 2ヶ所をせん孔により測定。		
3 森林土木工事共通編	4 一般施工	14 法面工 共通	4	1	法枠工 (現場打法枠工) (現場吹付法枠工)	(略)	(略)	1 施工箇所 <u>ごと</u> に ただし、計測手法については、従来管理のほかに3次元計測技術を用いた出来形管理は、発注者が指定する規定による出来形計測性能を有する機器を用いることができる。	(略)	3-4-14-4 曲線部は設計図書による。
				2	法枠工 (プレキャスト法枠工)	(略)	(略)	施工延長40mにつき1ヶ所、延長40m以下のものは1 施工箇所につき2ヶ所。	(略)	3-4-14-4
								1 施工箇所 <u>ごと</u> に		

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 森林土木工事共通編	4 一般施工	14 法面工 共通	3		吹付工 (コンクリート) (モルタル)	(略)	(略)	施工延長40mにつき1ヶ所、40m以下 のものは1 施工箇所につき2ヶ所。 測定断面に凹凸があり、曲線法長の測定が困難な場合は直線法長とする。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに3次元計測技術を用いた出来形管理は、発注者が指定する規定による出来形計測性能を有する機器を用いることができる。	(略)	3-4-14-3
								200㎡につき1ヶ所以上、200㎡以下は 2ヶ所をせん孔により測定。		
3 森林土木工事共通編	4 一般施工	14 法面工 共通	4	1	法枠工 (現場打法枠工) (現場吹付法枠工)	(略)	(略)	1 施工箇所 <u>毎</u> ただし、計測手法については、従来管理のほかに3次元計測技術を用いた出来形管理は、発注者が指定する規定による出来形計測性能を有する機器を用いることができる。	(略)	3-4-14-4 曲線部は設計図書による。
				2	法枠工 (プレキャスト法枠工)	(略)	(略)	施工延長40mにつき1ヶ所、延長40m以下のものは1 施工箇所につき2ヶ所。	(略)	3-4-14-4
								1 施工箇所 <u>毎</u>		

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 森林土木工事共通編	4 一般施工	14 法面工	4	3	法栓工 (現場打法栓工) (現場吹付法栓工) (プレキャスト法栓工) (面管理の場合)	法長 ℓ	$s\ell < 10\text{m}$	-100	施工延長40mにつき1ヶ所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-4-14-4
							$s\ell \geq 10\text{m}$	-200			
						幅 w	-30	枠延長100mにつき1ヶ所、枠延長100m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。			
						高さ h	-30				
						枠中心間隔 a	± 100				
						延長 L	-200	1 施工箇所ごと			
						面積A (法長に代えて計測)	-2%	1. 3次元データによる出来形管理を実施する場合、発注者が指定する基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として $\pm 50\text{mm}$ が含まれている。 3. 計測密度は、法長、延長、面積を計測する場合には100点/㎡(平面投影面積当たり)以上とし、枠の幅、高さ、枠中心間距離を計測する場合は400点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 枠の幅は縦面間の距離を計測し、高さは上面と地面間の距離を計測する。 5. プレキャスト法栓工は、法長及び延長のみの計測とする。 6. 測定項目の計測は、3次元CADソフトにより実施する。 7. 施工範囲の変化点は、原則として評定点等のデータ内で位置が明確な箇所とする。ただし、3次元点群データ上で施工範囲の変化点が明確な場合は、発注者と協議の上任意の変化点を設定することができる。			
※法長の計測を面積Aの計測に代えることができる											

3-4-14-5 (略)									
3 森 林 土 木 工 事 共 通 編	4 一 般 施 工	15 擁 壁 工	1		(一般事項) 場所打擁壁工	(略)	(略)	施工延長20mにつき1ヶ所、延長20m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 3次元計測技術を用いた出来形管理を発注者が指定する規定により実施する場合は、規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	3-4-15-1
								1 施工箇所ごと 3次元計測技術を用いた出来形管理を発注者が指定する規定により実施する場合は、規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	

3-4-14-5 (略)									
3 森 林 土 木 工 事 共 通 編	4 一 般 施 工	15 擁 壁 工	1		(一般事項) 場所打擁壁工	(略)	(略)	施工延長20mにつき1ヶ所、延長20m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 3次元計測技術を用いた出来形管理を発注者が指定する規定により出来形管理を実施する場合は、規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	3-4-15-1
								1 施工箇所毎 3次元計測技術を用いた出来形管理を発注者が指定する規定により出来形管理を実施する場合は、規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	

3 森林土木工事共通編	4 一般施工	15 擁壁工 共通	2		プレキャスト擁壁工	(略)	(略)	施工延長20mにつき1ヶ所、延長20m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 3次元計測技術を用いた出来形管理を発注者が指定する規定により実施する場合は、規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	(略)	3-4-15-2
								1施工箇所ごと 3次元計測技術を用いた出来形管理を発注者が指定する規定により実施する場合は、規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		
3 森林土木工事共通編	4 一般施工	15 擁壁工 共通	3		補強土壁工（テールアルメ）壁工法）（多数アンカー式補強土工法）（ジオテキスタイルを用いた補強土工法）	(略)	(略)	施工延長20mにつき1ヶ所、延長20m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 3次元計測技術を用いた出来形管理を発注者が指定する規定により実施する場合は、規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	(略)	3-4-15-3
								1施工箇所ごと 3次元計測技術を用いた出来形管理を発注者が指定する規定により実施する場合は、規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		
3 森林土木工事共通編	4 一般施工	15 擁壁工 共通	4		井桁ブロック工	基 準 高 ▽ 法長 ℓ ℓ<3m ℓ≧3m 厚さ t1 t2 t3 延設 L1 L2	(略)	施工延長20mにつき1ヶ所、延長20m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 1施工箇所ごと	(略)	3-4-15-4
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 森林土木工事共通編	4 一般施工	16 床版工	2		床版工	(略)	(略)	基準高は、1径間当たり2ヶ所（支点付近）で、1ヶ所当たり両端と中央部の3点、幅は1径間当たり3ヶ所、厚さは型枠設置時におおむね10㎡に1ヶ所測定。（床版の厚さは、型枠検査をもって代える。） 1径間当たり3断面（両端及び中央）測定。1断面の測定箇所は断面変化ごと1ヶ所とする。 1径間当たり3ヶ所（両端及び中央）測定。 1ヶ所の測定は、橋軸方向の鉄筋は全数、橋軸直角方向の鉄筋は加工形状ごとに2mの範囲を測定。		3-4-16-2
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
4-2-4-5-4-3-4-5	(略)									
4 治山防潮工等	3 突堤	4 突堤本体	9		石砕工	(略)	(略)	施工延長40mにつき1ヶ所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 1施工箇所ごと	(略)	4-3-4-9
4-3-4-10-4-3-4-12-1	(略)									
4 治山防潮工等	3 突堤	4 突堤本体	12	2	セルラー工（セルラー工据付）	(略)	(略)	据付後ブロック1個に2ヶ所（各段ごと。）	(略)	4-3-4-12

3 森林土木工事共通編	4 一般施工	15 擁壁工 共通	2		プレキャスト擁壁工	(略)	(略)	施工延長20mにつき1ヶ所、延長20m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 3次元計測技術を用いた出来形管理を発注者が指定する規定により出来形管理を実施する場合は、規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	(略)	3-4-15-2
								1施工箇所毎 3次元計測技術を用いた出来形管理を発注者が指定する規定により出来形管理を実施する場合は、規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		
3 森林土木工事共通編	4 一般施工	15 擁壁工 共通	3		補強土壁工（テールアルメ）壁工法）（多数アンカー式補強土工法）（ジオテキスタイルを用いた補強土工法）	(略)	(略)	施工延長20mにつき1ヶ所、延長20m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 3次元計測技術を用いた出来形管理を発注者が指定する規定により出来形管理を実施する場合は、規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	(略)	3-4-15-3
								1施工箇所毎 3次元計測技術を用いた出来形管理を発注者が指定する規定により出来形管理を実施する場合は、規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		
3 森林土木工事共通編	4 一般施工	15 擁壁工 共通	4		井桁ブロック工	基 準 高 ▽ のり 長 ℓ ℓ<3m ℓ≧3m 厚さ t1 t2 t3 延設 L1 L2	(略)	施工延長20mにつき1ヶ所、延長20m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 1施工箇所毎	(略)	3-4-15-4
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 森林土木工事共通編	4 一般施工	16 床版工	2		床版工	(略)	(略)	基準高は、1径間当たり2ヶ所（支点付近）で、1ヶ所当たり両端と中央部の3点、幅は1径間当たり3ヶ所、厚さは型枠設置時におおむね10㎡に1ヶ所測定。（床版の厚さは、型枠検査をもって代える。） 1径間当たり3断面（両端及び中央）測定。1断面の測定箇所は断面変化毎1ヶ所とする。 1径間当たり3ヶ所（両端及び中央）測定。 1ヶ所の測定は、橋軸方向の鉄筋は全数、橋軸直角方向の鉄筋は加工形状毎に2mの範囲を測定。	(新設)	3-4-16-2
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
4-2-4-5-4-3-4-5	(略)									
4 治山防潮工等	3 突堤	4 突堤本体	9		石砕工	(略)	(略)	施工延長40mにつき1ヶ所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 1施工箇所毎	(略)	4-3-4-9
4-3-4-10-4-3-4-12-1	(略)									
4 治山防潮工等	3 突堤	4 突堤本体	12	2	セルラー工（セルラー工据付）	(略)	(略)	据付後ブロック1個に2ヶ所（各段毎）	(略)	4-3-4-12

4-3-5-2 (略)									
4 治山防 潮工等	3 突堤	5 根固め 工	3		根固めブロック工	(略)	(略)	施工延長40mにつき1ヶ所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。	4-3-5-3
						(略)	(略)	幅、厚さは40個につき1ヶ所測定。	
						(略)	(略)	1施工箇所ごと	
4-3-6-3~4-4-5-4-1-1 (略)									

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準
4 治山防 潮工等	5 砂丘造 成	4 森林造 成	1	2	生育基盤盛土工 (面管理の場合)		平均値	個々の計測値
					天端	標高較差	-50	-150
					法面 4割<勾配	標高較差	-50	-170
					法面 4割≧勾配 (小段を含む)	標高較差	-60	-170
					※ただし、ここでの勾配は、鉛直方向の長さ1に対する水平方向の長さXをX割とあらわしたものとす。			

4-3-5-2 (略)									
4 治山防 潮工等	3 突堤	5 根固め 工	3		根固めブロック工	(略)	(略)	施工延長40mにつき1ヶ所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。	4-3-5-3
						(略)	(略)	幅、厚さは40個につき1ヶ所測定。	
						(略)	(略)	1施工箇所毎	
4-3-6-3~4-4-5-4-1 (略)									

測定箇所	摘要
	4-5-4-1
	(略) (新設)

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
5 溪間・山腹工等	3 溪間工	3 法面工	6		かご工	(略)	(略)	延長は全箇所高さ又は径については段数及び長さの異なるごと	(略)	5-3-3-6
5 溪間・山腹工等	3 溪間工	5 コンクリート治山ダム土工	4		コンクリート治山ダム本体工	(略)	(略)	据付後ブロック1個に図の表示箇所で測定 1 (略) 3次元計測技術を用いた出来形管理は、発注者が指定する規定による測点の管理方法を用いることができる。 ただし、発注者が指定する規定により管理を行う場合は、堤長の変化点で測定。	(略)	5-3-5-4
5 溪間・山腹工等	3 溪間工	5 コンクリート治山ダム土工	6		コンクリート側壁工	(略)	(略)	1～3 (略) 3次元計測技術を用いた出来形管理は、発注者が指定する規定による測点の管理方法を用いることができる。 ただし、発注者が指定する規定により管理を行う場合は、堤長の変化点で測定。	(略)	5-3-5-6
5 溪間・山腹工等	3 溪間工	5 コンクリート治山ダム土工	8		水叩工	(略)	(略)	基準高、幅、延長は図の表示箇所で測定。 厚さは目地及びその中間点で測定。 3次元計測技術を用いた出来形管理は、発注者が指定する規定による測点の管理方法を用いることができる。 ただし、発注者が指定する規定により管理を行う場合は、堤長の変化点で測定。	(略)	5-3-5-8
5-3-6-5-1~5-3-6-6 (略)										

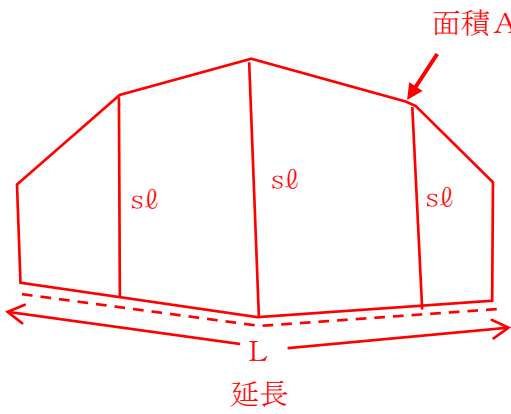
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
5 溪間・山腹工等	3 溪間工	3 法面工	6		かご工	(略)	(略)	延長は全箇所高さ又は径については段数及び長さの異なる毎に測定する。 又、同一段数及び長さの延長が20mを超える場合は、20m毎に測定する。 なお、各個の寸法については、全個数の10%程度とする。	(略)	5-3-3-6
5 溪間・山腹工等	3 溪間工	5 コンクリート治山ダム土工	4		コンクリート治山ダム本体工	(略)	(略)	1～2 (略)	(略)	5-3-5-4
5 溪間・山腹工等	3 溪間工	5 コンクリート治山ダム土工	6		コンクリート側壁工	(略)	(略)	1～3 (略)	(略)	5-3-5-6
5 溪間・山腹工等	3 溪間工	5 コンクリート治山ダム土工	8		水叩工	(略)	(略)	基準高、幅、延長は図の表示箇所で測定。 厚さは目地及びその中間点で測定。	(略)	5-3-5-8
5-3-6-5-1~5-3-6-6 (略)										

5	3	7	6		木製治山ダム本体工	(略)	(略)	図面の表示箇所にて測定。断面、形状等の変化点 ± 0.5 に測定する。	(略)	5-3-7-6
5-4-4-8 (略)										
5	5	6	3		コンクリート土留工	(略)	(略)	図面の表示箇所にて測定。断面、形状等の変化点 ± 0.5 に測定する。	(略)	5-5-6-3
5	5	6	5		石積及びコンクリートブロック積土留工	(略)	(略)	図面の表示箇所にて測定。断面、形状等の変化点 ± 0.5 に測定する。	(略)	5-5-6-5
5-5-8-3～5-5-9-2 (略)										
5	5	9	5		ボーリング暗渠工	基準高	± 100	全数	(略)	5-5-9-5
						長さ ℓ	設計値以上			
						傾斜角 θ	± 2.5 度			
						方向	± 2.5 度			
5-5-10-3 (略)										
5	5	12			筋工	(略)	(略)	全箇所	(略)	5-5-12
								延長40m ± 0.5 に1ヶ所の割合で測定する。40m以下の場合は2ヶ所とする。		
5	5	13	1	1	伏工	(略)	(略)	法長の変化点 ± 0.5 に測定する。面積で管理する場合の規格値は、-2%とする。	(略)	5-5-13

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準
5 溪間・山腹工等	5 山腹工	13 伏工	1	2	伏工 (面管理の場合)	法長 ℓ	$s\ell < 5m$	-200
							$s\ell \geq 5m$	-4%
						延長 L	-200	
						面積A (法長及び延長に代えて計測)	-2%	
						※法長及び延長の計測を面積Aの計測に代えることができる		1. 3次元データによる出来形管理を実施する場合、発注者が指定する基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mm が含まれている。 3. 計測密度は、100点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 測定項目の計測は3次元CADソフトにより実施する。 5. 変化点は、原則として評定点等のデータ内で位置が明確な箇所とする。ただし、3次元点群データ上で施工範囲の変化点が明確な場合は、発注者と協議の上仕様の変化点を設定することができる。

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
5-6-4-3～6-1-5-8 (略)										
6 林道	1 林道	7 擁壁工	12 13		木製土留・擁壁工士のう積工	(略)	(略)	断面、形状等の変化点ごとに測定する。 設計図、野帳に記入又は出来形図等を作成する。ただし簡易なもの見取り図とすることができる。	(略)	6-1-7-12 6-1-7-13
6 林道	1 林道	9 カルバート工	6		場所打函渠工	(略)	(略)	寸法は、両端、継手箇所、および断面、形状等の変化点について測定する。 設計図に記入又は出来形図等を策定する。	(略)	6-1-9-6
6-1-10-3 (略)										

5 溪間・山腹工等	3 溪間工	7 木製治山ダム工	6		木製治山ダム本体工	(略)	(略)	図面の表示箇所にて測定。断面、形状等の変化点値にて測定する。	(略)	5-3-7-6
5-4-4-8 (略)										
5 溪間・山腹工等	5 山腹工	6 土留工	3		コンクリート土留工	(略)	(略)	図面の表示箇所にて測定。断面、形状等の変化点値にて測定する。	(略)	5-5-6-3
5 溪間・山腹工等	5 山腹工	6 土留工	5		石積及びコンクリートブロック積土留工	(略)	(略)	図面の表示箇所にて測定。断面、形状等の変化点値にて測定する。	(略)	5-5-6-5
5-5-8-3～5-5-9-2 (略)										
5 溪間・山腹工等	5 山腹工	9 暗渠工	5		ボーリング暗渠工	基準高	±100	全数	(略)	5-5-9-5
						長さ ℓ	設計値以上			
						傾斜角 θ	±1度			
						方向	±2.5度			
5-5-10-3 (略)										
5 溪間・山腹工等	5 山腹工	12 筋工			筋工	(略)	(略)	全箇所	(略)	5-5-12
								延長40m毎に1ヶ所の割合で測定する。40m以下の場合は2ヶ所とする。		
5 溪間・山腹工	5 山腹工	13 伏工			伏工	(略)	(略)	法長の変化点値にて測定する。面積で管理する場合の規格値は、-2%とする。	(略)	5-5-13

測定箇所	摘要
	5-5-13-1

(略) (新設)

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
5-6-4-3～6-1-5-8 (略)										
6 林道	1 林道	7 擁壁工	12 13		木製土留・擁壁工士のう積工	(略)	(略)	断面、形状等の変化点ごとに測定する。 設計図、野帳に記入または出来形図等を作成する。ただし簡易なもの見取り図とすることができる。	(略)	6-1-7-12 6-1-7-13
6 林道	1 林道	9 カルバート工	6		場所打函渠工	(略)	(略)	寸法は、両端、継手箇所、および断面、形状等の変化点について測定する。 設計図に記入または出来形図等を策定する。	(略)	6-1-9-6
6-1-10-3 (略)										

6 林 道	1 林 道	10 排 水 施 設 工	4		横断工 (開渠)	(略)	(略)	1 施工当たり 2 ヶ所程度測定する。 ただし、施工延長が20mを超える場合は、20m程度 <u>ごと</u> に測定する。 工場製品の寸法は、規格証明書等による。 設計図・野帳に記入 <u>又は</u> 出来形図等を作成する。	(略)	6-1-10-4
6 林 道	1 林 道	10 排 水 施 設 工	5 6		コルゲートパイプ工 コルゲートフ リューム工	(略)	(略)	1 施工箇所当たり 2 ヶ所。ただし施工延長が20mを超える場合は、20m程度 <u>ごと</u> に測定する。 工場製品の場合の寸法は、規格証明書等による。 ただし、製造元の製品の仕様により許容値が定められている場合は、当該許容値を規格値に読み替えるものとし、製造元の証明書等を添付するものとする。	(略)	6-1-10-5 6-1-10-6
6 林 道	1 林 道	10 排 水 施 設 工	7		洗越工	(略)	(略)	全箇所 断面、形状等の変化点について測定する。 設計図、野帳に記入 <u>又は</u> 出来高図等を作成する。	(略)	6-1-10-7
6 林 道	1 林 道	10 排 水 施 設 工	11		流末工	(略)	(略)	全箇所 設計図に記入 <u>又は</u> 野帳等に記入する。	(略)	6-1-10-11
6 林 道	1 林 道	11 落 石 雪 害 防 止 工	4		落石防止網工	(略)	(略)	全箇所 ただし、ロープ間隔は変化点 <u>ごと</u> の全間隔とする。 法長は、最上段と最下段のロープ間隔とする。 設計図に記入 <u>又は</u> は出来形図等を作成する。	(略)	6-1-11-4
6 林 道	1 林 道	11 落 石 雪 害 防 止 工	5		落石防護柵工	(略)	(略)	全箇所 厚さは、1 施工箇所当たり 2 ヶ所以上とする。 設計図に記入 <u>又は</u> は出来形図等を作成する。	(略)	6-1-11-5
6 林 道	1 林 道	11 落 石 雪 害 防 止 工	6		防雪柵工	(略)	(略)	施工延長40mにつき 1 ヶ所、施工延長40m以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。 <u>3次元計測技術を用いた出来形管理は、発注者が指定する規定による測点の管理方法を用いることができる。</u>	(略)	6-1-11-6
						(略)	(略)	1 施工箇所 <u>ごと</u> 。 <u>3次元計測技術を用いた出来形管理は、発注者が指定する規定による測点の管理方法を用いることができる。</u>	(略)	
						(略)	(略)	基礎 1 基 <u>ごと</u> 。 <u>3次元計測技術を用いた出来形管理は、発注者が指定する規定による測点の管理方法を用いることができる。</u>	(略)	
6 林 道	1 林 道	11 落 石 雪 害 防 止 工	7		雪崩予防柵工	(略)	(略)	施工延長40mにつき 1 ヶ所、施工延長40m以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。	(略)	6-1-11-7
						(略)	(略)	1 施工箇所 <u>ごと</u> 。	(略)	
						(略)	(略)	基礎 1 基 <u>ごと</u> 。	(略)	
						(略)	(略)	全数	(略)	
6-2-6-4 (略)										

6 林 道	1 林 道	10 排 水 施 設 工	4		横断工 (開渠)	(略)	(略)	1 施工当たり 2 ヶ所程度測定する。 ただし、施工延長が20mを超える場合は、20m程度 <u>毎</u> に測定する。 工場製品の寸法は、規格証明書等による。 設計図・野帳に記入 <u>または</u> 出来形図等を作成する。	(略)	6-1-10-4
6 林 道	1 林 道	10 排 水 施 設 工	5 6		コルゲートパイプ工 コルゲートフ リューム工	(略)	(略)	1 施工箇所当たり 2 ヶ所。ただし施工延長が20mを超える場合は、20m程度 <u>毎</u> に測定する。 工場製品の場合の寸法は、規格証明書等による。 ただし、製造元の製品の仕様により許容値が定められている場合は、当該許容値を規格値に読み替えるものとし、製造元の証明書等を添付するものとする。	(略)	6-1-10-5 6-1-10-6
6 林 道	1 林 道	10 排 水 施 設 工	7		洗越工	(略)	(略)	全箇所 断面、形状等の変化点について測定する。 設計図、野帳に記入 <u>または</u> は出来高図等を作成する。	(略)	6-1-10-7
6 林 道	1 林 道	10 排 水 施 設 工	11		流末工	(略)	(略)	全箇所 設計図に記入 <u>または</u> 野帳等に記入する。	(略)	6-1-10-11
6 林 道	1 林 道	11 落 石 雪 害 防 止 工	4		落石防止網工	(略)	(略)	全箇所 ただし、ロープ間隔は変化点 <u>毎</u> の全間隔とする。 法長は、最上段と最下段のロープ間隔とする。 設計図に記入 <u>または</u> は出来形図等を作成する。	(略)	6-1-11-4
6 林 道	1 林 道	11 落 石 雪 害 防 止 工	5		落石防護柵工	(略)	(略)	全箇所 厚さは、1 施工箇所当たり 2 ヶ所以上とする。 設計図に記入 <u>または</u> は出来形図等を作成する。	(略)	6-1-11-5
6 林 道	1 林 道	11 落 石 雪 害 防 止 工	6		防雪柵工	(略)	(略)	施工延長40mにつき 1 ヶ所、施工延長40m以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。	(略)	6-1-11-6
						(略)	(略)	1 施工箇所 <u>毎</u>	(略)	
						(略)	(略)	基礎 1 基 <u>毎</u>	(略)	
6 林 道	1 林 道	11 落 石 雪 害 防 止 工	7		雪崩予防柵工	(略)	(略)	施工延長40mにつき 1 ヶ所、施工延長40m以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。	(略)	6-1-11-7
						(略)	(略)	1 施工箇所 <u>毎</u>	(略)	
						(略)	(略)	基礎 1 基 <u>毎</u>	(略)	
						(略)	(略)	全数	(略)	
6-2-6-4 (略)										

6 林 道	2 舗 装	7 防 護 施 設	5		車止めポスト工	(略)	(略)	単独基礎10基につき1基、10基以下のものは2基測定。測定箇所は1基につき1ヶ所測定。 <u>3次元計測技術を用いた出来形管理は、発注者が指定する規定による測点の管理方法を用いることができる。</u>	(略)	6-2-7-5
6-3-3-3 (略)										
6 林 道	3 橋 梁 下 部	6 橋 台 工	8		橋台躯体工	(略)	(略)	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所箱抜き形状の詳細については「道路橋支承便覧」による。 3次元計測技術を用いた出来形管理を発注者が指定する規定により実施する場合は、規定による計測精度・計測密度を満たす計測方法を用いることができる。	(略)	6-3-6-8
6-3-7-9-1 (略)										
6 林 道	3 橋 梁 下 部	7 R C 橋 脚 工	9	2	橋台躯体工 (ラーメン式)	(略)	(略)	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所箱抜き形状の詳細については「道路橋支承便覧」による。 3次元計測技術を用いた出来形管理を発注者が指定する規定により実施する場合は、規定による計測精度・計測密度を満たす計測方法を用いることができる。	(略)	6-3-6-8
6-3-8-9-1～6-5-6-2 (略)										
6 林 道	6 木 造 橋 上 部	3 木 造 橋 上 部	3		木桁	(略)	(略)	全箇所 橋軸方向の断面寸法は、中央及び両端部、その他は寸法表示箇所を測定する。 設計図に記入又は出来形図を作成する。	(略)	6-6-3-3
6 林 道	7 ト ン ネ ル N A T M	4 支 保 工	3		吹付工	(略)	(略)	施工延長40mごとに図に示す。 (1)～(7)及び断面変化点の検測孔を測定。 注) 良好な岩盤とは、道路トンネル技術基準（構造編）という地盤等級A又はBに該当する地盤とする。	(略)	6-7-4-3
6 林 道	7 ト ン ネ ル N A T M	4 支 保 工	4		ロックボルト工	(略)	(略)	施工延長40mごとに断面全本数検測	(略)	6-7-4-4
6-7-5-3～6-7-8-5 (略)										
6 林 道	8 道 路 維 持	3 舗 装 工	5		切削オーバーレイ工	(略)	(略)	厚さは20mごとに現舗装高とオーバーレイ後の基準高の差で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 幅は、延長40mごとに1ヶ所の割合とし、延長40m未満の場合は、2ヶ所／施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることができる。 3次元計測技術を用いた出来形管理は、発注者が指定する規定による測点の管理方法を用いることができる。	図 (略) 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。	6-8-3-5
6 林 道	8 道 路 維 持	3 舗 装 工	7		路上再生工	(略)	(略)	幅、厚さは延長40mごとに1ヶ所の割合で測定。	(略)	6-8-3-7
6-10-3-4 (略)										

6 林 道	2 舗 装	7 防 護 施 設	5		車止めポスト工	(略)	(略)	単独基礎10基につき1基、10基以下のものは2基測定。測定箇所は1基につき1ヶ所測定。	(略)	6-2-7-5
6-3-3-3 (略)										
6 林 道	3 橋 梁 下 部	6 橋 台 工	8		橋台躯体工	(略)	(略)	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所箱抜き形状の詳細については「道路橋支承便覧」による。 3次元計測技術を用いた出来形管理を発注者が指定する規定により出来形管理を実施する場合は、規定による計測精度・計測密度を満たす計測方法を用いることができる。	(略)	6-3-6-8
6-3-7-9-1 (略)										
6 林 道	3 橋 梁 下 部	7 R C 橋 脚 工	9	2	橋台躯体工 (ラーメン式)	(略)	(略)	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所箱抜き形状の詳細については「道路橋支承便覧」による。 3次元計測技術を用いた出来形管理を発注者が指定する規定により出来形管理を実施する場合は、規定による計測精度・計測密度を満たす計測方法を用いることができる。	(略)	6-3-6-8
6-3-8-9-1～6-5-6-2 (略)										
6 林 道	6 木 造 橋 上 部	3 木 造 橋 上 部	3		木桁	(略)	(略)	全箇所 橋軸方向の断面寸法は、中央及び両端部、その他は寸法表示箇所を測定する。 設計図に記入または出来形図を作成する。	(略)	6-6-3-3
6 林 道	7 ト ン ネ ル N A T M	4 支 保 工	3		吹付工	(略)	(略)	施工延長40m毎に図に示す。 (1)～(7)及び断面変化点の検測孔を測定。 注) 良好な岩盤とは、道路トンネル技術基準（構造編）という地盤等級A又はBに該当する地盤とする。	(略)	6-7-4-3
6 林 道	7 ト ン ネ ル N A T M	4 支 保 工	4		ロックボルト工	(略)	(略)	施工延長40m毎に断面全本数検測	(略)	6-7-4-4
6-7-5-3～6-7-8-5 (略)										
6 林 道	8 道 路 維 持	3 舗 装 工	5		切削オーバーレイ工	(略)	(略)	厚さは20m毎に現舗装高とオーバーレイ後の基準高の差で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 幅は、延長40m毎に1ヶ所の割合とし、延長40m未満の場合は、2ヶ所／施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることができる。 3次元計測技術を用いた出来形管理は、発注者が指定する規定による測点の管理方法を用いることができる。	図 (略) 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。	6-8-3-5
6 林 道	8 道 路 維 持	3 舗 装 工	7		路上再生工	(略)	(略)	幅、厚さは延長40m毎に1ヶ所の割合で測定。	(略)	6-8-3-7
6-10-3-4 (略)										

品質管理基準及び規格値
品質管理
1・2 （略）

工 種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
1 セメント・コンクリート (覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く。)	材料	必須	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		その他	骨材のふるい分け試験・骨材の密度及び粗骨材のすりへり試験	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		(JISマーク表示されたレディミックストコンクリートを使用する場合を除く。)	(略)	(略)	(略)	工事開始前、工事中1回以上 12か月 及び産地が変わった場合。 ただし、砂利の場合は、工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	(略)	(略)
			骨材の微粒分量試験	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
			砂の有機不純物試験	(略)	(略)	工事開始前、工事中1回以上 12か月 及び産地が変わった場合。	(略)	(略)
			モルタルの圧縮強度による砂の試験・骨材中の粘土塊量の試験 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	(略)	(略)	砂、砂利：工事開始前、工事中1回以上 12か月 及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石：工事開始前、工事中1回以上 12か月 及び産地が変わった場合。	(略)	(略)
			セメントの物理試験・ポルトランドセメントの化学分析 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合： <u>JIS A 5308附属書IC</u>	懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90％以上	工事開始前、工事中1回以上 12か月 及び水質が変わった場合。	(略)	(略)
				回収水の場合： <u>JIS A 5308附属書IC</u>	塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90％以上	工事開始前、工事中1回以上 12か月 及び水質が変わった場合。 <u>スラッジ水の濃度は1回/日</u>	(略)	(略)
	製造 (プラント)	その他 (同)	計量設備の計量精度	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
			ミキサの練混ぜ性能試験	(略)	(略)	工事開始前及び工事中1回以上 12か月	(略)	(略)
				(略)	(略)		(略)	(略)
			細骨材の表面水率試験・粗骨材の表面水率試験	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
施工	必須		塩化物総量規制～スランプ試験 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
			コンクリートの圧縮強度試験	(略)	(略)	・荷卸し時又は工場出荷時に運搬車から採取した試料 1回/日以上、150m3ごとに1回なお、テストピースは打設場所 で採取し、1回につき6個（σ7…3個、28…3個）とする。 ・ (略)	(略)	(略)
				(略)	(略)		(略)	(略)
			空気量測定	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	その他		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
施工後試験	必須・その他		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

品質管理基準及び規格値
品質管理
1・2 （略）

工 種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
1 セメント・コンクリート (覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く。)	材料	必須	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		その他	骨材のふるい分け試験・骨材の密度及び粗骨材のすりへり試験	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		(JISマーク表示されたレディミックストコンクリートを使用する場合を除く。)	(略)	(略)	(略)	工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。 ただし、砂利の場合は、工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	(略)	(略)
			骨材の微粒分量試験	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
			砂の有機不純物試験	(略)	(略)	工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	(略)	(略)
			モルタルの圧縮強度による砂の試験・骨材中の粘土塊量の試験 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	(略)	(略)	砂、砂利：工事開始前、工事中1回 6ヶ月 以上及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石：工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	(略)	(略)
			セメントの物理試験・ポルトランドセメントの化学分析 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合： <u>JIS A 5308附属書C</u>	懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90％以上	工事開始前、工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。	(略)	(略)
				回収水の場合： <u>JIS A 5308附属書C</u>	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90％以上		(略)	(略)
	製造 (プラント)	その他 (同)	計量設備の計量精度	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
			ミキサの練混ぜ性能試験	(略)	(略)	工事開始前及び工事中1回/年以上	(略)	(略)
				(略)	(略)		(略)	(略)
			細骨材の表面水率試験・粗骨材の表面水率試験	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
施工	必須		塩化物総量規制～スランプ試験 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
			コンクリートの圧縮強度試験	(略)	(略)	・荷卸し時 1回/日以上、150m3ごとに1回 なお、テストピースは打設場所 で採取し、1回につき6個（σ7…3個、28…3個）とする。 ・ (略)	(略)	(略)
				(略)	(略)		(略)	(略)
			空気量測定	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	その他		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
施工後試験	必須・その他		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

2～14 (略)							
15 吹付工	材 料	必須 その他	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		その他	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		骨材の密度及び吸水率試験・骨材の微粒分量試験 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		砂の有機不純物試験	(略)	(略)	工事開始前、工事中1回以上／ <u>12か月</u> 及び産地が変わった場合。	(略)	(略)
		モルタルの圧縮強度による砂の試験・骨材中の粘土塊量の試験 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	(略)	(略)	砂、砂利： 工事開始前、工事中1回以上／ <u>12か月</u> 及び産地が変わった場合。 砕砂、碎石： 工事開始前、工事中1回以上／ <u>12か月</u> 及び産地が変わった場合。	(略)	(略)
		セメントの物理試験・ポルトランドセメントの化学分析 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	コ 製 造 ク リ ー ト （ フ ラ ン ク ） （ J I S マ ー ク 表 示 さ れ た レ デ イ ミ ク ス ト ）	練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合： <u>JIS A 5308附属書IC</u>	懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90％以上	工事開始前、工事中1回以上／ <u>12か月</u> 及び水質が変わった場合。	(略)	(略)
			回収水の場合： <u>JIS A 5308附属書IC</u>	塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90％以上		(略)	(略)
	コ 製 造 ク リ ー ト （ フ ラ ン ク ） （ J I S マ ー ク 表 示 さ れ た レ デ イ ミ ク ス ト ）	必須	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		その他	計量設備の計量精度	(略)	(略)	(略)	(略)
		ミキサの練混ぜ性能試験	(略)	(略)	工事開始前及び工事中1回以上／ <u>12か月</u> 。	(略)	(略)
施工	その他	塩化物総量規制・スランプ試験 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	必須	コンクリートの圧縮強度試験	<u>JIS A 1107</u> JIS A 1108 土木学会規準JSCE F561-2023	(略)	(略)	(略)	(略)
	その他	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

2～14 (略)							
15 吹付工	材 料	必須 その他	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		その他	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		骨材の密度及び吸水率試験・骨材の微粒分量試験 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		砂の有機不純物試験	(略)	(略)	工事開始前、工事中1回／年以上及び産地が変わった場合。	(略)	(略)
		モルタルの圧縮強度による砂の試験・骨材中の粘土塊量の試験 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	(略)	(略)	砂、砂利： 工事開始前、工事中1回／ <u>6ヶ月</u> 以上及び産地が変わった場合。 砕砂、碎石： 工事開始前、工事中1回／年以上及び産地が変わった場合。	(略)	(略)
		セメントの物理試験・ポルトランドセメントの化学分析 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	コ 製 造 ク リ ー ト （ フ ラ ン ク ） （ J I S マ ー ク 表 示 さ れ た レ デ イ ミ ク ス ト ）	練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合： <u>JIS A 5308附属書C</u>	懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90％以上	工事開始前、工事中1回／年以上及び水質が変わった場合。	(略)	(略)
			回収水の場合： <u>JIS A 5308附属書C</u>	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90％以上		(略)	(略)
	コ 製 造 ク リ ー ト （ フ ラ ン ク ） （ J I S マ ー ク 表 示 さ れ た レ デ イ ミ ク ス ト ）	必須	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		その他	計量設備の計量精度	(略)	(略)	(略)	(略)
		ミキサの練混ぜ性能試験	(略)	(略)	工事開始前及び工事中1回／年以上。	(略)	(略)
施工	その他	塩化物総量規制・スランプ試験 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108 土木学会規準JSCE F561-2013	(略)	(略)	(略)	(略)
	その他	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

16	現場吹付法 粹工	材料	その他 (JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く。)	必須	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
				骨材のふるい分け試験～骨材の微粒分量試験 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
				砂の有機不純物試験	(略)	(略)	工事開始前、工事中1回以上／ <u>12か月</u> 及び産地が変わった場合。	(略)	(略)
				モルタルの圧縮強度による砂の試験・骨材中の粘土塊量の試験 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
				硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	(略)	(略)	砂、砂利： 工事開始前、工事中1回以上／ <u>12か月</u> 及び産地が変わった場合。 砕砂、碎石： 工事開始前、工事中1回以上／ <u>12か月</u> 及び産地が変わった場合。	(略)	(略)
				セメントの物理試験・ポルトランドセメントの化学分析 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
				練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合： <u>JIS A 5308附属書C</u>	懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回以上／ <u>12か月</u> 及び水質が変わった場合。	(略)	(略)
					回収水の場合： <u>JIS A 5308附属書IC</u>	塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回以上／ <u>12か月</u> 及び水質が変わった場合。 <u>スラッジ水の濃度は1回／日</u>	(略)	(略)
			ト製 コン クリ ート (ヘ フ ラ ン ト を 使 用 す る 場 合 は 除 く 。)	必須	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
				その他	計量設備の計量精度	(略)	(略)	(略)	(略)
				ミキサの練混ぜ性能試験	(略)	(略)	工事開始前及び工事中1回以上／ <u>12か月</u> 。	(略)	(略)
					(略)	(略)		(略)	(略)
		施工	その他	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
			必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1107 JIS A 1108 土木学会規準JSCE F561-2023	(略)	(略)	(略)	(略)
			その他	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

16	現場吹付法 粹工	材料	その他 (JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く。)	必須	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
				骨材のふるい分け試験～骨材の微粒分量試験 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
				砂の有機不純物試験	(略)	(略)	工事開始前、工事中1回／ <u>年</u> 以上及び産地が変わった場合。	(略)	(略)
				モルタルの圧縮強度による砂の試験・骨材中の粘土塊量の試験 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
				硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	(略)	(略)	砂、砂利： 工事開始前、工事中1回／ <u>6ヶ月</u> 以上及び産地が変わった場合。 砕砂、碎石： 工事開始前、工事中1回／ <u>年</u> 以上及び産地が変わった場合。	(略)	(略)
				セメントの物理試験・ポルトランドセメントの化学分析 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
				練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合： <u>JIS A 5308附属書C</u>	懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回／ <u>年</u> 以上及び水質が変わった場合。	(略)	(略)
					回収水の場合： <u>JIS A 5308附属書C</u>	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上		(略)	(略)
		ト製 コン クリ ート (ヘ フ ラ ン ト を 使 用 す る 場 合 は 除 く 。)	必須	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
			その他	計量設備の計量精度	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
			ミキサの練混ぜ性能試験	(略)	(略)	工事開始前及び工事中1回／ <u>年</u> 以上。	(略)	(略)	(略)
				(略)	(略)		(略)	(略)	(略)
		施工	その他	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
			必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1107 JIS A 1108 土木学会規準JSCE F561-2013	(略)	(略)	(略)	(略)
			その他	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

17・18 (略)						
19 覆工コンクリート (NATM)	材料 (JISマーク表示されたレディーミクスコンクリートを使用する場合は除く。)	必須 その他	(略)	(略)	(略)	(略)
		骨材のふるい分け試験・骨材の密度及び吸水率試験 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		粗骨材のすりへり試験	(略)	(略)	工事開始前、工事中1回 以上 / 12か月 及び産地が変わった場合。 ただし、砂利の場合は、工事開始前、工事中1回／月以上及び産地が変わった場合。	(略)
		砂の有機不純物試験	(略)	(略)	工事開始前、工事中1回 以上 / 12か月 及び産地が変わった場合。	(略)
		モルタルの圧縮強度による砂の試験・骨材中の粘土塊量の試験 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	(略)	(略)	砂、砂利： 工事開始前、工事中1回 以上 / 12か月 及び産地が変わった場合。 砕砂、碎石： 工事開始前、工事中1回 以上 / 12か月 及び産地が変わった場合。	(略)
		セメントの物理試験・ボルトランドセメントの化学分析	(略)	(略)	(略)	(略)
		練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合： JIS A 5308附属書IC	懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200 mg / L 以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90％以上	工事開始前、工事中1回 以上 / 12か月 及び水質が変わった場合。	(略)
			回収水の場合： JIS A 5308附属書IC	塩化物イオン量：200 mg / L 以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90％以上		(略)
	除ミクスコンクリート（JISマーク表示されたレディーミクスコンクリートを使用する場合は除く。）	その他	計量設備の計量精度	(略)	(略)	(略)
		ミキサの練混ぜ性能試験	(略)	(略)	工事開始前及び工事中1回 以上 / 12か月	(略)
			(略)	(略)	工事開始前及び工事中1回 以上 / 12か月	(略)
		細骨材の表面水率試験・粗骨材の表面水率試験 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
施工	必須	単位水量測定	(略)	(略)	(略)	(略)
		コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	(略)	・荷卸し時又は工場出荷時に運搬車から採取した試料 1回／日以上、150m3ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。なお、テストピースは打設場所で採取し、1回につき6個（σ7…3個、σ28…3個）とする。	(略)
		塩化物総量規制・空気量測定 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	その他	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

17・18 (略)						
19 覆工コンクリート (NATM)	材料 (JISマーク表示されたレディーミクスコンクリートを使用する場合は除く。)	必須 その他	(略)	(略)	(略)	(略)
		骨材のふるい分け試験・骨材の密度及び吸水率試験 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		粗骨材のすりへり試験	(略)	(略)	工事開始前、工事中1回 ／ 年以上及び産地が変わった場合。 ただし、砂利の場合は、工事開始前、工事中1回／月以上及び産地が変わった場合。	(略)
		砂の有機不純物試験	(略)	(略)	工事開始前、工事中1回 ／ 年以上及び産地が変わった場合。	(略)
		モルタルの圧縮強度による砂の試験・骨材中の粘土塊量の試験 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	(略)	(略)	砂、砂利： 工事開始前、工事中1回 ／ 6ヶ月以上及び産地が変わった場合。 砕砂、碎石： 工事開始前、工事中1回 ／ 年以上及び産地が変わった場合。	(略)
		セメントの物理試験・ボルトランドセメントの化学分析	(略)	(略)	(略)	(略)
		練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合： JIS A 5308附属書C	懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90％以上	工事開始前、工事中1回 ／ 年以上及び水質が変わった場合。	(略)
			回収水の場合： JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90％以上		(略)
	除ミクスコンクリート（JISマーク表示されたレディーミクスコンクリートを使用する場合は除く。）	その他	計量設備の計量精度	(略)	(略)	(略)
		ミキサの練混ぜ性能試験	(略)	(略)	工事開始前及び工事中1回 ／ 年以上	(略)
			(略)	(略)	工事開始前及び工事中1回 ／ 年以上	(略)
		細骨材の表面水率試験・粗骨材の表面水率試験 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
施工	必須	単位水量測定	(略)	(略)	(略)	(略)
		コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	(略)	・荷卸し時 1回／日以上、150m3ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。なお、テストピースは打設場所で採取し、1回につき6個（σ7…3個、σ28…3個）とする。	(略)
		塩化物総量規制・空気量測定 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	その他	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

20 吹付けコンクリート (NATM)	材料	必須	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
		含その他（JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合を除く）	骨材のふるい分け試験～ポルトランドセメントの化学分析 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
		練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合： JIS A 5308附属書IC	懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回以上／ 12か月 及び水質が変わった場合。	(略)	(略)		
			回収水の場合： JIS A 5308附属書IC	塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上		(略)	(略)		
	その他	計量設備の計量精度 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
		ミキサの練混ぜ性能試験	(略)	(略)	工事開始前及び工事中1回以上／ 12か月	(略)	(略)		
			(略)	(略)		(略)			
	細骨材の表面水率試験・粗骨材の表面水率試験 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			
	施工	必須	塩化物総量規制 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
		その他	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108 土木学会規準JSCE F561-2023	(略)	(略)	(略)		
			(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
21～26 (略)									
27 押え盛土工	材料	必須	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
		施工	必須	現場密度の測定※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。	(略)	(略)	(略)	(略)	
					(略)	1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の90%以上。又は、設計図書による。	(略)	(略)	(略)
					(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

20 吹付けコンクリート (NATM)	材料	必須 含その他（JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合）	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
			骨材のふるい分け試験～ポルトランドセメントの化学分析 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合： IIS A 5308附属書C	懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中 1 回／年以上及び水質が変わった場合。	(略)	(略)
				回収水の場合： IIS A 5308附属書C	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上		(略)	(略)
	コンクリート（JISマーク表示される場合は除く）	その他	計量設備の計量精度 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
			ミキサの練混ぜ性能試験	(略)	(略)	工事開始前及び工事中 1 回／年以上	(略)	(略)
				(略)	(略)		(略)	
			細骨材の表面水率試験・粗骨材の表面水率試験 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	施工	必須	塩化物総量規制 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
			コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108 土木学会規準JSCE F561-2013	(略)	(略)	(略)	(略)
		その他	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
21～26 (略)								
27 押え盛土工	材料	必須	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
			現場密度の測定※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
				(略)	1 管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の90%以上。又は、設計図書による。	(略)	(略)	(略)
				(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

森林整備保全事業工事写真管理基準	森林整備保全事業工事写真管理基準
1（略）	1（略）
2．管理の実施 （１）～（６）（略） <u>（７） 国土交通省の「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」を準拠して出来形管理を行った場合には、出来形管理写真の撮影頻度及び撮影方法は、写真管理基準のほか、同要領の規定による。</u> <u>また、「ＴＳ・ＧＮＳＳを用いた盛土の締固め管理要領」による品質管理を行った場合には、品質管理写真の撮影頻度及び撮影方法は、写真管理基準のほか、同要領の規定による。</u>	2．管理の実施 （１）～（６）（略） （新設）
3（略）	3（略）
<u>4．工事写真の省略</u> <u>工事写真は、次の場合に撮影を省略するものとする。</u> <u>（１） 品質管理写真について、公的機関で実施された品質証明書を保管整備できる場合は、撮影を省略するものとする。</u> <u>（２） 出来形管理写真について、完成後測定可能な部分については、出来形管理状況のわかる写真を工種ごとに１回撮影し、後は撮影を省略するものとする。</u> <u>（３） 監督職員又は発注者支援業務受託者が臨場して段階確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略するものとする。また、臨場時の状況写真は不要とする。</u>	（新設）
<u>5～8</u> （略）	<u>4～7</u> （略）
工事写真撮影要領（略）	工事写真撮影要領（略）

附 則 この通知は、令和7年4月1日から適用する。